# 令和２年度　事務事業評価シート（抜粋）

（令和元年度分）

令和２年８月

泉南市　行革・財産活用室

## 【目　次】


| 番号 | 担当課 | | ページ |
|---|---|---|---|
| 0101 ～ 0103 | 議会事務局 | …… | 1 |
| 0201 ～ 0203 | 選挙管理委員会事務局 | …… | 1 |
| 0301 | 監査委員事務局 | …… | 1 |
| 0401 | 公平委員会事務局 | …… | 1 |
| 0501 | 固定資産評価審査委員会 | …… | 2 |
| 0601 ～ 0602 | 会計課 | …… | 2 |
| 1101 ～ 1106 | 秘書広報課 | …… | 2 |
| 1201 ～ 1204 | 人事課 | …… | 3 |
| 1301 ～ 1320 | 政策推進課 | …… | 3 |
| 1401 ～ 1412 | 危機管理課 | …… | 6 |
| 1501 ～ 1518 | 人権推進課 | …… | 7 |
| 2101 ～ 2116 | 総務課 | …… | 9 |
| 2201 ～ 2202 | 財政課 | …… | 11 |
| 2301 ～ 2302 | 税務課 | …… | 11 |
| 2401 ～ 2407 | 契約検査課 | …… | 11 |
| 2501 ～ 2507 | 行革・財産活用室 | …… | 12 |
| 3101 ～ 3104 | 市民課 | …… | 13 |
| 3201 ～ 3221 | 環境整備課 | …… | 14 |
| 3301 ～ 3307 | 清掃課 | …… | 16 |
| 3401 ～ 3425 | 産業観光課 | …… | 16 |
| 3501 | 農業委員会事務局 | …… | 20 |
| 4101 ～ 4117 | 保険年金課 | …… | 20 |
| 4201 ～ 4213 | 保健推進課 | …… | 21 |
| 4301 ～ 4310 | 保育子育て支援課 | …… | 23 |
| 4401 ～ 4435 | 生活福祉課 | …… | 25 |
| 4501 ～ 4532 | 長寿社会推進課 | …… | 30 |
| 4601 ～ 4607 | 障害福祉課 | …… | 34 |
| 5101 ～ 5109 | 道路課 | …… | 35 |
| 5201 ～ 5203 | 都市政策課 | …… | 36 |
| 5301 ～ 5309 | 住宅公園課 | …… | 36 |
| 5401 | 広域まちづくり課 | …… | 38 |
| 5501 | 審査指導課 | …… | 38 |
| 6301 ～ 6317 | 下水道課 | …… | 38 |
| 7101 ～ 7111 | 教育総務課 | …… | 40 |
| 7201 ～ 7206 | 学務課 | …… | 41 |
| 7301 ～ 7303 | 人権教育課 | …… | 42 |
| 7401 ～ 7405 | 青少年センター | …… | 42 |
| 7501 ～ 7510 | 指導課 | …… | 43 |
| 7601 ～ 7628 | 生涯学習課 | …… | 44 |
| 7701 ～ 7707 | 文化振興課 | …… | 48 |


## 【凡　例】

### 事務事業の評価

〔目的妥当性（必要性）〕

評価
- A ： 高い
- B ： やや高い
- C ： やや低い
- D ： 低い

問） 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。

評価
- ア ： 合っている
- イ ： ある程度
- ウ ： いない

〔有効性〕

評価
- A ： 高い
- B ： やや高い
- C ： やや低い
- D ： 低い

問） 期待どおりの成果が得られていますか。

評価
- ア ： 得られている
- イ ： ある程度
- ウ ： いない

〔効率性〕

評価
- A ： 高い
- B ： やや高い
- C ： やや低い
- D ： 低い

問） 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。

評価
- ア ： ある
- イ ： ない

### 総合評価

評価
- A ： 現状のまま事業を進めることが適当
- B ： 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
  （事業の進め方に改善が必要）
- C ： 課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要
  （事業規模、内容、実施主体の見直しが必要）
- D ： 事業の統合、休止・廃止の検討が必要

### 改革、改善案

今後の方向性
- ア ： 現状のまま継続
- イ ： 見直しのうえで継続
  - a ： 重点化
  - b ： 手段を改善
  - c ： 効率化する
  - d ： 簡素化する
  - e ： 統合する
  （複数選択可）
- ウ ： 終了
- エ ： 休止
- オ ： 廃止

■事務事業評価シート抜粋一覧表

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 0101 | 議会運営事業 | 議会事務局 | 議員,他市議員、市民 | 普通地方公共団体では、地方自治法により議会を置くことや、その議会において条例の制定や改廃、予算・決算などの事件について議決することなどが規定されており、その法に基づいた議会運営のため、次の事業を行う。<br>①本会議・委員会の開催　②会議録の作成　③議場、委員会室、議員控室等の管理　④議長・副議長随行業務　⑤要望書の受付業務　⑥その他議員活動における補助及び来客対応　⑦4年に1度の改選に伴う業務<br>また、全国市議会議長会をはじめとした各議長会に加盟し、各議長会の意思を国会、政府、その他関係方面に反映させるための調査研究や措置を講じ、国会へ意見書の提出等行っている。 | 市議会が円滑、公平な議案審議ができるように環境を整備し、更に他市との情報共有や要望活動を効果的に行うことにより、共通の利益を得る。 | 112,487 | A | ア | 議員報酬は府内他自治体と比較して適正である。また会議録作成は入札により実施し、資料作成など議会運営に要する経費は単価契約のものが大半であり、適正である。 | A | ア | 上程された議案が慎重に審議されている。 | A | イ | 資料のデータ化や、メール等を活用した情報共有等を進めており、事務の効率化を図っている。 | A | 現状のまま事業を進めることが適当ではあるが、さらなる効率性、有効性向上のため、どう事務を進めていくかが重要と考える。 | ア | |
| 0102 | 議会活動補助事業 | 議会事務局 | 議員,他市議員、職員 | ①全国の先進市に出向き、先進的事例の調査、研究を行う。また全国の先進事例等の情報や客観的な事実、データを得るため議会図書館の整備を行う。<br>②本市の先進事例に対する全国自治体からの視察受け入れ要望に対応する。また、各市議会からの調査に対して対応をする。 | ①先進事例を調査し、本市議会議員のスキルアップを図り、審議の質を高める。<br>②本市の事例を紹介し、他市議会の議会運営の参考となるよう協力する。 | 3,715 | A | イ | 各委員会の所管事項に照らし合わせ、目的に応じた先進事例の調査が行われている。また、さらなる調査研究も必要と考えている。 | A | ア | 目的に応じた調査研究により、議会において積極的な議論が行われており、効果が現れている。 | B | ア | 公開されているデータの活用や、照会事務等で業務内容の見直しは可能。 | A | 現状のまま事業を進めることが適当ではあるが、さらなる効率性、有効性向上のため、どう事務を進めていくかが課題と考える。 | ア | |
| 0103 | 議会広報事業 | 議会事務局 | 市民 | 市議会の活動内容を市民に対し情報発信するため、以下の通り各種の広報事業を実施する。<br>・議会だよりを各定例会毎に発行し、市内全世帯に配布する。<br>・議会ウェブサイトを運営し、市議会情報の発信を行う。<br>・インターネットを利用した、議会中継を実施する。 | 各種事業を行うことにより、市民が議会に関心を持ち、議会の役割や重要性を認識してもらう。 | 12,375 | A | イ | 議会だよりは見積り合わせを実施、またウェブサイトは委託をやめ事務局職員が無料のソフトや動画配信サービスを利用して運営しているため、コスト的には適正であるが、ウェブサイトについては専門性や利便性に欠ける面が課題となっている。 | B | イ | 市民に対しては議会の内容を知ってもらうことができ、議員、理事者に対しては会議録等の閲覧や、スケジュールの確認等議会の情報収集に活用してもらうことができている。 | B | イ | 議会だよりの印刷は入札を行っている。また議会だより及びウェブサイトの編集についても事務局職員による作業のため、人件費については必要最小限で作業を行っており、これ以上の削減は難しい。 | A | 今後は議会だより・ウェブサイトともに編集などの工夫による内容の充実が必要である。特に更新頻度やスピードが要求されるウェブサイトにおいては、限られた人員の中で迅速な作業を進めることができるかが課題である。 | ア | |
| 0201 | 選挙管理委員会運営事業 | 選挙管理委員会事務局 | 各種選挙等 | 定例委員会として各月、臨時委員会として選挙時やその他緊急の案件が発生した場合に随時開催し、選挙人名簿の登録や抹消、その他選挙関連の議案を審議している。<br>また、全国市区選挙管理委員会連合会をはじめ、近畿、大阪府等の他市選挙管理委員会との連合会に参画することにより、法改正情報の取得や国への要望等を行うとともに、委員会の円滑な運営、選挙の管理執行等に寄与させている。 | 選挙に関する議案を議決、告示することにより、公正な選挙を執行する。 | 4,246 | A | ア | 法令で定められた範囲である。 | A | ア | 適正に管理執行されている。 | A | イ | 必要最低限の人員及び経費で実施しており、削減の余地はない。 | A | 適正に管理執行されており、現状を維持する。 | ア | |
| 0202 | 選挙人名簿登録関連事業 | 選挙管理委員会事務局 | 名簿登録対象選挙人 | 住民基本台帳の異動情報等を基に、年間4回（3・6・9・12月）の定時登録や選挙執行時の選挙時登録を行い、公職選挙法が適用される各選挙や、直接請求に係る住民投票、裁判員・検察審査員候補者の予定者抽選を適正に執行する。 | 有権者を的確に把握し、登録もれ等が無いよう適正に管理する。 | 925 | A | ア | 法令で定められた範囲である。 | A | ア | 適正に管理執行されている。 | A | イ | 必要最低限の人員及び経費で実施しており、削減の余地はない。 | A | 適正に管理執行されており、現状を維持する。 | ア | |
| 0203 | 選挙等執行事業 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙人 | ・共通選挙事務<br>選挙事務担当者の選任・配置、投開票管理者・立会人の選任、ポスター掲示場の設置、期日前・不在者投票の実施、個人演説会の受付、選挙公報・入場整理券の配布、当日投開票の管理執行<br><br>・大阪府議会議員選挙（平成31年4月7日執行）<br>・大阪府知事選挙（平成31年4月7日執行）<br>・第25回参議院議員通常選挙（令和元年7月21日執行） | 選挙を適正に執行する。 | 52,679 | A | ア | 対象範囲（選挙人）・執行経費とも、法令で定められた範囲である。 | A | ア | 概ね各選挙とも適正に執行されている。 | A | イ | 選挙執行経費基準法に定められた範囲の導入に限定されるが、中・長期的な導入計画で読取分類機の導入など、機械化により総事業費の削減・効率化に既に取り組んでいる。 | A | 事業の性質上、マンパワーに頼らざるを得ない部分も多いが、開票事務については機械化等により、迅速かつ効率的な執行が可能と思われる。<br>引き続き、機械化できるものについては計画的に導入していく。 | ア | |
| 0301 | 監査事業 | 監査委員事務局 | 市の全部局（部、事務局） | 監査委員による会計監査・審査の準備と意見書を集約し、地方自治法、公営企業法の規定に基づき、委員の事務を円滑に補助する。<br>監査結果を議会及び市長等に提出し公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行を確保する。 | 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、違法・不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施することによって、市の行政の適正性・効率性・妥当性を保障する。 | 15,261 | A | ア | 監査の対象は地方自治法等で定められている。 | A | ア | 公平・公正及び効率的、効果的な行政運営が確保できている。 | A | イ | 法令で定められた業務を執行しているため、削減の余地はほとんどないが、監査事務が円滑に進むよう今後とも努力していく。 | A | 年々、監査の専門知識が高度化していることへの対応が課題である。 | ア | |
| 0401 | 公平委員会事業 | 公平委員会事務局 | 職員,職員団体 | 地方公務員法の定めるところにより、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に対する不服申立の審査事務等のほか、職員の苦情処理、職員団体の登録、管理職員等の範囲の決定に関する事務を行っている。 | 職員の権利・利益を保護し、その身分を保証する。 | 1,484 | A | ア | 業務の内容は地方公務員法で定められている。 | A | ア | 人事行政の公正と職員の利益の保護が確保されている。 | A | イ | 独立性のある事業のため。 | A | 時代の変化とともに、新たに生じてくる審査請求や措置要求に的確に対応するために、自治体相互の連携による不断の研究を重ね、専門的知識と経験をさらに十分に習得していく必要がある。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 0501 | 固定資産評価審査委員会事業 | 固定資産評価審査委員会 | 固定資産課税台帳に登録された価格に対する審査申出 | 固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に対する不服審査の申出について、固定資産評価審査委員会が審査し、審査の決定を行う。 | 固定資産税評価額の妥当性、適法性を審議する。審査申出に対し公正・適正な審査を行い、決定する。 | 231 | A | ア | 法令で定められた内容について事務を行う。（審査申出があった場合のみ） | A | ア | 固定資産の評価額の不服審査の申出について固定資産評価審査委員会が中立的な立場から審査・決定を行うことは、公正・適正な価格の決定を保障するものであり、成果は得られている。 | A | イ | 法令に基づき設置された行政委員会が審査申出に対して審査・決定するものであるが、審査が円滑に進むよう今後とも努力していく。 | A | 固定資産評価事務関係者の評価技術の習得及び向上等が課題である。 | ア | |
| 0601 | 会計事務事業 | 会計課 | 公金の収入・支出,物品 | 収入・支出関係証憑書類を審査・確認し、収入・支出事務を行う。<br>決算書を調製する。<br>共通物品を一括購入し、出納・保管する。 | 収入・支出事務を正確・適正に執行する。<br>決算書を調製し、各会計決算を議会に附し、配布・公表する。<br>共通物品を一括購入することにより予算の効率化を図る。 | 30,779 | A | ア | 市の収入・支出事務を適正・正確に執行することは基本的な事務であり、必要不可欠である。 | A | ア | 市の収入・支出事務が適正・正確に執行されている。 | A | イ | 会計課職員が個々の収入・支出関係証憑書類を、審査・確認した上で収入・支出事務を執行する必要があるため、一定の人員は必要である。 | A | 会計事務職員研修と併せて、より適正な公金の収入・支出事務の適正化に努め、安定した行政サービスを提供し、もって財政運営の健全化に資する。 | ア | |
| 0602 | 資金管理運用事務事業 | 会計課 | 公金（歳計現金）,公金（基金） | 歳計現金については、資金需給の的確な予測に基づき資金が不足すると見込まれる場合には必要最小限の一時借入を行う。<br>基金については、指定金融機関等への預金等、安全確実かつ効率的に運用を行うとともに必要に応じ、歳計現金への繰替運用を行う。 | 公金（資金）を安全確実かつ効率的に運用するとともに、必要に応じ一時借入を行うことにより支払事務の円滑化が図られる。 | 3,439 | A | ア | 一時借入金に係る支払利息については、市の財政状況に左右されるが、今後も縮減に向けて進めていく。 | A | ア | 収入・支出事務の円滑化が図られている。 | A | ア | 一時借入金に係る支払利息については、市の財政状況もさることながら突発に発生する風災害対処のための資金調達の必要性を考慮しつつ、資金需給の的確な予測や基金の繰替運用の活用等により、より一層の縮減を目指す。 | A | 一時借入金に係る支払利息の縮減、及び資金のより一層効率的な運用に向けて今後も進めていく。 | ア | |
| 1101 | 秘書事務事業 | 秘書広報課 | 市民・団体,市長・副市長 | ①市民・団体が開催する事業に対して、趣旨、内容、実績等を勘案し、後援名義の使用を承認、または、メッセージ等を送付する。<br>②日程予定表に基づき、市長、副市長の予定を調整するとともに、会議等に随行する。 | ①活動を支援することにより、市民活動が充実する。<br>②市長、副市長の円滑な業務が可能となる。 | 11,342 | A | ア | 市民・団体の申請に基づいて対応するもので、経費等を考えても社会通念上の範囲である。 | A | ア | 参加者の意識の向上や、より市政への参画意欲の向上が図られる。 | A | イ | 経費がかからない対応を図っている為、新たな方法は難しい。 | A | — | ア | |
| 1102 | 表彰事業 | 秘書広報課 | 市民・団体 | 市民表彰・自治功労者表彰として、毎年功労のあった市民や団体に対し、表彰する。 | 市民や団体に敬意を表するとともに更なる活動への契機とする。 | 3,741 | A | ア | 対象範囲は全市民対象とし、経費については社会通念上の範囲と考える。 | A | ア | 更なる活動の契機や市民への模範となることによる波及効果。 | A | イ | 事業の内容から現状の方法が好ましい。 | A | 対象者の抽出方法。 | ア | |
| 1103 | 広聴事業 | 秘書広報課 | 市民・団体 | 市民提案メール、相談メール、郵便、ファックス、投書箱等により、市民・団体から要望等を受付け、所管部署とその対応について調整を行う。 | 市民の声をできるだけ市政に反映するとともに、職員の意識改革、市民生活の問題点・課題の把握に役立てる。 | 4,493 | A | ア | 多くの媒体を介し意見の抽出を図っている。 | A | ア | 頂戴した意見等は速やかに担当部署に回付し、協議していくことにより実現が図られる。 | A | イ | Eメール、投書箱、直接などあらゆる機会を通じて意見等をいただいているため受付窓口を簡略化することは好ましくない。 | A | — | ア | |
| 1104 | 広報紙等作成発行事業 | 秘書広報課 | 市民 | ①原則、毎月1回市内全世帯に、市が発行する広報紙「広報せんなん」を配布する。（視覚障害者の方には「声の広報」を作成し、市ウェブサイトに添付する。希望者にはCDやカセットテープに録音した「声の広報」を郵送する。）またせんなん伝市メール講座として団体やグループに対して市職員を講師として派遣する。<br>②市内外を問わず、幅広い人に積極的に情報発信する場合には、マスコミ各社に市政情報を提供する。<br>③広報紙以外の情報伝達手段として、市掲示板が設置されているため、その維持管理をする。 | ①「広報せんなん」をより多くの人に読んでもらう。（「声の広報」を視覚障害者の方が、利用できる状態にする。）せんなん伝市メール講座では市の行っている事業や施策についての行政情報の普及に努める。<br>②市が情報提供した内容を、マスコミ各社に利用してもらえるようにする。<br>③市掲示板の機能を維持する。 | 20,242 | A | イ | 現在の広報ツールとしては、広報紙のほかに市ウェブサイトやSNSといったものがあるが、市民にとって一般的なものは広報紙である。また、報道情報提供については、報道機関で取り上げて貰えれば、その影響力は絶大である。掲示板については、市ウェブサイト等を何らかの理由により閲覧できない方にとって有用である。 | A | ア | 広報紙を市内全世帯に配布することにより、市政情報を市民の方に周知できている。報道機関への情報提供は、取り上げてもらう回数を増やせられるように努める。 | A | イ | 印刷製本費や広報紙配送料は増加傾向にあり、継続的に広報紙編集ソフトの維持費等を要しコスト削減が困難な状況。 | A | 市の広報ツールとしては、市ウェブサイトやSNSなど様々な種類があるが、市民の方に市政情報を平等に知ってもらうためには、広報紙は欠かせないものである。また、報道機関への情報提供も同様である。掲示板についても、利用者がいるため直ちに廃止は妥当ではない。 | ア | |
| 1105 | ウェブサイト等運営管理事業 | 秘書広報課 | 全市民 | 市政情報や市の施策、各種申請書関係を、可能なものはすべて市ウェブサイトに掲載している。 インターネットを経由し、市ウェブサイトから24時間、市に関する情報を誰でも閲覧することができるよう情報発信を行う。また、各種申請書のダウンロードなどを行うことができるようにする。 | ウェブサイトを介したノンストップサービス、自宅にいながらにして、市政の情報、行事・イベント情報、各種申請手続き方法等が閲覧できる。 | 5,924 | A | ア | 本市ウェブサイトはリニューアルを機におよそ9割の自治体で導入済みであるCMSを導入し運用保守費用の増加したもののこれまで要してきた時間外勤務を含む人件費の減少や広告収入の増加などプラス要素も発生することから社会環境に適合していると考える。 | A | ア | これまでウェブサイト閲覧件数のみでしか、ウェブサイトに対するアクセスを確認できなかったが、リニューアルによるアクセスログ解析の導入で、ユーザーのサイト内アクションを正確に把握できるようになった。 | A | イ | 運用保守の形態を変更したことで直接事業費は上昇したものの時間外勤務経費を含む人件費の減少及び広告収入の増加等コストダウンにつながっていると考える。ウェブサイト広告収入も高い水準で維持している。 | A | — | ア | |
| 1106 | 地域情報化推進事業 | 秘書広報課 | 市内のCATVを利用する市民および今後利用する市民（全市民） | 泉州4市3町地域情報化推進協議会（貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町で構成）により策定されたテレトピア計画に基づき、本地域の情報化を推進するため、㈱ジェイコムウエストによる都市型ケーブルテレビの整備を推進する。 | 市内全域にケーブルテレビ網を整備し、ケーブルテレビを利用したい市民がいつでも利用できるようにし、行政情報・地域情報を提供する。 | 386 | B | ア | ケーブルテレビの整備事業は、テレトピア計画に基づき、4市3町で出資している㈱ジェイコムウエストが行っている。 | B | イ | 全国的な経済状況の悪化により、㈱ジェイコムウエストによるケーブルテレビの整備状況は、進んでいない。引き続き未整備エリア解消に向けて働きかけていくが、これ以上のケーブルテレビ網の整備は困難が予想される。 | A | イ | 現在、泉州4市3町地域情報化推進協議会において、負担金は0円である。また㈱ジェイコムウエストへの出資金については、テレトピア計画に定められ、各団体の世帯数により按分されている。現在では出資額を上回る株主配当が得られている。 | A | 当初、泉南地域におけるケーブルテレビ網整備の完遂を条件に、㈱ジェイコムウエストに出資することを決定しているため、その点は引き続き要請していかなければならない。近年出資者である4市3町に対して、高額株主配当が続いており、出資額を上回る配当額が得られている。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 1201 | 人事管理・給与支給事業 | 人事課 | 特別職を含む市職員 | 社会環境の変化を的確に把握し、簡素で効率的な行財政運営を進めていくため、定員管理計画に基づき適正な定員管理を推進する。<br>また、職員の任用管理、人事記録の管理、給与支給等を人事情報総合システムを用いて行っている。 | 適正に給与等を支給することで、職員の生活の安定を保障する。 | 31,215 | A | ア | 法令に基づいた支給を行っている。 | A | ア | — | B | ア | 令和3年2月のシステム更新に併せて、出退勤システムの導入を検討する。<br>令和2年度より義務化となるeLTAX電子申告（給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出）の開始。 | B | 本事業は、事業主としての義務であり、廃止することは不可能である。しかしながら、給与明細の電子化や出退勤システムの導入。電子申告等の開始により、人件費・事務量の軽減等、改善できる余地はある。 | イ | b |
| 1202 | 職員研修事業 | 人事課 | 市職員 | 地方公務員法、職員研修規程、職員研修計画及び職員人権研修計画に基づき、職場研修、職場外研修（①基本研修：新規採用職員研修、監督職研修、管理職研修などの階層別研修。②特別研修：ハラスメント防止研修、メンタルヘルス研修、債権管理回収研修、能力向上研修等。③派遣研修：おおさか市町村職員研修研究センター 、技術職員研修、全国市町村国際文化研修所等）を実施する。<br>また、泉南五市職員研修協議会（構成団体：岸和田市、貝塚市、泉佐野市、阪南市、泉南市）及び泉北三市・泉南五市合同研修を実施する。 | 職務の遂行に必要な知識の習得、技能の向上等の人材育成を行うだけでなく、「泉南市人材育成基本方針」、「人事評価制度」及び社会情勢の変化等に合わせた職員研修を充実させることで、全体の奉仕者としての自覚と責任感を持ち、優れた市民感覚、コミュニケーション能力、積極性を備えた市民から信頼される職員を育成する。<br>協議会研修や合同研修においては、他団体職員との交流による情報交換や相互啓発の機会を設けることで、他団体との連携強化及び行政を取り巻く環境の変化に対応できる人材を育成する。 | 8,651 | A | イ | 職階、経験年数に応じた研修を実施することで、職員のレベルアップをはかり、より質の高い行政サービスの提供に繋げることができる。<br>また、働き方改革関連法案施行に伴い、ワークライフバランス推進など、行政を取り巻く環境の変化に応じた研修を実施している。 | A | イ | 職員研修の目的をより明確にすることで、受講後のアンケート結果からも研修の成果が読み取れる。しかしながら、職員数の減少や事業の増加等により、積極的に研修を受講する雰囲気に乏しい面も見られる。<br>また、働き方改革関連法案施行に伴い、長時間労働の是正・多様な働き方の実現等につなげる研修を実施しているが、組織的な職場環境改善につなげることが望まれる。 | A | イ | 職場内研修プログラムの構築、参加負担金が発生しない「市町村職員研修研究センター（マッセOSAKA）」への派遣を積極的に活用しているため、外注経費はすでに抑えられているので、これ以上コストを削減することは難しい。 | A | より質の高い行政サービスを提供するためには、人事評価結果を活用した研修を構築し、効果的な人材育成を進めて行く必要がある。<br>更に、協議会研修や合同研修においては、他団体職員とのネットワーク構築、相互啓発及び視野拡大を図り、行政を取り巻く環境の変化に対応できる人材育成を進めて行く必要がある。 | ア | |
| 1203 | 職員福利厚生事業 | 人事課 | 市職員 | 地方公務員法、労働安全衛生法、規則等に基づき、事業主が職員の安全と健康の保持・増進を目的とした福利厚生に係る活動を行っている。<br>【職員健康診断】<br>職員健康診断規程に基づき、対象職員に対し、年齢別、担当業務別に応じた必要な検診項目の定期健康診断を実施している。<br>【職員厚生会事業】<br>職員の厚生制度に関する条例等に基づき、アウトソーシングによる福利厚生事業等を実施している職員厚生会に対し、会員・事業主の負担割合を折半負担とし、補助金及び負担金を交付している。<br>【公務災害補償】<br>地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上の災害に対し、事業主に代わり、必要な補償を実施する公務災害補償基金に対して負担金を支出している。 | 職員の健康を維持・増進し、身体面及び精神面の充実を図ることで、安心して日々の業務に専念することができるようにする。 | 18,336 | A | ア | 労働安全衛生法に基づいた定期健康診断であり、対象範囲・検査項目等の内容において、他団体と比較して大きな基準の違いは無い。 | A | ア | 人間ドック（基本健診コース）の費用について、職員厚生会から全額補助されることから、定期健康診断を受診できなかった職員も、人間ドックを受診することで、自身の健康管理に役立てている。 | A | ア | 適切な見積もりを徴しており、人件費においても1名で行っていることから削減はできない。 | A | 本事業は、労働安全衛生法に基づく事業主としての義務であり、また、定期健康診断の検査項目等についても法基準であることから、妥当性は高いと考える。今後も、未受診者に対し人間ドック等の受診を促し、検査結果の提出を義務付け、職員の健康状態の把握に努める。 | ア | |
| 1204 | 職員採用事業 | 人事課 | 市職員をめざす人（事務職）,市職員をめざす人（技術職） | 地方公務員法及び泉南市職員採用規則に基づき、公正・適正な競争試験を実施する。<br>また、「泉南市の求める人材」を獲得するため、人物評価を重視した採用試験を実施する。 | 変化を感じ取り、新しい視点や発想で物事を考え、積極的に自ら行動することができる、将来の泉南市の行政運営を担う優秀な人材を採用する。 | 11,263 | A | ア | 対象年齢の引き上げ、公務員試験対策をしていなくてもチャレンジできる筆記試験問題、人物を重視（面接重視）した採用試験の実施等、他団体との差別化により受験生からは好評を得ている。 | B | イ | 対象年齢の見直しや人物を重視（面接を重視）した採用試験の実施により、事務職の応募者数は一定確保しているが、技術職の応募者数は伸び悩んでいる。 | A | イ | より多くの受験生の中から、優秀な人材を確保するため、短期間に受験生の資質・将来性を判断する必要があり、面接試験を他課の職員の協力を得ながら実施しており、これ以上の削減は困難である。 | B | より質の高い行政サービスを提供するためには、優秀な人材を採用し、OJT・off-JT・ジョブローテーション・人事評価をとおして、体系的かつ計画的に育成することが必要である。<br>そのためには、市の求めている人材像を明確に打ち出した採用活動が必要となる。 | イ | b |
| 1301 | 総合政策推進事業 | 政策推進課 | 市職員 | 市政運営に関わる総合調整会議及び庁議の運営（泉南市庁議及び総合調整会議の設置及び運営に関する規定に基づく）、市政運営方針の作成、組織機構の検討、並びに議会との約束事項の進捗管理等、総合的な調整を行う。 | 全庁的に政策・施策の庁内調整を行うことによって、すべての職員に対して市の政策の方向性を示す。 | 2,509 | A | ア | 発生する行政課題が複雑、高度化していくると部署横断的な調整が必要となってくる。 | A | ア | 部署間を横断する課題について連携をとって対処するなど、調整の成果が表れている。 | A | イ | 行政運営の調整事項については、コストを削減する余地なし。 | A | 行政課題が複雑、高度化するにつれて、部署を横断して対応しなければならない。 | ア | |
| 1302 | 総合計画推進事業 | 政策推進課 | 市民,市職員 | 新たな政策課題に対応するため、第4次計画を継承した第5次計画を策定し、周知啓発を行うとともに、実施計画を策定し、掲載した事務事業の進捗を管理する。まちづくりの基本である基本構想、基本計画を市民へ周知するとともに、政策課題に対応して策定した実施計画に基づき事業を進める。 | 実施計画事業を着実に実行していく。 | 3,965 | A | ア | 現在の政策課題、市民ニーズ等を捉え、第5次総合計画に反映させている。 | A | イ | 実施計画に掲載する事業基準を検討しているため、一定の推進がみられる | A | ア | 実施計画の策定については、必要最小限の人員で行っており、データでHP上に配架することですでに事務経費の削減を行っている。第6次総合計画策定の折に実施計画の構成について検討を行う。 | A | 実施計画に掲載する事務事業の選定基準の検討。 | イ | a |
| 1303 | 予算決算説明事業 | 政策推進課 | 市民 | 決算の調整後、決算の主要施策の成果説明を作成し、市民へ公表する。 | 本市の予算決算について、市民への説明責任を果たし、施策への理解を深めてもらう。 | 1,993 | A | ア | 行政評価との連携・統合を進めるべき。 | A | ア | 市民への説明責任を果たすなど、一定の成果は得られている。 | B | イ | 説明資料の内容及び表記を工夫することで、経費を変えず、掲載する事業数を増やすことは可能。 | A | 決算について主要施策の成果説明であることから、現在、別に実施している行政評価との統合を視野に入れ、より市民に対してわかりやすい説明書とすることを目指し、今後検討する必要があると考える。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 1304 | 地域交流促進事業 | 政策推進課 | 市民 | 地域間交流の促進を目指して、国際理解講座や泉州マラソンの招待選手の誘致など市内外から多くの方が参加できる事業を実施している。また、令和元年には田辺市からの龍神マラソンの招待を受け本市から1名選手を派遣するなど交流の幅が広がっている。 | 多くの方が本市を来訪し、市内外の方が交流し互いに情報交換を行い、有用な情報を取り入れることができる。 | 182 | B | イ | 協働意識の高揚に伴い、市民が主体となって積極的な交流を行う必要あり。 | C | イ | 現在、行っている交流事業は定期的に実施されているため、一定の成果は挙がっている。 | C | ア | 地域間交流を市民主体で実施することができれば、コスト削減につながる。 | B | 現在自治体が主体となって交流を行っているが、自治基本条例に掲げる協働の理念に基づき、地域間交流については市民が主体となって活動ができるような体制を構築する必要がある。まずは、市と市民との協働による地域間交流を行い、いずれは市民主体での活動となるようにしていきたい。 | イ | b |
| 1305 | 地方分権推進事業 | 政策推進課 | 大阪府,移譲対象事務 | 大阪版地方分権推進制度に基づき、大阪府が担っている事務のうち、提案された移譲候補事務について市への事務移譲を検討し、移譲可能な事務については、移譲を受ける。 | これまで大阪府で行っていたサービスの一部を、住民に一番身近な地方自治体である市で行うことができる。 | 771 | A | ア | 移譲候補事務の内容、性質を精査して、市民サービスの向上に直結する事務については、積極的に移譲を進める。 | A | イ | 専門性の高い事務、事務量が膨大な事務等については、人材育成、広域での体制構築などを検討する必要がある。 | B | ア | 移譲に伴う大阪府からの移譲事務交付金については、その額を精査し、不足するものについては大阪府へ要望していく。 | A | 大阪府から提示された内容を精査し、近隣市町との広域連携において移譲を検討する必要あり。 | ア | |
| 1306 | りんくうタウン調整事業 | 政策推進課 | 大阪府 | 関西国際空港（以下「関空」）の対岸に位置するりんくうタウンの現状、課題などについて、大阪府と緊密に連携を取りつつ、りんくうタウンのまちづくりについて意見交換と情報共有を行う。 | 泉南市が目指すりんくうタウンのまちづくりに対して、大阪府にそのビジョンの理解と積極的な協力を得る。 | 463 | A | ア | りんくうタウンの活性化は、本市のまちづくりにとって重要な課題であり、それに関する大阪府との調整については、2市1町（泉南市、泉佐野市、田尻町）で連携しているため、適切。 | A | ア | 現在、りんくうタウンへの企業進出が100%となっているため、一定の成果は得られている。 | A | イ | 大阪府と協議、調整を頻繁に行うことが事業効果を上げる方法であるため、経費を削減することは困難。 | A | りんくうタウン立地企業の連携を図り、新たな事業展開を促進する。 | ア | |
| 1307 | 広域連携推進事業 | 政策推進課 | 近隣市町 | 近隣市町と情報及び意見交換を行うとともに、互いの課題を補完できるよう広域連携の可能性を模索する。 | あらゆる分野の事業について連携検討を行い、広域連携の実現性を検討する。 | 1,388 | A | ア | 広域連携の枠組みについては、固定せず柔軟に対応するため、検討分野に応じてあらゆる可能性を踏まえて枠組み（構成団体）を検討する必要がある。 | A | ア | 本市が課題としている事業分野については、順次広域化が実現している。 | A | イ | 広域連携の検討は、人件費のみのため、削減する経費なし。 | A | 大阪府市町村振興補助金の活用を含め、あらゆる分野で広域連携を検討しており、これまで図書館の広域利用など複数の成果をあげている。今後も各分野の作業部会等において専門的な検討を引き続き進めることで、広域連携を進めコストの削減や市民サービスの拡充を図る。 | ア | |
| 1308 | 空港関係調整事業 | 政策推進課 | 全国民間空港関係市町村協議会・泉州市・町関西空港推進協議会,関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会 | 全国民間空港関係市町村協議会：空港を市町村域に有する市町村が掲げる課題を総合的に調査研究し、解決するための方策を推進することを目的とする当該協議会へ分担金をもって参画している。<br>泉州市・町関西空港推進協議会：堺市以南の9市4町（堺市、泉大津市、高石市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）で構成し、協議会、幹事会を開催し、関西国際空港（以下「関空」）の活性化を推進するための課題の検討と国の関係省庁への要望や海外航空会社等へのプロモーションを実施する。<br>関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会：関西国際空港連絡南ルートの早期実現を目指して、近隣市町（貝塚市・泉佐野市・阪南市・田尻町・岬町・和歌山市・海南市・紀の川市・岩出市）と連携して関西国際空港（以下「関空」）のリスクマネジメント及び関空を核とする広域ネットワーク構築の観点から、南ルートの必要性と早期実現を訴えていくため、期成会を結成している。 目的の達成のため、啓発活動を行うとともに、期成会の活動方針や事業計画を定め、毎年幹事市として幹事会、総会を開催し、国等への要望活動を実施する。 | 空港を有する自治体としての課題の解決するため、会として要望を国へあげるなど、会の活動を活性化する。 | 3,122 | B | イ | 関空の動向は、本市のまちづくりへ及ぼす影響が大きい。 | B | イ | 関係自治体と連携・協力することにより事業の実現性や要望等に関し、影響を与えることができる。 | A | イ | 各市町分担金は算出方法が決まっていて削減の余地がないものもあるが、削減の余地があるものについては経費の精査を行い、削減について協議会当事務局へ提案をしていく。 | A | 関空が2市1町（泉南市、泉佐野市、田尻町）で構成されているため、関空に関する要望は2市1町で調整する必要あり。 | ア | |
| 1309 | ふるさと寄附推進事業 | 政策推進課 | 市内外の市民 | 平成20年度の地方税法等の改正により、「ふるさと納税」制度が設けられ、本市において本制度を活用するため、あらゆる媒体を通じて本市をPRするとともに、一定の額以上の寄附者へ特産品を進呈する制度を設置。また、平成28年度中にふるさと泉南特産品サポート事業者として新たに4事業者と契約し、合計74品目の商品を設け、商品発掘と情報発信を行うとともに新たに有料PRサイトと契約しPRを強化、継続してクレジットカード収納、コンビニエンスストア収納、Pay-easy収納を利用し、寄附者数拡大につとめた。 | 寄附を通じて本市と本市の特産品への興味を高めて寄附をしてもらい、寄附者の想いに沿ったまちづくりに活用する。寄附者の想いをまちづくりへ反映するため、寄附金を基金に積み立て、基金を活用して寄附者の想いをまちづくりへ反映する事業を実施する。 | 233,006 | B | ア | 他市町と比べると泉南市特有の返礼品は少ないが、寄附者のニーズに沿った返礼品のラインナップに努めている。 | A | イ | 寄附件数、金額ともに進展し、一定の効果は得られていると考えているが、更なる展開が必要。 | A | ア | 特産品の進呈に係る業務は、寄附件数及び寄附金額に連動するものであるため、市の事務経費の削減は見込めないが、一部事務のIT化、アウトソース化等検討が必要。 | A | 引き続き、寄附獲得に向け、特産品の開発など、寄附申込み件数・金額の増加を図る。 | ア | |
| 1310 | 地域コミュニティ調整事業 | 政策推進課 | 地域コミュニティ | 地域と行政との情報共有を図るため、33地域の代表である区長で構成される総会を年2回と市内10ブロックの代表である幹事区長で構成される幹事会を概ね毎月開催し、地域と行政との協働を推進するとともに、各区が抱えている課題について検討し、調整する。 | 地域に生じている課題について、迅速な情報共有を行うとともに、解決に向けた活発な意見交換を行う。 | 1,899 | A | ア | 現状では今の区単位の地域コミュニティが、市民ニーズを把握するために最も適切である。 | B | イ | 結果が出るまでに時間がかかる案件が多い。 | A | イ | 会議費等の地域コミュニティの活動費に充てられており、また、平成30年度に削減したため、更なる削減は難しい。 | A | 時代に適した地域コミュニティ単位の検討と行政情報の伝達方法を工夫する必要がある。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 1311 | 市民協働推進事業 | 政策推進課 | 市民 | 自治基本条例の施行に伴い、当該条例の周知・啓発を行うとともに、市民がまちづくりに参画し、行政との協働の仕組みづくりを構築するため、「泉南まちづくりサロン」や「市民協働講座」を開催する。 | 市民参画及び市民協働の意識を向上させる。 | 2,983 | A | ア | 条例の制定により、市民協働によるまちづくりを推進していくこととなっており、条例や市民協働についての周知、啓発を図ることは社会環境にあっている。 | B | イ | 平成24年10月に施行されて以来、その周知・啓発に取り組んでおり、一定の成果は得られている。 | A | イ | まちづくりサロン開設事業や啓発講座開催事業を泉南市ABC委員会と共催することで事業費の削減を図った。 | B | 自治基本条例や市民協働によるまちづくりについて、サロンや講座などの手法も含めながら新たな手法を検討し、引き続き周知、啓発を実施すべき。 | イ | b |
| 1312 | ABC委員会活動支援事業 | 政策推進課 | 泉南市ABC委員会 | 泉南市ABC委員会とは、市民による平和で清潔な文化の薫り高いまちづくりを推進するため、事業計画等について総合的に検討を行い、その実施に努めることを目的とし、その目的を達成するために、花と緑の推進、まちの清掃・美化の推進、平和・国際交流の推進、文化の薫り高いまちづくりの推進、地域コミュニティの醸成などの事業を行っている団体である。<br>その泉南市ABC委員会への補助や広報、市ウェブサイト、チラシ等による情報提供を広く行うことで、泉南市ABC委員会の活動を支援している。 | 多くの活動を支援することで市民活動が活発化し、より多くの市民が活動に参加するようにする。 | 6,442 | A | ア | 市民参加という観点における市民活動の活発化が求められており、現在最も事業に適した団体と思われる。 | A | ア | 創意工夫したイベントを積極的に多数実施している。 | A | イ | 最低限のイベント経費で行っており、削減は困難である。 | B | 参加している団体等への若者の参加が望まれる。 | イ | b |
| 1313 | 地域コミュニティ活動支援事業 | 政策推進課 | コミュニティ団体 | コミュニティ団体が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を高めるため、市内各区から申請を募り、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を支援する。 | 一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、コミュニティ団体のコミュニティ活動を活性化させる。 | 4,042 | A | ア | コミュニティ団体としては市内33区を対象としており、事業については各区において区のニーズや環境に合った内容を実施している。 | B | イ | コミュニティ活動の活性化により、市民と市との協働によるまちづくりの推進につながっている。 | A | イ | 補助事業であり、削減はなじまない。 | A | コミュニティ活動を活性化させるためには、複数のコミュニティ団体が助成を受けられるようにする必要がある。 | ア | |
| 1314 | ボランティア・NPO促進事業 | 政策推進課 | 市民 | 市民に対し、市民ボランティア団体・NPO法人などの市民公益活動団体に関する活動状況などの情報を広報や市ウェブサイト、チラシ等により提供するとともに、NPO法人の設立認証等に関する事務を行う。また大阪府の実施する事業を活用し、市民公益活動団体を支援するほかに、団体育成、市民協働への理解促進を目的とした市民協働啓発講座を開催する。 | より多くの市民が参画するとともに団体の活動を活性化させることになり、市民ボランティア団体・NPO法人などの市民公益活動団体数が増加する。 | 2,087 | A | ア | 市民活動の活発化など今後の動向等を考えると、市民ボランティア団体・NPO法人などの市民公益活動団体数は増加すると考えられ、市民ニーズや社会環境から、さらなる市民協働の場の創出などの受入環境の整備が必要になると思われる。 | B | イ | 市民と市との協働によるまちづくりを推進していく上で、さらなる支援が必要である。 | A | イ | 最少の事業費で行っており、削減するのは難しい。 | A | 平成26年1月に大阪府から、NPO法人の設立認証等に関する事務が移譲され、各種届出の受理などの事務を行っている。 | ア | |
| 1315 | 地方創生総合戦略推進事業 | 政策推進課 | 部課等,市民 | 平成26年に制定されたまち・ひと・しごと創生法を受けて、本市においても第5次泉南市総合計画に基づき、国が示したまち・ひと・しごと創生の政策5原則（自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視）の趣旨を踏まえ、人口の現状と将来の展望を提示した「人口ビジョン」と平成27年度から平成31年度までの5年間の基本的方向、具体的な施策等をまとめた「総合戦略」の2つを策定した。令和元年度には令和2年度を始期とする5年間の本市の地方創生の基本的方向や施策を等をまとめた第2期総合戦略の策定を行った。最終年度に掲げた重要業績評価指標（KPI）指標値を達成できるよう、各部課等において事業を適正に管理し、着実に推進する。 | 人口急減・超高齢化という大きな課題に早期に対応すべく、総合戦略に掲げる事業を強力に推進することにより、若者が結婚し子どもを産み育てることに希望が持てる環境を整え、地域の活性化を目指す。 | 5,100 | A | ア | 国全体で掲げる課題、市民ニーズ等を捉え、事業を推進している。 | A | ア | 総合戦略は平成27年度から平成31年度までの5年間の基本的方向、具体的な施策等を定め、おおむね順調に推進している。 | A | イ | 事業の進捗管理、重要業績評価指標（KPI）指標値の検証を適時、的確に行う。 | A | 適正な事業の進捗管理、重要業績評価指標（KPI）指標値達成のための調整。 | ア | |
| 1316 | 市事務委託事業 | 政策推進課 | 市民 | 地域と行政との情報共有を図るため、33地域の代表である区長に対し、行政からの情報を適切、かつ的確に連絡、調整し、各区内の住民に伝達していただくことにより、行政事務を円滑に実施する。 | 市内全域に適切かつ的確に情報を伝達し、行政事務を円滑に実施する。 | 7,100 | A | ア | 現状では今の区単位の地域コミュニティが、市民ニーズを把握するために最も適切である。 | B | イ | 円滑に実施できている。 | A | イ | 規程に規定されており、削減は困難である。 | A | 今後、時代に適した地域コミュニティ単位の検討と行政情報の伝達方法を工夫する必要がある。 | ア | |
| 1317 | 市制50周年事業 | 政策推進課 | 市内外の市民 | 泉南市は、1970年（昭和45年）7 月1日に市制を施行し、2020 年（令和2年）に市制施行50周年を迎える。様々な記念事業を展開することで、市内外に本市の魅力を発信し、一体感を持って50周年を盛り上げることで、「泉南市」を広くPRしていく。<br>※令和元年度の直接事業は、①ロゴマーク作成②市歌楽譜作成③プレ事業としての中学校連合文化祭④市勢要覧作成 | 本市が市制施行から半世紀（50年）経過したことを認識し、市への愛着と郷土愛を育み、より一体感を持ち50周年を盛り上げ、市制施行50周年を市内外の市民とともに祝う。 | 1,341 | A | イ | 財政状況を鑑みながら実施していく。 | A | ア | 前年度に実施するプレ事業として、、①ロゴマーク作成②市歌楽譜作成③プレ事業としての中学校連合文化祭④市勢要覧作成の4事業を展開し、2020年に50周年を迎えるということを周知啓発できた。 | A | ア | 市内の各種関係団体に「市制50周年記念」の冠称を依頼することでコストをかけずに広くPR出来る。 | B | 2020年が50周年という節目の年であるが、新型コロナウイルスの感染防止対策を図ったうえで実施できる事業の有無を精査する必要がある。 | イ | b |
| 1318 | シティブランド創出事業（シティプロモーション事業） | 政策推進課 | 市民 | 市内に所在する地域資源を活用して、大阪府が推進する大阪ミュージアム、泉州9市4町をはじめ、他団体とも連携協働して市のPR活動を積極的に推進する。<br>「花笑み・せんなんプロジェクト」を開始し、ノベルティグッズの作成、市内イベントで配布を行っている。その他バナースタンドや車両プレートの作製を行い、本市の魅力を発信している。 | 市内外の多くの人に泉南市を知ってもらい、泉南市に魅力を感じてもらう。 | 308 | A | ア | 少子高齢化、定住促進は、自治体にとって全国的かつ喫緊の行政課題である。 | B | イ | 現在は、他の市町村との連携により、PR活動を進めているため、一定の成果はみられる。 | B | イ | まずプロモーション推進計画を策定して一定の成果を出してから、コストについて検討すべき。 | B | 今後の国内・国際イベントの動きに合わせたプロモーション推進計画を策定し、積極的に時機を活用してプロモーション活動を展開すべきと考える。 | イ | a,b |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 1319 | 国際交流事業 | 政策推進課 | 市民 | 独立行政法人国際交流基金関西国際センターからのホームステイ依頼を受けて、ホストファミリー登録者と日程調整を行う。その他機関（りんくう湘南高校等）からも依頼があり、ホームステイ受入れが市民の国際交流の場となっている。 | ホームステイ受入れが増加することで、市民の国際交流の機会が増える。外国人へ対する親しみや海外へ興味を持つ市民が増える。 | 77 | A | ア | ホストファミリー登録者数は横ばいではあるが、市民の国際交流推進に繋がっている。 | A | ア | ホームステイ受入れがあることで、市内でもNPO法人等による国際交流イベントが開催され、地域市民の国際交流の広がりを見せている。 | A | イ | 他市では国際交流センターがホームステイ受入れ事務を行っているが本市にはない為、ABC委員会の事務局のあるところが行う必要がある。 | A | ホームステイ受入れを行うことで、市民の国際交流への意欲が高まり、市全体の外国人の受入れ体制強化に繋がっている。今後、国際的イベントが関西で目白押しとなるが、今般のコロナウイルス感染症対応も含め、国際交流の幅をどう広げていくかその手法の見直しが必要となる。 | ア | |
| 1320 | 総合教育会議推進事業 | 政策推進課 | 市長、教育委員会 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月に施行されたことに伴い、市長が教育委員会と協議・調整し、教育大綱を策定することとなった。<br>また、予算の調製、執行や条例提案など市長の権限に係る事項も協議対象となったことから、総合教育会議を設置し、必要に応じ開催する。 | 市長と教育委員会で協議・調整し、教育行政の指針となる教育大綱を策定する。<br>また、教育に関する諸問題について、意思疎通を図る。 | 848 | A | ア | 総合教育会議の設置は義務付けられており、社会環境にあっている。 | A | ア | 総合教育会議を設置し、平成27年10月に教育行政の指針となる「教育大綱」を策定し、所管する事務について執行しているので一定の成果は得られている。 | A | イ | 最少の事業費で実施しており、削減するのは困難である。 | A | 今後も定期的に総合教育会議を開催し、市長と教育委員会の連携を強化し、教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制を構築していく。 | ア | |
| 1401 | 防災対策推進事業 | 危機管理課 | 市民,職員 | 泉南市防災計画に基づき、大規模災害時の被害軽減を図るための防災対策として、以下の事業を実施する。<br>・防災意識向上のための防災講習<br>・市民参加型防災訓練の実施<br>・職員用防災訓練の実施<br>・防災計画等の管理運用<br>・避難行動要支援者の支援体制の整備 | 防災事業を日常的に実施することにより、防災意識を向上させ自助、共助、公助にかかる総合防災力を向上させる。 | 12,308 | A | ア | 防災訓練や伝市メール講座など、効率的に業務を実施している。 | B | ア | 伝市メール講座の申込み数が増加するなど、市民の防災意識の向上につながっている。 | A | イ | — | A | 総合的な防災対策については、ハード、ソフトの両面から、短期間に集中して事業を推進する必要がある。 | ア | |
| 1402 | 暴力団等排除促進事業 | 危機管理課 | 市民,市職員 | 暴力団排除条例を制定し、市、市民等の責務を明らかにするとともに、警察等との関係団体と連携して暴力団等の排除活動を推進する。 | 市民及び市職員等が自らの責務を認識し、暴力団排除の意識を高める。 | 386 | A | ア | 国・大阪府とともに暴力団排除を推進していくにあたり、市民等の意識向上は不可欠である。 | A | イ | 暴力団排除に関する啓発事業等の検討が必要。 | B | ア | 大阪府警や暴追センター主催の講習等の活用。 | B | 平成25年7月1日から暴力団排除条例を施行しており、市民、事業者、市が一体となって引き続き暴力団の排除活動に取り組む必要がある。 | イ | b |
| 1403 | 防災備蓄整備事業 | 危機管理課 | 災害時の避難市民,職員数（任期付含） | 大阪府地域防災計画等に基づき、国等からの支援が見込めないとされる大規模災害発災後3日間を、大阪府及び泉南市で対応することを想定し、避難所生活に必要な救援物資を備蓄する。 | 大規模災害発災時、家屋の倒壊等により被災した市民及び、応急対策活動に従事する職員の生命を確保する。 | 7,965 | A | イ | 大阪府の想定に基づいた適正な量である。 | A | イ | 計画的に必要な物資の目標数量を設定し確保している。 | A | イ | — | A | 目標数量の達成に向け、計画的に食糧を備蓄することができた。 | ア | |
| 1404 | 防災情報伝達推進事業 | 危機管理課 | 市民,防災用広報システム | 市内各所に設置したスピーカーにより、災害発生にかかる防災情報を、市民に対して迅速かつ正確に提供する「泉南市防災用広報システム」の運用、及び災害情報をあらかじめ登録した府民に防災情報メールとして配信する「おおさか防災ネット」を大阪府と府内市町村で共同運用している。泉南市防災用広報システムは、平常時から各種行政情報の放送を実施し有効活用している。 | 市民に正確な情報を確実に伝えること及びシステムの安定的な運用。 | 8,200 | A | ア | 「防災用広報システム」は、MCA無線を活用することにより、他団体よりも安価にシステムを構築している。また「おおさか防災ネット」も府内市町村による共同運営であり、身近に防災情報を取得してもらえる手段の一つである。 | B | イ | 「防災用広報システム」は、日常より防犯、イベント告知など行政情報の伝達活用も行っており、災害時の情報発信に備えている。また「おおさか防災ネット」についても登録することにより、身近に防災情報を取得してもらえる手段の一つである。 | A | イ | 「防災用広報システム」の維持には、定期的な保守点検業務が必要。 | B | 気候などの外的要因により、放送内容の可聴範囲に影響が現れるため、新たな個局の設置や他の情報伝達手段との併用を検討する必要あり。 | イ | a |
| 1405 | 国民保護計画推進事業 | 危機管理課 | 市民,市職員 | 泉南市国民保護計画を策定し、武力攻撃等から市民等を保護し、その被害が最小となるよう、住民の避難、救援、及び武力攻撃災害への対処などの国民保護措置にかかる体制を構築するとともに、国民保護措置の重要性について啓発に努める。 | 市職員は、組織的に迅速な国民保護活動に取り組むことができ、市民は市職員の誘導に従い適切な避難を行うことができる。 | 694 | A | ア | 国民保護法に基づき泉南市国民保護計画を作成している。 | B | イ | 防災訓練と比べて、国民保護に関する取組は進んでいない。 | A | イ | — | B | 計画の見直しや国民保護訓練を検討する必要あり。 | ア | |
| 1406 | 自主防災組織強化事業 | 危機管理課 | 市民,自主防災組織 | 大規模災害が発生した場合、行政の応急対策活動には限界があるため、自主防災組織の活動は必要不可欠である。自分たちの地域は自分達で守るという「自助」「共助」の意識を推進し、新たな自主防災組織の結成を図るとともに、既存組織の充実を図る。 | 新たな自主防災組織の結成と既存組織の活動内容の充実強化する。 | 12,989 | A | イ | 過去の大規模災害の教訓から、自主防災組織の役割が再認識されている。 | C | イ | 市から独自の支援等が少ないため、新たな自主防災組織の結成が進んでいない | B | イ | 自主防災組織の新規結成の促進にあたり、補助金による支援は必要である。 | B | 自主防災組織の結成については、期間的に集中して支援を行う必要がある。 | イ | a,b |
| 1407 | 泉州南消防組合参画事業 | 危機管理課 | 泉州南消防組合,泉南市民 | 泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町の3市3町で構成する泉州南消防組合に対し、消防活動（消火活動・救急救助活動）及び防災・減災予防活動に伴う運営費用を負担する。 | 広域消防のメリットを活かし、大規模火災や災害が発生した場合でも、市民の生命、身体、財産を守るため、消防・救急救助体制の充実を図る。 | 843,667 | B | イ | 広域化により、市民の生命、身体、財産を守る基盤は整備できたが、負担金が増額している。 | A | ア | 広域化により重大な事故や災害に対する基盤整備が図られる。 | A | ア | 組合設立前の各消防本部に設置されていた指令室の統合により事業費の抑制につながる。 | A | 負担金のあり方（配分）・人員の配置体制について、今後検討の余地がある。 | イ | c |
| 1408 | 消防施設整備事業債負担金事業 | 危機管理課 | 空港本島内での就業者・滞在者等に対し、消防活動を行う | 泉州南消防組合設立前に関西国際空港本島の消防活動（救命救急活動・消火活動）を泉佐野市に委託していたため、施設整備費・車両等購入費に伴う債権の償還を令和7年度まで行う。 | 空港本島内の就業者・滞在者等の生命、身体、財産を守るため、消防・救急業務等に対処する。 | 11,265 | A | ア | — | A | ア | 広域化により重大な事故に対する体制整備が図られる。 | A | イ | — | A | 事業開始時に十分な検討の上設定。 | ウ | |
| 1409 | 消防団事業 | 危機管理課 | 泉南市消防団,泉南市民 | 消防団運営に関する事業として、火災出動時の費用弁償等の支払い、報酬の支払い、福利厚生事業、教育研修等行う。 | 消防団員の士気の高揚及び技術の充実を図り、火災、その他の災害から市民の生命、身体及び財産を守る。 | 48,090 | A | ア | 消防団員は非常勤特別職の地方公務員であり、市民の安心安全を確保することは、行政の責務である。 | A | ア | 近年、大阪府消防協会の指導により、複雑多様化する消火活動に対し、成果を得ている。 | A | イ | — | A | 活動助成について、今後検討の余地がある。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 1410 | 婦人防火クラブ事業 | 危機管理課 | 泉南市の婦人 | 家庭における火災予防の普及徹底並びに防火思想の向上を図り、より安全でより良い地域社会の実現に資することを目的として活動を行っている。 | 防火意識の高揚並びに初期消火技術の向上。また、AEDの訓練事業の習熟。 | 985 | A | ア | 地域密着型の組織であり、複雑多様化した現代においては、市民のニーズに合致しているものと考える。 | B | ア | 防災・減災・防火意識の高揚並びに災害発生時に迅速かつ適切な初期活動ができる。 | A | イ | 婦人防火クラブは地域密着型のボランティア団体であり、必要経費の削減の余地はない。 | A | 消防団活動の育成強化や近隣市町の応援が可能であるため、今後も継続事業として実施する。 | ア | |
| 1411 | 消防団施設等管理事業 | 危機管理課 | 泉南市消防団 | 消防団機械器具置場(格納施設)の整備及びポンプ車等緊急車両・機械器具の維持管理。 | 災害発生時に迅速・適切な消防・防災活動を行うことができる。 | 6,391 | A | ア | 火災その他の災害から市民の生命、身体、財産を守り、被害の軽減を図ることを目的としている。 | A | ア | 消防団機械器具置き場(格納庫)及び消防団車両の適正な維持管理により、災害発生時に迅速かつ適切な消防防災活動が実施できている。 | A | イ | 市民の生命、財産を守るための消防活動を確保するために必要最小限の事業費であり、削減の余地はない。 | A | 市民の安心安全を守る消防防災活動を行う上で、施設等の維持管理及び消防防災活動に伴う車両の管理については市の責務であるため今後も継続を望む。 | ア | |
| 1412 | 消防水利整備事業 | 危機管理課 | 泉南市民 | 火災による被害を最小限に抑えるため、水利不足地域への消火栓や防火水槽の設置、また、消火栓等の不具合による修繕を行っている。 | 開発区域における防火水槽や消火栓の新設工事を行うことにより、消防力の充実強化を図り、市民の生命・財産を守る。 | 3,358 | A | ア | 防火水槽や消火栓を設置し、消防力の充実強化を図ることにより、災害発生時に市民の生命・財産を守ることができる。 | A | ア | 消防用水利の設置は、市町村の責務であり、現況の業務では、成果が十分に果たされているものと考える。 | A | イ | 必要最小限の事業費で執行しているため、削減の余地はない。 | A | — | ア | |
| 1501 | 駐車場管理運営委託事業 | 人権推進課 | 駐車場を必要としている市民 | 駐車場は宮本、芝手、鳥淵を設置し、その管理はNPO法人に委託で実施している。<br>料金内容：普通車　3,500円／月　軽自動車　3,000円／月 | 路上駐車を解消し、もって交通の円滑化及び歩行者の安全確保を図る。 | 4,148 | A | ア | 1世帯あたりの車両保有台数が増加傾向であり、駐車需要が高くなる。 | A | イ | 稼働率も高く、路上駐車の解消の面からはある程度は成果は上がっていると考える。 | B | イ | 現行も入札方式により委託者を決定している。 | A | — | ア | |
| 1502 | 人権啓発事業 | 人権推進課 | 市民 | 憲法週間、人権週間等では、全市的な取組として映画上映・講演会・コンサートなど市民の集いを泉南市人権啓発推進協議会と共催で開催している。また、少人数による身近な課題について学び、気づきのある講座を開催している。その他、駅や商業施設での街頭啓発も行っている。<br>各小学校校区での、小学校・PTAとの協働による、地域に根ざした人権啓発活動を行っている。また、本協議会委員のつながりを持つため、人権フィールドワークでの研修や、多くの人に協議会を知っていただくために機関誌の作成を行っている。 | 人権について身近に感じてもらい、人権の重要性について認識してもらう。また、人権を尊重するまちづくりに自主的、自発的に参画する市民を養成する。<br>協議会の組織の強化・充実を図り、人権を尊重する市民の活動を地域に根付いた市民運動として定着させる。 | 16,386 | A | ア | 活動内容や活動に係る費用に関して、近隣他市町等にくらべても適切な状況にある。 | A | ア | 人権について、「知ってもらう・理解してもらう」人は増加し、さらに「実際に活動・継続的な活動をしてもらう」人も出てきている。 | A | イ | 現行の取組を継続していくことが重要である為、今以上のコスト削減は難しい。 | A | 人権を尊重するまちづくりを目的とした人権啓発事業・人権啓発リーダー養成講座・人権啓発推進協議会補助事業を統合した。今後も人権関係団体（市民）と行政が協働して人権意識の向上に取り組んでいく。 | ア | |
| 1503 | 人権擁護委員協議会補助事業 | 人権推進課 | 岸和田人権擁護委員協議会泉南市地区委員会,市民 | 法務大臣の委嘱を受けた人権擁護委員が行う啓発活動や人権相談所の開設を支援する。<br>・小学校・中学校での人権教室をはじめとする啓発活動を実施する。<br>・市内商業施設などで人権キャラクター（着ぐるみ）による街頭啓発活動を実施する。<br>・月2回、市役所や社会福祉施設等で人権相談を行う。 | ①人権意識の普及啓発・人権侵害に対する相談等の人権擁護活動の充実。<br>②市民の人権意識の高揚につながるとともに、誰もが安心して相談できる体制が整えられる。 | 1,769 | A | ア | 人権相談は市民のセーフティネットとして重要な機能である。 | A | ア | 人権擁護委員による相談を月2回、市役所や社会福祉施設等で人権相談を行っており、有効に実施されている。 | A | イ | 泉南市地区員会と連携をとりながら、人権啓発活動や相談事業を行っており、その活動を支える負担金について、今以上のコスト削減は難しい。 | A | — | ア | |
| 1504 | 平和事業 | 人権推進課 | 市民 | 「非核・平和の集い」を開催している。また、平和月間周知のため、市役所壁面に懸垂幕の掲示、玄関ロビーでのビデオ上映による平和意識の啓発を実施している。 | 戦争の悲惨さを認識し、日々の生活の中では意識することの少ない、命の大切さや平和の尊さについて考える機会とする | 2,173 | A | ア | ここ数年の事業規模において、市民の集いのアンケートから鑑みると一定の成果が見られていると認識している。 | A | ア | 「非核平和の集い」を実施することにより、平和の尊さや命の大切さを次世代へ語り継ぐことができている。 | A | イ | 現行の取組を継続していくことが重要である為、今以上のコスト削減は難しい。 | A | — | ア | |
| 1505 | 人権条例審議会事業 | 人権推進課 | 泉南市人権尊重のまちづくり審議会（H29.12.26改正による） | 市長の諮問に応じて、人権尊重のまちづくりを推進するための重要事項を調査審議するために、「泉南市人権尊重のまちづくり審議会（H29.12.26一部改正）」を開催している。 | 人権尊重のまちづくりを推進するための重要事項を調査審議し、人権意識の高揚に向けた啓発活動や人権行政推進のための体制充実を図り、問題を解決することができる。 | 871 | A | イ | 報酬単価は条例の範囲内である。構成委員については、今後も検討が必要である。 | A | ア | 人権行政推進プラン策定に際し、審議会で各委員から貴重な意見を得ることができた。 | A | イ | 現行の取組を継続していくことが重要である為、今以上のコスト削減は難しい。 | A | これまでは、市長の諮問に応じて審議会を開催していたが、人権行政推進プランに沿った具体的な取組を推進していく中で、審議会での意見を反映していくことができるよう、定期的に開催することができた。 | ア | |
| 1506 | 女性相談事業 | 人権推進課 | 泉南市在住の女性,電話相談員 | ①女性相談（第1金曜日午後1時から4時、第2火曜日午後5時から8時、第4金曜日午前10時から午後1時）　女性カウンセラーによる面接。<br>②電話相談（毎週木曜日午前10時から12時まで及び午後1時から3時まで。但し、第5木曜日、祝日はなし）　女性電話相談員が対応。<br>③相談員等に対する研修事業の実施 | 女性が抱える悩みやトラブルの解決を図る。<br>講座においては、相談員・支援員のためのスキルアップや対応への悩みを解消するため、また受講者が周りの人との良い関係が築ける力をつけることにつながる。 また、相談員・支援員にあっては相談を受けることで、自分の悩みと捉え的確な相談ができない状況にならないよう、専門家によるケースカンファレンス・研修を受けることで、自身のレベルアップにつながる。 | 3,069 | A | ア | 市の条例に基づく施策であり、多くの相談を解決することにつながる。 | B | イ | 女性相談（面接）については、利用率は比較的高めであるが、電話相談の件数は少ない。 | A | イ | 現行の取組を継続していくことが重要である為、今以上のコスト削減は難しい。 | B | 電話相談件数の増加を図る方法を検討中。 | イ | b |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 1507 | 人権相談事業 | 人権推進課 | 市民 | 「人権相談（担当課：人権推進課）」、「地域就労支援（担当課：産業観光課）」、「進路選択支援（担当課：指導課）」及び「生活相談（担当課：人権推進課）」など市民の身近な相談に対して、適切な助言ならびに情報提供を行う。事案に応じた適切な関係機関とのケース検討会議、紹介、取り次ぎ等人権侵害の実施把握を行っている。<br>相談日：月～土曜日　9時～17時30分（土曜日は事前予約必要）<br>場　所：市民交流センター<br>委託先：一般社団法人泉南市人権協会 | 市民の生活や健康に関する悩みや相談、困ったことを、一人で悩まず相談できる体制を整備し、的確な助言や情報提供を行い解決を図る。 | 11,583 | A | ア | 人権相談は市民のセーフティネットとして重要な機能である。 | B | イ | 相談件数の増加が必要と考える。 | A | イ | すでに委託しており、現行の取組を継続していくことが重要である為、今以上のコスト削減は難しい。 | B | 相談件数が減少傾向にあるため、相談窓口の周知方法と相談しやすい環境整備の検討が必要である。 | イ | b |
| 1508 | 男女平等参画啓発事業 | 人権推進課 | 市民,登録グループ | 男女平等参画啓発を推進するため、下記の事業を実施した。<br>①男女平等参画社会づくり講座<br>②男女平等参都市宣言啓発講演会。<br>③男女平等参画情報誌「ステップ」発行（発行回数1回、発行部数2,500部】。<br>④男女平等参画社会に関心を持つ市民を通して、市民の必要としているテーマを探り、講座の企画を検討する。また、職員が女性相談内容を把握し、女性が抱えている問題を直視し、施策の検討の参考にする。<br>⑤男女平等参画ルーム「ステップ」（男女平等参画推進のための拠点施設）を通して、男女平等参画社会形成を促進。（登録グループのネットワーク会議を開催することで、各グループ相互の連携、交流、情報交換活動等を行う。平日9：00～17：30まで開所している。参考図書を蔵書し、随時貸出しを行う。） | 講座やセミナーを開催することにより、男女平等参画社会形成のための理解を深めてもらう。<br>男女平等参画の啓発や、男女平等参画に係る情報を提供し、市民及び市民グループを育成・支援する。 | 5,501 | A | ア | 社会情勢の変化に応じて、男女平等参画における適切なテーマを選択した講座を開催している。 | A | ア | 少しずつではあるが着実に男女平等参画社会の意識は醸成されており、男女平等参画の推進が図られている。 | A | イ | 現行の取組を継続していくことが重要である為、今以上のコスト削減が難しい。 | A | — | ア | |
| 1509 | せんなん男女平等参画プラン管理事業 | 人権推進課 | せんなん男女平等参画プラン | 男女平等参画プランに掲げられた事業の実施や目標値達成の進捗管理を行い、男女平等参画審議会で意見を聴取し、男女平等参画推進本部会議に報告する。<br>令和2年度中に第4次せんなん男女平等参画プラン策定に向け準備・検討中。（来年度予算計上等） | プランを計画通りに進める。 | 3,433 | A | ア | 男女平等参画推進条例のもと、男女平等参画プランは「泉南らしい男女平等社会の実現」にとって非常に重要な役割を担うものである。 | A | ア | 第3次せんなん男女平等参画プランに掲げる進捗目標値の実現に向け、取り組んでいる。 | A | イ | 現行の取組を継続していくことが重要である為、今以上のコスト削減は難しい。 | A | — | イ | a |
| 1510 | 配偶者からの暴力相談・防止事業 | 人権推進課 | 市民 | 関係機関への取り次ぎや、女性相談（面接）、電話相談の案内など、社会資源情報の提供、また、職員が受ける相談を通じて、大阪府女性相談センターや警察等と連携し、被害者の安全確保を行う。「配偶者等からの暴力防止連絡会議（DV防止連絡会議）」を開催し、DV被害者に対する適切な対応を行うための情報共有や支援策の検討など、速やかなDV対策を行うための関係機関等の連携強化を図る。 | 被害者が抱える課題の解決に向け、少しでも不安の解消につなげるよう支援を行う。また、被害者に危害が加えられるなどの緊急性がある場合は、一時保護措置を行う。 | 1,160 | A | ア | 関係機関がDV被害者に対する共通認識をもち、相談対応も連携して行うことが必要であり、現状の体制は必要である。 | A | ア | DV被害の相談については速やかに対応し、緊急性のある場合は緊急一時保護を実施。被害者の救済、支援の充実を図っている。 | A | イ | 現行の取組を継続していくことが重要である為、今以上のコスト削減は難しい。 | A | これまで同様、各関係機関との連携を密に行うとともに、ケースが発生した場合は迅速に対応できる体制の確保が常に必要であると考える。 | ア | |
| 1511 | 配偶者等からの暴力防止啓発事業 | 人権推進課 | 市民 | 市役所本庁・別館及び市内公共施設のトイレに女性相談案内カードを配架。また、女性のための電話相談・女性相談（面接）のチラシを市内公共施設に配架。女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12～25日）においては、市役所玄関、市役所周辺に啓発のぼりを設置。 | DVに対する理解の促進を図り、暴力の未然防止の啓発に努める。 | 386 | A | ア | 昨今、DVに関する事件は全国的に見ると増加してきているため、それを未然に防ぐ啓発活動は重要である。 | A | ア | DV被害に遭遇した場合の相談窓口の周知や、DVに関する啓発を行うことにより、被害者の救済、支援の充実を図っている。 | A | イ | 現行の取組を継続していくことが重要である為、今以上のコスト削減は難しい。 | A | — | ア | |
| 1512 | 事業所人権推進連絡会補助事業 | 人権推進課 | 泉南市事業所人権推進連絡会 | 会員事業所に対し、従業員等への人権啓発推進のため、大阪企業人権協議会主催の研修会等への誘導・案内を行う。<br>役員会2回、総会1回、研修会2回実施している。<br>会費年額2,000円 | 事業所におけるさまざまな人権問題の解消に向けて、正しい理解、認識を深めてもらう。 | 1,857 | A | イ | 会員企業が人権に関する社会的責任を果たすため、泉南市事業所人権推進連絡会を組織し、関係諸団体との連携により人権啓発推進の取組が図られている。 | B | イ | 事業所における人権啓発に貢献している。 | A | イ | 補助事業であり、現行の取組を継続していくことが重要であるため、今以上のコスト削減は難しい。 | B | 会員数の増加を図るための検討が必要。 | イ | b |
| 1513 | 人権協会補助事業 | 人権推進課 | 一般社団法人泉南市人権協会 | 補助金の交付申請に基づき、交付決定後、請求に応じている。<br>人権意識の高揚を図るための人権啓発事業に取り組んでいる。具体的事業としては総合相談の現状に沿った研修会・講座等の啓発事業を実施。また、市と人権関係団体との共催による市民の集いや市民交流センターまつりなどを開催している。 | 市民の人権意識の高揚及び様々な人権問題の解消に向けた取組を進めることができる。 | 6,543 | A | ア | 市民を対象にさまざまな啓発・講習・講座を行っている。 | A | ア | 様々な啓発事業等により、市民の人権意識の向上に繋がっている。 | A | イ | 補助事業であり、現行の取組を継続していくことが重要であるため、今以上のコスト削減は難しい。 | A | — | ア | |
| 1514 | おおさか人材雇用開発人権センター参画事業 | 人権推進課 | 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター | 負担金の支払い。<br>広報・情報提供を通して、行政、会員企業等に就職困難者等の人材開発、養成に関わることや雇用・就労の促進を図り、人と仕事をつなぐ企業の育成を行っている。 | 就職困難者の就労の促進を図り、加入市町村内及び加入団体への雇用へ繋げる。 | 414 | A | イ | 当該団体の役割として、府民全体を対象としており、分担金も市町村の規模に応じたものとなっている。 | A | イ | 府内加盟企業による人材開発・養成事業、情報発信などの事業を行っていることから成果が得られている。 | A | イ | 市町村規模に応じて、試算されているので、軽減できない。 | A | — | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 1515 | 子どもの権利相談・救済事業 | 人権推進課 | 市民 | 「泉南市子どもの権利に関する条例」第6条に位置づけられた、子ども自身が相談と救済を受けることができる仕組み。（子どもオンブズパーソン（第三者機関）の設置）<br><br>◈子どもオンブズパーソン（第三者委員会）の事業内容<br>〇市内子ども施設での子どもの権利学習、相談・救済制度の周知<br>〇子どもの声を聴くおとな（ゆーてみぃサポーター）の養成<br><br>※令和元年度においては、子どもオンブズパーソン（第三者機関）設置に向け、準備委員会を立ち上げた。 | 子どもが話を聴いてもらい、自分の思いや意見が尊重され、自らが考え行動することにより、主体を回復していくこと。 | 2,845 | A | ア | 子どもの相談や救済にかかわっている子どもオンブズパーソン制度を実施している市町村では、事業費規模は大きい。今後同様の制度を実施する場合は、事業費の検討が必要である。 | A | イ | 制度設置に向け、準備中である。 | B | イ | まちひとしごと総合戦略の活用により事業を立ち上げ継続した取り組みとなるように事業費・人件費において事業運営を検討中。 | A | 子どもの権利条例委員会の意見を踏まえ、本市の実情に応じた事業展開が図れるように具体的な事業内容を検討し、計画的に推進していく。 | イ | a |
| 1516 | 交流啓発事業 | 人権推進課 | 市民 | ①人権意識の向上に繋がる隣保館事業として、地域の内外での交流啓発事業の実施。<br>②講座内容<br>・生花教室（年30回）<br>・健康教室（年21回）<br>・市民交流センターまつり（年1回） | コミニティの活性化や地域交流により、人権尊重の必要性を更に深めてもらう。 | 2,229 | A | ア | 市民交流センターまつりにおいても、利用者団体との連携により実施しており、人権尊重のまちづくりに繋がっている。 | B | ア | 参加者の関心を高めるための事業展開を図りたい。 | A | イ | 関係各課・団体と連携して、実施内容を精査し取り組んでいく。 | B | 市民ニーズに促した啓発事業を実施していく必要がある。 | イ | b |
| 1517 | 市民交流センター管理運営事業 | 人権推進課 | 市民 | 貸館・講座などの来館する利用者の安全・安心な利用を図るとともに、センター内の清掃、設備などの維持管理を行う。<br>人権啓発の発信・地域コミュニティの活動拠点として人権啓発の推進や市民の抱える悩みや人権侵害等の解決を図るため、すべての市民対象に様々な啓発事業を行うとともに、相談事業を実施している。<br>ふれあいだよりを発行する。<br>開館日　月曜～土曜日　開館時間　午前9時～午後9時00分　ふれあいだより月1回発行 | 人権意識の向上、住民交流の拠点として役割を発揮し、安心・安全な利用が図られる施設とする。 | 30,291 | A | イ | 人権と福祉のコミュニティの場として管理運営を行っているが、維持管理にかかるコストを削減する必要がある。 | B | イ | 人権問題および地域住民の生活・福祉の拠点として啓発活動を行っているが、来館者数については、近年、横ばい傾向であり、利用者の固定化が進んでいる。 | B | ア | 施設の維持管理については業務委託の見直し等を行っており、継続してコスト削減に努めている。 | B | 来館者数の増加を目指し、地域住民や利用団体との連携により、人権啓発・コミニティの活動拠点として利用しやすい施設の検討をする。 | イ | b |
| 1518 | 共同浴場管理運営事業 | 人権推進課 | 市民 | 共同浴場の若松湯の運営を地元NPO団体へ業務委託している。入浴時間は、午後4時から午後9時30分まで、休館は毎週月曜日、第4日曜日、年末年始である。<br>入浴料金は、大人250円、老人（65歳以上）100円、小人（12歳未満）100円である。 | 地域の公営住宅の自家風呂が未だ低水準にある現況等に鑑み、入浴機会を提供し、公衆衛生の向上を図っている。 | 17,218 | A | イ | 自家風呂未設置家庭については、必要な施設である。入浴料については、民間の充実した設備と比較し低料金で利用となっている。 | A | ア | 利用者に対して、入浴機会の提供が図られている。 | C | ア | 管理、運営の業務委託をしているが、委託内容、方法の見直しを検討する必要がある。 | B | 建築後相当の年数が経過しており、施設全体の老朽化が進んでいる。今後、施設を維持管理していくためには、計画的な改修、またはFMの観点での検討が必要である。 | イ | b,c |
| 2101 | 庁舎管理事業 | 総務課 | 庁舎 | 庁舎の定期的巡回・各課報告等で不良箇所の設備を確認し、必要に応じ改修・修繕を行う。庁舎等設備の維持のため適正管理を行う。また、庁舎案内地図モニターや懸垂幕装置により市民にイベント案内や自衛隊員募集の広報を行っている。<br>〔点検〕消防設備・電気工作物・空気環境測定等<br>〔保守管理〕警備業務・清掃業務・ゴミ収集・電話交換保守・エレベーター保守・自動ドア保守等 | 省エネ化を推進し、庁舎の適正な保守管理を行い、安全で快適に利用できる状態を保つ。 | 62,775 | A | ア | 庁舎の安全性及び快適な空間が求められている。 | A | ア | 適正な管理をすることで重大な事故には結びついていない。 | B | ア | 複数業務をひとまとめにして事務費の低減に努める。 | B | 庁舎適正管理に際し、設備更新・変更があれば、仕様書等を適宜見直し、質的向上・コスト低減を図る。 | イ | c |
| 2102 | 文書管理業務事業 | 総務課 | 公文書 | 総務課において全部署の簿冊データを把握しており、保存年限が満了となった文書において廃棄リストを各課等に配布するとともに、各課等において新たに発生した簿冊データを総務課に提出することにより、公文書の検索に必要な資料を作成する。また、文書保存変更が生じた場合にはその都度変更する。 | 市民等に対し、公文書の検索や閲覧が容易に行えるよう保有する情報の整備に努める。 | 1,977 | A | ア | 市民と行政との信頼関係を深め、市政への参加を推進し開かれた行政を確立し、より一層民主的な市政の発展を図るため、文書等の情報公開は市民のニーズに答えるものと考える。 | B | イ | 部署により文書管理の意識が異なるように見受けられるが、ある程度の成果は得られている。 | B | ア | 効率的な管理方法を考えていく必要がある。 | B | 過去及び今後発生する文書の管理方法を考える必要がある。 | イ | b |
| 2103 | 郵便物発送管理事務事業 | 総務課 | 各課 | 各課の郵便物を　後納郵便として一括して郵便局に引き渡しを行う。<br>また　ｼｽﾃﾑ入力することで　市内の100通以上の郵便物は、割引を適用できるように対応している。 | 一定部数以上の市内郵便物における割引の適用等を行い、各課等の郵便コストを低減する。 | 4,254 | A | ア | 個人情報を含む郵便物の発送は、必要不可欠であると考えられるため、社会環境にあっている。 | A | ア | 多種多様の郵便物の種類があるが、ｼｽﾃﾑ管理で一本化している。 | B | イ | 郵便物発送は不可欠事業であり　これ以上のコスト削減は難しい。 | A | 事業についてはかなり改善された。 | ア | |
| 2104 | 庁舎受付案内・電話交換業務事務事業 | 総務課 | 市民 | 市役所にかかってきた問い合せなどの外線電話を担当部署の内線電話に交換する業務、及び、玄関ロビーに設置の受付において、来庁者への館内案内を行う。 | 来庁者や電話をかけてきた方々に対する初期対応を行うことによって、スムーズな行政サービスを受けられるようにする。 | 5,584 | A | ア | 市民と行政の信頼関係を深めるためのものであるため、市民のニーズに応えるものと考える。 | A | ア | 電話交換業務（常時2名配置の交代制）・受付案内業務（常時1名配置の交代制）を臨時職員で対応し、令和元年8月からは業務委託となるが、成果は得られている。 | B | ア | 令和2年度より　会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、臨時職員雇用に係る経費増が見込まれるため、民間事業者への委託を検討する。 | D | 電話交換業務及び受付業務については、令和元年8月から庁舎警備業務と併せて業者に委託する予定であり、これにより経費の削減に努める。 | イ | e |
| 2105 | 市民総合賠償補償保険事務事業 | 総務課 | 市民 | 「全国市長会市民総合賠償補償保険」と称する。<br>賠償責任保険に加入し、市が所有・使用・管理する施設の瑕疵や市の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して保険金の請求をする。 | 事故発生件数の減少に期待するが、万が一の場合の事故発生に伴う一時的な多額の財政負担を補うための保険事業である。 | 1,215 | A | ア | 最近における地方分権の推進、地域の特性に応じた行政運営など都市を取り巻く環境は急激に変化している。このような公的分野を担う行政運営特有のリスクに対する構えとしている。 | A | イ | 一時的な多額の財政負担を補うことができている。 | A | イ | 規定の賠償補償保険料を支払っているので、コスト削減の余地はない。 | A | 引き続き、適正な事務の遂行に努める。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 2106 | 行政事務事業 | 総務課 | 市民,市職員 | 例規類の制定改廃について、審査する。制定された例規類の公布、市例規集(インターネット上)へ登載する。<br>例規集の更新、例規検索・編集システムは業者委託している。<br>なお、令和元年度においては、条例44件、規則40件、訓令10件及び規約3件の審査を行った。 | 市民に対しては例規類の制定改廃を周知することにより地方自治の本旨である団体自治を実感してもらう。<br>市職員に対しては、法令順守コンプライアンスを意識させる。 | 9,517 | A | ア | 対象は、条例、規則、訓令等で、必要最小限である。業者への委託料なども妥当と考える。 | B | イ | 例規類の更新は2～3か月後になるが、誰でもいつでも閲覧できる状態になっている。 | A | イ | 例規類の更新件数は、地方分権等により増加傾向にある。委託料の見直しを考えるが、コスト削減は難しい。 | A | 今後も適正に事務を行うよう努める。 | ア | |
| 2107 | 議会調整事務事業 | 総務課 | 議案 | 議決事項について、議案書を作成し、議会に提出する。<br>定例会と臨時会において、理事者から議案について説明する。<br>なお、令和元年度においては、147議案を上程し、141議案が可決され、可決率は96%であった。 | 行政執行における重要事項について議会の承認を得る。 | 5,861 | A | イ | 他団体と比較して投入人員が少ない。 | A | ア | 可決率96%。 | B | ア | 各部に議案提出についての責任担当者を置く。議案の事前のチェック体制を厚くすることによって、効率よく正確な議案書を議会に提出できる。最終的には人の意識と目にかかっている。また、令和元年度からタブレット化により印刷製本費の計上をしていない。 | A | 今後も適正に事務を行うよう努める。 | ア | |
| 2108 | 車両管理事業 | 総務課 | 公用車 | 車検業務は市内業者で見積合わせのうえ依頼。車両修繕は直近車検受任業者に原則依頼。自賠責保険加入については、市内業者に均等に割振依頼。任意保険については全国市有物件災害共済会に依頼。また、車両月報による管理担当課からの報告により使用状況を把握し、早期修繕を行い事故・故障の防止に努める。 | 車検整備等により公用車の安全運行をできる状態とし、適正に管理する。また、燃費向上と環境保全に配慮して、低公害車への移行をすすめていく。 | 13,930 | A | イ | 車両の安全性及び運行の効率性は常に求められている。 | B | イ | 適正な管理をすることで重大な事故には結びついていない。 | C | ア | 安全運転講習の受講やドライブレコーダー設置により職員に対し、安全運転への意識を向上させ未然の事故防止に努める。 | B | 修繕及び故障件数を改善するためには、コスト面を考慮しながら、適切な車両の更新及び効率的な管理が必要である。 | イ | b |
| 2109 | 情報公開事業 | 総務課 | 市民等 | 市の保有する文書等の情報を公開する。<br>なお、令和元年度においては、83件の処理を行い、開示率は97%であった。 | 市民が必要な時に、必要な情報を得ることができる。 | 1,084 | A | ア | 市民と行政との信頼関係を深め、市政への参加を推進し、開かれた行政を確立し、より一層民主的な市政の発展を図るため、文書等の情報公開は市民ニーズにこたえるものと考える。 | A | イ | 情報公開請求の件数は横ばいだが情報公開コーナーの利用が増えている。情報公開コーナーで情報提供するものが増えれば情報公開請求という手続によらずにいつでも自由に閲覧できる環境にあるといえるため情報公開が進んでいるともいえる。 | A | イ | 情報公開事業はほとんどコストがかかっていない。 | A | 「開かれた行政」を確立するため、より積極的に市の情報を提供していく必要がある。 | ア | |
| 2110 | 個人情報保護事業 | 総務課 | 市民 | 市の保有する個人情報の適正な取扱いについて基本的なルールを定めるとともに、だれでも自己の個人情報の開示、訂正、削除と利用等の中止を求めることができる。<br>なお、令和元年度においては、12件の処理を行い、開示率は91%であった。 | だれでも自己の個人情報をコントロールできる権利を保護する。 | 1,973 | A | ア | 適正であると考えている。 | A | ア | 個人の権利利益の保護につながっている。 | A | イ | 情報公開・個人情報保護制度運営審議会等の委員報酬であるため、事業費を削減する余地はない。 | A | 個人情報を有効に活用するよう配慮しながら、個人の権利や利益を保護する。 | ア | |
| 2111 | 住民情報記録システム運用事業 | 総務課 | システムを利用する職員 | 住民基本台帳などに基づく住民データを用いる窓口業務（市民課、税務課、国民健康保険、介護保険など）について、コンピュータシステム化を推進する。 | システムの安定稼働と正確な業務処理の実現および利用する職員の事務処理の効率化を図る。 | 107,666 | A | ア | 事務処理の迅速化が図られることから、市民サービスの向上に資するものである。 | A | ア | システムの安定稼働と正確な業務処理の実現および利用する職員の事務処理が効率化している。 | A | ア | システムを他団体と共同利用することが考えられる。 | A | 引き続き、システムの適切な管理と市民サービスの向上に努めるとともに、クラウドサービスを活用した基幹系業務システムの共同利用を検討する。 | ア | |
| 2112 | 泉南市行政LAN事業 | 総務課 | 市職員 | 庁内及び出先機関を高速で安全なネットワークで結び、必要とされるパソコン機材を配置し、高度な行政ネットワークを構築する。 | 庁内及び出先機関を行政ネットワークで結ぶことにより、行政情報の通信インフラとして、事務事業の多くを電算化し、情報共有と情報配信の迅速化を進める。 | 35,885 | A | ア | 市が所有する情報は、住民情報など個人情報が多く、特にマイナンバーによる情報連携が開始されたことを受け、セキュリティの観点から安全対策を強化するなどの管理責任を負う。 | A | ア | 庁内ネットワークシステムを利用して庁内の情報交換と情報の共有が実現している。電子自治体の基盤を整備することになるので、高度情報化が推進される。 | B | ア | パソコンの調達については、全庁的に一括調達をし、コストを抑える。また、引き続きトラブルの初期対応を可能な限り市職員で行うことにより、保守委託のコストを抑えている。 | B | 老朽化した端末の入替や、新しいOS・アプリケーションへの対応が課題である。 | ア | |
| 2113 | 総合行政ネットワーク事業 | 総務課 | 総合行政ネットワークシステム（LGWAN）,市職員 | 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続したネットワークを構築し、さらに国の各府省のネットワーク（霞が関WAN）とも接続することで、電子メールや公的個人認証、電子申告システムなどの高度な情報の流通を可能とする通信ネットワークを整備する。 | システムの安定稼働と正確な業務処理の実現および利用する職員の事務処理の効率化を図る。 | 3,576 | A | ア | マイナンバーによる情報連携を行い、行政事務の効率化が図られる。 | A | ア | LGWANは重要なインフラであり、行政サービスの向上に寄与している。 | A | イ | LGWAN（大阪府域ネットワーク）を利用して将来的に経費削減ができる方策がないかを各市町村とともに検討していく。 | A | 今後、LGWANを利用したシステムが増えると予想され、現在の帯域で対応可能であるかといった検証も必要になってくると考えられる。 | ア | |
| 2114 | 自治体情報セキュリティ強化対策事業 | 総務課 | 大阪版自治体情報セキュリティクラウド | 自治体のセキュリティレベルの底上げを図ることを目的に、府内市町村が個別に設置している、Webサーバ等の監視対象を大阪府と府内市町村が協力して集約し、高度なセキュリティ対策を実施する。セキュリティ対策の強化を図るため、地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワーク（LGWAN）とインターネット接続系システムを分離するための対策を講じる。具体には、財務会計などLGWANを活用する業務用システムと、Web閲覧や、インターネットメールなどのインターネット系システムとの通信経路を分離する。 | 高度な情報セキュリティ対策を講じる。 | 8,023 | A | ア | 高度な情報セキュリティを維持できる。 | A | イ | 重要なICTインフラであり、情報セキュリティの強化に結びついている。 | A | イ | 大阪版自治体情報セキュリティクラウドの利用、インターネット系システムの保守に関し、セキュリティ対策の強化上、必要最低限の経費により行っている。 | A | 高度情報化時代に合ったシステム運営が求められていくと考える。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 2115 | 統計調査事務事業 | 総務課 | 統計調査従事調査員,統計調査従事指導員 | 基幹統計調査についての国への要望を行うにあたり意見交換、統計講習会に出席し統計知識の習得及び向上、その他基幹統計調査交付金の対象とならない統計に関する業務を処理する。 | 基幹統計調査における調査客体や調査員の調査環境の改善を推進する。 | 789 | A | ア | 必要最低限の経費であり、社会環境にあっていると考えられる。 | B | ア | 一部調査のインターネット回答の導入等により、少しずつではあるが調査環境は改善されている。 | A | イ | 現状においても最低限の支出と考えられるため、さらなるコストカットは難しいと考えられる。 | A | 事業については評価できるものの、調査環境は厳しく、調査票の回収率の向上に直接結び付かない可能性がある。 | ア | |
| 2116 | 基幹統計調査事務事業 | 総務課 | 【工業】市内製造業事業所 | 調査員及び指導員として市が推薦した者を国又は大阪府が任命をおこない、任命された調査員は世帯又は事業所等に調査票の記入依頼・回収を行う。その後、指導員及び市による調査物品の検査を行い、大阪府を通じて国へ調査物品の提出をおこなう。<br>【5年周期調査】<br>・国勢調査・経済センサス―基礎調査・商業統計調査・経済センサス―活動調査・全国家計構造調査・農林業センサス・漁業センサス・就業構造基本調査<br>【1年周期調査】<br>・工業統計調査（1年周期 ただし経済センサス―活動調査実施前年は中止） | 調査対象を把握するとともに、すべての調査票の回収をおこない、正確な各種統計データを収集することにより、産業や生活実態等の動向・実態を明らかにする。 | 5,963 | A | ウ | プライバシーを重視し、個人情報の保護を最重要と考える市民のニーズには合致しないが、市民の実態を把握する上で必要である。 | A | ア | 調査票の回収率も概ね90%程度あり、統計情報として有効であると考えられる。 | A | イ | 正職員及び任期付職員の人件費以外はすべて府からの交付金で賄われているため、コスト削減は難しいと考えられる。<br>（正規職員及び任期付き職員の超過勤務手当についても交付金で賄われている。） | A | オンライン調査の拡大により、調査員の事務量負担の軽減を考慮しているが、調査環境は年々厳しくなっている。 | ア | |
| 2201 | 財政運営事務事業 | 財政課 | 市財政,各課 | 当初予算・補正予算の編成、予算執行の管理にあっては、予算編成方針、行財政改革実施計画、財務規則等に従い、予算を編成し執行管理する。<br>決算統計、各種指標の作成にあっては、関係各課等に照会することにより、普通会計としての決算を調製するとともに、各種指標を作成し公表する。<br>交付税・各種交付金の算定、報告にあっては、関係各課等に照会し、適切に報告する。<br>財政計画の策定にあっては、近年の決算状況、個別の事業計画などから財政状況を推計し、令和2年2月に「泉南市中期財政計画」を策定した。 | 健全な財政運営と透明性の確保、効果的・効率的な財源の配分・執行、交付税・各種交付金の財源確保を目標とする。 | 35,073 | A | ア | 市として業務を行うべき範囲であり、限られた財源の中で効率的に取り組んでいる。 | A | ア | 黒字決算と行財政改革の年度目標を達成することができた。 | B | ア | 事業費の大半が人件費であり、国府制度の動向把握に努め、財務会計システムを最大限活用するなど、業務遂行にあたっての効率性を高める。 | B | 元年度決算においては、黒字決算と行財政改革の年度目標を達成することができた。しかしながら、市財政を取り巻く状況は依然厳しく、今後も、更なる財政健全化の取組が必要。 | イ | b |
| 2202 | 市債管理事業 | 財政課 | 市債 | 予算編成方針・行財政改革実施計画等に従い、発行・償還を実施する。 | 計画的な市債の発行・償還を目標とする。 | 3,777,232 | A | ア | 編成方針、計画にのっとって定められた範囲（事業）に対し起債している。 | A | ア | 「将来に負担を残すこととなる地方債の新規発行については、元金償還額以下に抑制することを基本」とした予算編成方針に従い予算に計上した市債を発行し、必要な財源を確保している。 | B | ア | 事業費は、市債発行による元利償還額であるため、計画的な市債の発行・償還により事業費の削減に努める。 | A | 市債の計画的な借入と償還を進めることが、健全な財政運営を行っていくために必要となる。しかしながら、市財政を取り巻く状況は依然厳しく、今後とも計画通り事業を進めていく。 | ア | |
| 2301 | 市税賦課事務事業 | 税務課 | 納税義務者（市府民税・法人市民税・軽自動車税）,納税義務者（固定資産税・都市計画税） | 【共通】：窓口電話対応業務（各種証明書発行・問い合わせ等）<br>①【市府民税】：申告書等受付（12月～3月）⇒申告内容等のチェック（12月～3月）⇒データ入力（12月～4月）⇒税額計算（3月～5月）⇒賦課決定（5月～6月）⇒納税通知書の発送（5月～6月）⇒修正申告、税額変更及び変更通知書の発送（随時）<br>②【固定資産税】：土地・家屋の評価業務（調査・評価）・固定資産の異動処理（データ入力・台帳整理）・相続人代表者指定に関する業務・償却資産申告書発送業務・償却資産申告データ入力・納税通知書発送業務（4月末から5月上旬） | ①【市府民税】：修正申告、更正通知等による更正以外の更正を減らし、適正かつ公正、公平に課税される。<br>②【固定資産税】：評価誤り等による更正を減らし、適正かつ公正、公平に課税される。 | 181,762 | A | イ | 前年度と同様に、申告会場の混雑化を解消する必要がある。 | A | ア | 市民税の更正件数のうち、減免・修正申告の更正件数も含んでいるが、課税誤りによる更正はわずかでおおむね適正に課税できている。 | A | イ | 事務の大部分を占める評価・賦課決定等の業務は委託することができず、現状可能な範囲での委託・IT化は行っている。 | A | ― | ア | |
| 2302 | 市税徴収事務事業 | 税務課 | 市税納税義務者及び市税滞納者 | 納めていただいた市税の金額や納付日などを確認の上、納付額と納付すべき額との突合を行い、過誤納金が発生した場合は、還付・充当処理の手続きを行うなど、市税の正確な収納管理を実施している。<br>また、大多数の方々が納期限内納付にご協力いただいている一方で、何らかの事情で納税いただけない納税義務者に対して、督促状や催告書の送付、必要に応じて直接電話や訪問による納税相談・交渉により市税納付を促すとともに、自主納付に応じていただけない場合は、財産調査等を実施の上、判明した財産の滞納処分を行うなど、市の自主財源の根幹でもある市税の安定的確保に努めている。 | 納付していただいた市税（税目ごと）の正確な記録及び収納管理を行うとともに、未納者及び滞納者に対して納税を促し、市税の未納・滞納額の解消を図る。 | 96,714 | A | ア | 誰が、いつ、どれだけの額を納付したかを正確に収納管理することは、市民から付託された最重要公務である。また、市税の自主財源の安定的確保及び税負担の公平性確保の原則のもと、市税の滞納解消に努めることが行政運営に不可欠である。 | A | ア | コンビニ収納の導入による利便性の向上並びに滞納処分の強化と粘り強い取り組みにより、徐々にではあるが15年連続で徴収率が向上（改善）した。 | A | ア | 民間委託による電話催告（コールセンター）等の手法もあるが、費用対効果については未知数である。滞納者の現状把握や納付指導を実施する中で、現税務情報・滞納整理システムを駆使しながら効率的に行っているものの、人員不足は否めない。 | A | 市税口座振替のより一層の推進や納税しやすい環境の整備、市民の納税に対する意識の高揚を図る必要がある。また、滞納整理は自主財源の確保に直結するものであるため、担当職員のさらなる専門知識の習得とスキルアップ、人員の増強を含めた徴収体制の強化が必要である。 | ア | |
| 2401 | 物品購入等契約事務事業 | 契約検査課 | 市職員,物品関係入札参加有資格者 | 市職員に対し、適正な仕様書作成の協議を行う。<br>物品関係入札参加有資格者に対し、公正公平で競争性のある入札参加者の選定を行うとともに、透明性のある入札、見積合せを実施する。 | 必要とされる物品の調達を行う。 | 8,098 | A | ア | 地方自治法等で市が実施することとなっている。 | A | ア | 予算の範囲内で必要とされる物品の調達がなされている。 | B | ア | 入札・見積合せのために入札参加者へ配布する資料をデータ化することにより紙書類を削減する。 | A | ― | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 2402 | 入札参加資格者管理事業 | 契約検査課 | 入札等参加を希望する者 | 市が発注する際の有資格者について、市が作成した入札等参加申請要領に基づき、期間を定めて参加申請を受付し、また随時変更申請を受付する。 | 申請時において必要書類の審査を行い適正な有資格者の登録を行う。 | 9,320 | A | ア | 適正な履行の確保のため、適正な入札参加資格を有する者でなければならない。 | A | ア | 不良不適格者を排除することで、適正な履行の確保に繋がる。 | B | ア | 近隣市町と入札参加資格者管理の一元化が考えられる。 | A | — | ア | |
| 2403 | 工事・工事関連委託契約事務事業 | 契約検査課 | 建設工事入札参加有資格者，設計コンサルタント入札参加有資格者 | 建設工事入札参加有資格者及び設計コンサルタント入札参加有資格者に対し、公正公平で競争性のある入札参加者の選定を行うとともに、透明性のある入札・見積合せを実施する。 | 入札参加者の選定に基づき、法令を遵守し適正に契約する。 | 3,470 | A | ア | 地方自治法等で市が実施することとなっている。 | A | ア | 法令を遵守し、公正性、透明性、競争性が確保され、また市内入札参加有資格者の受注機会も確保されている。 | B | ア | 入札・見積合せのために入札参加者へ配布する資料をデータ化することにより紙書類を削減する | A | — | ア | |
| 2404 | 検査事業 | 契約検査課 | 物品納入業者，工事請負業者 | 物品購入においては発注した仕様書に基づいた規格の物品及び数量が納期内に適正に納品されているかどうかの確認を行う。<br>工事については発注した設計書、仕様書に基づき品質の確保された目的物及び数量が工期内に施工されているかどうかの確認を行う。 | 適正な納品、適正な工事の実施がなされていることを確認することにより適正な契約の履行を確認する。 | 2,699 | A | ア | 必要な検査を実施している。 | A | ア | 適正な施工、適正な納品が確保されている。 | A | イ | — | A | — | ア | |
| 2405 | 公正入札調査検討・指名委員会事務事業 | 契約検査課 | 入札等参加有資格者 | 入札制度の改善等を行う。<br>入札参加有資格者の格付け、入札参加者の選考を行う。 | 法令等を遵守し適正な事務を行うことにより、入札制度を常に最善の状態とし、公正公平な入札・契約を行う。 | 2,699 | A | ア | 事業規模等に合わせて入札参加者の選定を行っている。 | A | イ | 公正性、透明性、競争性が確保され、また市内入札参加有資格者の受注機会も確保されている。 | A | イ | 市の入札契約方法の改善や入札参加者の選定、談合等への対応に係るものであるため削減できるものではない。 | A | — | ア | |
| 2406 | 契約情報公表事業 | 契約検査課 | 市民 | 契約検査課発注の契約や原課発注の委託・賃貸借契約に関する情報をホームページや情報公開コーナーで公表する。 | 市民に周知し、透明性を確保する。 | 1,311 | A | ア | 法律に則って、適正に行っている。 | B | ア | 手順に則って公表している。 | B | イ | 手順に則って公表しているため。 | A | — | ア | |
| 2407 | 契約事務適正化事業 | 契約検査課 | 市職員 | 入札・契約・仕様書等に関する相談・調整を行い、必要な通知等を行う。 | 適正な仕様書の作成や予算執行、原課での発注業務の適正な入札・契約、確実な履行の監理・確認ができる状態にする。 | 2,314 | A | ア | 業務内容を適正にし、確実な履行を確保している。 | A | イ | 不適切な仕様書、契約事務が少なくなった。 | A | イ | — | A | — | ア | |
| 2501 | 行財政改革推進事務事業 | 行革・財産活用室 | 行財政改革実施計画 | 行財政改革実施計画の成果を把握し、進行管理を行う。<br>計画における取組事項ついて担当課から達成状況を調査し、結果を公表する。 | 計画に記載された取組事項の達成状況を把握し、実効性の高い計画にする。 | 3,682 | A | ア | 「行財政改革推進本部会議」を中心に、全庁を上げて行財政改革を推進する必要がある。 | B | ア | 市全体の収支としては黒字決算を達成できた。 | A | イ | 事業費はほぼ人件費であり、取りまとめ作業の簡素化などの工夫の余地はあるが、大幅な削減は困難である。 | B | 計画通り取組を進めるとともに、政策部門、財政部門との連携を進め、成果向上を進める必要がある。 | ア | |
| 2502 | 債権管理適正化事業 | 行革・財産活用室 | 泉南市債権管理プロジェクトチーム | 債権管理に対する部局横断的な構成員よる債権管理対策会議を設置する。事務局として、債権管理条例の策定や付随する施行規則等に関すること、全庁一体的な債権管理推進体制の整備に関しての、意見集約やとりまとめを進める。また条例策定やマニュアルの整備を行い、毎年徴収計画を策定し、債権管理の適正化を目指す。 | 各種債権担当課からの意見集約を図り、統一的な処理基準その他必要な事項を取りまとめ、債権管理の適正化を図る。 | 2,314 | A | ア | 債権管理担当部署を中心として、全庁を上げて取組む必要がある。 | B | イ | 債権管理ノウハウの向上を全庁的に進めていく必要がある。 | A | イ | 会議開催における事業費はほぼ人件費のため、大幅な削減は困難である。 | B | 債権管理条例を平成30年4月1日より施行。引き続き適正化への取組を進めていくとともに、継続的に会議を開催し、課題の共有やノウハウの向上に努める。 | イ | b |
| 2503 | 行政評価実施事業 | 行革・財産活用室 | 事務事業,職員（任期付含） | 事務事業の実施結果を様々な観点から担当者自身が評価して、その結果を次年度の事務事業の見直しなどに反映する。<br>令和元年度は407事業の事務事業評価について公表した。また、事務事業の上位にあたる施策の評価を本格実施し、186施策の評価について公表した。<br>あわせて第三者評価を実施した。 | 客観的な評価を実施し、その結果を基に適切な事業の選択や行政資源の効果的配分と効率的活用、行政活動の改善を継続的に行うことで、成果重視の行政運営を行う。<br>市民の視点で事業の成果や効率性を意識し、事業を進めることで政策形成能力を高めるとともに、職員の意識改革を図る。<br>ホームページ等で評価シートを公表し、行政活動の情報を市民と共有することで、行政の透明性を確保し、協働のまちづくりを進める。 | 7,496 | A | ア | 市に関わる全事務事業の評価を実施することとしており、対象範囲としては十分と考える。 | B | ア | 全部署が事務事業の必要性、有効性、効率性を踏まえ総合評価を行うことにより各事業を検証することができた。 | B | ア | 事業費はほぼ人件費である。施策評価の取組も始まったため、とりまとめする評価シートも膨大なものとなっている。集計作業等の事務効率化を図るため、IT化など効率性向上への検討を進める。 | B | 施策評価及び事務事業評価の積極的な活用、定着に向けて、他部署との連携を図りながら事業を進める必要がある。 | イ | b |
| 2504 | 指定管理者制度導入施設に係る評価実施事業 | 行革・財産活用室 | 指定管理者制度導入施設 | 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るべく導入した指定管理者制度について、その業務実績に関し管理運営のサービス向上とコスト等の評価を行う。<br>指定管理者による「自己評価」、施設所管課による「所管課評価」を踏まえ、評価の客観性や中立性を確保する観点から、施設に利害関係を有さない公正・中立な第三者評価機関（第三者評価委員会）による「第三者評価」を行う。さらに、これらの評価をもとに市としての「総合評価」を行う。 | 指定管理者制度の適切な運用を確保し、事業の推進とサービスの質が向上した効果的・効率的な施設運営を行う。 | 2,931 | A | イ | 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用し住民サービスの向上を図るべく指定管理者制度を導入した。その業務実績を多面的に評価することは住民ニーズに応えるものと考える。 | A | ア | 各指定管理者とも、評価に応える工夫を行っている。 | B | イ | 事業費がほぼ人件費のため、第三者評価の運営に工夫の余地はあるものの、削減は困難。 | A | R1年度については、自己評価・施設所管課評価のみであり、第三者評価対象施設がなかったが、次年度全施設が第三者評価対象施設となり、あわせて火葬場が新たに指定管理施設になるため、評価内容・方法等の見直しを検討した。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 2505 | 市有財産管理事業 | 行革・財産活用室 | 市有財産（普通財産） | 普通財産（公有財産のうち公用又は公共用に供するもの以外のもの）の維持管理や売却及び賃貸借を行う。<br><br>普通財産保有数：13ヶ所 | 普通財産について、財産の効率的な維持管理運営を行うとともに、売却や貸付による資産としての有効活用を図る。 | 17,289 | A | ア | 個々の市有財産の状況に応じ、鑑定、境界設定、草刈等を実行している。 | B | イ | 令和元年度は普通財産（市有財産）の売却が1件にとどまった。 | A | イ | 入札等について、従前より時期を決め集中的に事務に取り組むことで効果的効率的に進めている。 | A | 一般競争入札又は随意契約（一定条件を満たす）で売却する。貸付ヶ所は引き続き貸付を行っていく。 | ア | |
| 2506 | ファシリティマネジメント推進事業 | 行革・財産活用室 | 市公共施設等 | 公共施設等最適化推進基本計画（H27）、同推進実施計画（H28）に基づき、各施設所管課においてより具体的な最適化について必要な検討をおこない、それに基づく取組を支援する。また平成32年度までに、有する公共施設の、中長期的な視点に立った維持管理並びに更新に関する具体的方針、対策経費及びその優先順位等を施設ごとに定めた個別施設計画を策定する。計画策定にあたっては、庁内組織である推進本部並びに検討部会において具体的最適化事案や日常点検等施設維持管理方法等の検討を深め市附属機関である推進委員会において検証協議し、全市的総合的見地に立った個別計画をしその推進を図る。あわせて、施設の最適化に関する理解啓発を図っていく。 | 老朽化や耐震化に問題のある公共施設等の建て替え、改修の必要性を判断しながら、施設の複合化、集約化等を民間活力も視野に入れて検討し、公共施設等の最適化を進めるもの。 | 17,153 | A | ア | 全国的に検討実施されている。 | A | イ | 個別施設計画の策定を踏まえ、施設の状態を把握するため、劣化度調査を全庁的に実施し、調査結果の整理を行った。 | A | イ | 取りまとめ作業の簡素化などの工夫の余地はあるが、人件費の削減は困難。 | B | 国より令和2年度までに個別施設計画の策定についての要請がなされており、具体的な最適化に関する方針、中長期的な視点で施設所管課とともにスピード感をもって取り組む必要がある。 | イ | b |
| 2507 | 財産区財産管理事業 | 行革・財産活用室 | 財産区財産 | 各財産区との連絡及び情報交換を行い、管理会議や草刈り、修繕及び財産貸付を実施している。 | 財産区財産の適正な維持管理運営を行う。 | 29,043 | A | イ | 財産区財産の維持管理自体が、必ずしも地域住民のニーズ等に合致しているわけではない。 | B | ア | 令和元年度においては、財産区財産の保全にかかる調停、訴訟等法的手段を講じることで一定の成果が得られた。 | B | ア | 法務局への申請事務や除草作業等を職員で実施するなど、コストの削減に努めている。 | A | 現状のまま事業を進めることが適当である。 | ア | |
| 3101 | 住民登録事務事業 | 市民課 | 本市に住所を有する人、有しようとする人、有していた人等,本市に住所を有する15歳以上の住民で、印鑑登録及び証明を必要とする人 | 転出・転入・転居に伴う住民異動届書の受付審査受理等の事務を迅速に行い、正確な記載・通知等を行う。適切に住民記録を調製し、保管する。<br>提出された申請書をもとに、迅速かつ正確に必要な証明の発行を行う。<br>正確な印鑑情報の管理と迅速かつ正確に必要な証明の発行を行う。<br>市民サービスの向上のため、自動交付機による印鑑証明、住民票の発行を行う。<br>住民票コードを基に個人番号を付番し、通知カードを住民に送付する。 | 適正な住民に関する記録の管理を行い、住民の居住関係についての公証を正確、迅速に受けることができるようにする。<br>印鑑の印影が登録された本人のものであることを適正に公証する。<br>厳格な本人確認を実施の上、マイナンバーカードを適切に交付する。 | 65,694 | A | ア | 他団体と比較すると、一部の手数料は高いが、自動交付機を設置し、時間外、休日に公証できるようにすることで、市民ニーズに応えている。さらなる住民サービスの向上にコンビニ交付を実現する。 | A | ア | 適正に管理し、公証しており、市民満足度は向上されている。 | A | イ | 個人番号制度に伴い、窓口業務でも確認事項が増加し、個人番号カードに関連した業務も新たに発生したため、コスト削減は難しい。令和2年度は国によるカードの普及促進、官民キャッシュレス基盤を構築を目的とするマイナポイント事業を実施。 | A | 住民基本台帳記録の正確性を高め、個人番号カードの申請を推進し、適切に個人番号カードの交付を行う。また、市民サービス向上のため、専用タブレットを活用した申請サポートを実施し、普及率の向上を図る。 | ア | |
| 3102 | 戸籍事務事業 | 市民課 | 本市に本籍を有する人、有しようとする人、有していた人 | 婚姻、離婚、出生、死亡など戸籍届出の受付審査、受理等の事務を正確に行い、戸籍簿に記載・調製のうえ、適正に保管する。<br>適正な審査を行い、本人確認した上で、日本国民の国籍と親族的身分関係を明らかにする除籍、戸籍の謄・抄本及び附票の発行を行う。 | 適切な戸籍簿の管理を行い、日本国民の国籍と親族的身分関係の公証を正確、迅速に受けることができるようにする。 | 44,503 | A | ア | 平成21年度に戸籍電算化を実施したことで、戸籍証明交付時間の短縮や、人件費削減につながっている。今後、市民ニーズに対して戸籍システムのコンビニ交付を検討すべきところであるが、現状、莫大なシステム導入費及び維持費等やセキュリティの観点から再検討の必要がある。 | A | ア | 紙戸籍の時と比較して、該当戸籍の検索、各市民の必要な戸籍の特定など戸籍証明書交付時間短縮により市民満足度は向上されている。 | A | イ | — | A | 戸籍副本管理システムにより戸籍データを遠隔地で適正に保管できるようになった。 | ア | |
| 3103 | 住居表示事務事業 | 市民課 | 住居表示実施地域で付番を必要とする人,変更証明書、住居表示プレートの再交付を必要とする人 | 住居表示実施地域で付番を必要とする人から付番の申請があれば、迅速正確に申請を受理し、該当の家屋建物に対して適正な付番を行い、付番の証明並びに住居表示プレートを交付する。<br>住居表示実施前の住所から実施後の住所に変更になった旨の証明が必要な方に迅速正確に台帳を確認の上、変更証明書を交付する。<br>改築などで、住居表示プレートがなくなってしまった方に対して、迅速正確に台帳を確認の上、再交付を行う。 | 適正な付番の交付を受けることで正確な住所を把握でき、適正な証明書等の交付を受けることができる。 | 1,623 | A | ア | 住居表示実施区域内での付番と変更証明書等の発行を必要とする市民に対して実施している。 | A | ア | 正確な住所把握できることで市民満足度が得られる。 | A | イ | プレートの在庫管理を徹底する。 | A | 現状のまま継続することで、適正な付番、適正な住所を把握できる。 | ア | |
| 3104 | パスポート交付事業 | 市民課 | 住所を有する市民及び居所を有する他市町村の市民 | 旅券法の一部の改正により、大阪府では順次市町村への旅券事務の権限移譲がなされた。泉南市では平成29年10月から旅券申請・交付事務を行っている。<br><br>泉南市に住所がある方・居所のある方を対象に旅券申請を受け、、審査後大阪府パスポートセンターへ送付し、作成された旅券を交付している。<br><br>申請・交付を行う場所：　泉南市役所　市民課窓口<br>申請日：月～金　9:00～16:30　　交付日：月～金　9:00～17:30<br>土・日・祝休日・年末年始（12/29～1/3）除く | 旅券申請交付に関する事務について正確かつ迅速に対応を受け、旅券の交付の確実に受けられることに市民の便利性が向上。 | 32,674 | A | ア | 外務省が決定した、単価等なので他と比較できない。 | A | ア | 適正に管理し、公証しており、市民満足度は向上されている。 | B | イ | パスポート窓口業務でも確認事項が増加し、厳密な審査が必要であり、現在も最小限にコスト削減しており、これ以上の削減は難しい。 | A | 旅券申請交付に関する事務について正確かつ迅速に対応を受け、旅券の交付が確実に受けられる。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 3201 | そ族昆虫除去事業 | 環境整備課 | 一斉清掃時消毒散布者（区・自治会等），害虫等駆除者 | 区、自治会等の一斉清掃時の水路等の消毒に対して、消毒車及び薬剤を無料で貸出、配布している。 | 地域における健康で快適な生活環境の確保を図る。 | 1,238 | B | イ | 区、自治会等の一斉清掃時に特に消毒車の貸出依頼が多い。 | A | ア | 地域住民の快適な生活環境が維持されている。 | A | イ | 事業費としては、薬剤購入と消毒車の維持管理だけである。 | A | — | ア | |
| 3202 | 動物愛護協議会運営補助事業 | 環境整備課 | 犬の登録件数 | 地域における犬・猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者から動物愛護推進委員を委嘱し、動物の愛護及び管理の推進を図る。（泉佐野市に事務委託） | 市域で飼われている犬や猫等の動物の愛護と適正飼育に関する普及啓発活動を行う。 | 416 | A | ア | 犬・猫等の動物の適正飼育に関する啓発活動の取り組みは必要である。 | A | ア | 市域で飼われている犬・猫等の動物の適正飼育に関する啓発活動に貢献している。 | A | イ | 広域連携による事務として、泉佐野市へ委託している事務であるため、本市単独でのコスト削減は困難である。 | A | 今後も市域で飼われている犬や猫等の動物の適正飼育の啓蒙・啓発活動への取り組みは、動物の愛護及び適正管理の推進につながる。 | ア | |
| 3203 | 公衆衛生協力事業 | 環境整備課 | 大阪府泉佐野保健所尾崎地区公衆衛生協力会 | 団体への助成を通して、公衆衛生思想の普及、講習会、研修会及び優良会員の表彰を行う。 | 団体への助成を通じて、協力会の啓発運動を促進し、地域社会における公衆衛生が向上する。 | 107 | B | イ | 公衆衛生向上のためには関係団体との連携が必要 | B | ア | 地域社会における公衆衛生の向上に寄与する活動に貢献している。 | A | イ | 助成している関係市町との協議が必要となってくる。 | A | — | ア | |
| 3204 | 火葬場施設管理運営事業 | 環境整備課 | 人体を火葬する遺族等，動物を火葬する市民 | 火葬場施設の特殊性を鑑み、指定管理制度の導入することにより、高まる市民ニーズに対応し、サービス水準の向上・より柔軟に火葬場施設を常に良好な状態を確保するなどの適正な管理運営を行う。<br>また、旧火葬場（樽井火葬場・西信達火葬場：平成31年3月末で廃止）については、除却までの期間、適正に管理を継続する。 | 火葬場施設を常に良好な状態を確保するとともに、適正な管理運営を行うことにより、市民（遺族等）に対するサービス水準の向上を図る。 | 65,135 | A | ア | 火葬場は市民に必要不可欠な施設であり、火葬場使用料についても近隣市町と比較して適正である。 | A | ア | 指定管理者等により市民ニーズに応えるとともに、適切に管理運営が行われている。 | A | イ | 事業開始時より指定管理制度を導入することにより、コストの削減に努めている。 | A | 平成31年4月より、泉南阪南共立火葬場として施設供用開始、指定管理者により管理運営を行っている。 | ア | |
| 3205 | 公害防止事業 | 環境整備課 | 届出対象現場（公害発生の可能性のある届出対象となる現場），届出対象施設（公害発生の可能性のある届出対象となる施設） | 公害に対する苦情対応により、発生の拡散を未然に防ぐ。また環境分析を定期的に行い、環境の異常をいち早く察知できるようにする。（河川7箇所で水質分析、公園2箇所で土壌中ダイオキシン類分析、市内2箇所で空気中アスベスト濃度分析、環境騒音8箇所、交通騒音5箇所） また環境法令に基づく届出により、公害発生の可能性のある施設、現場等を把握する。 | 公害の発生を防止する。又、発生した公害に対して改善を求める。 | 4,369 | A | ア | 国・府の業務も市の責務となってきており、その規模は大きくなることはあっても、縮小することはない。 | A | ア | 公害発生防止、生活環境の保全に資している。 | A | イ | 委託していた業務を自前で行うなどして経費節減に努めている。 | A | 公害の発生防止と生活環境の保全のため、より一層の事業の充実が望まれる。 | ア | |
| 3206 | 大阪湾環境保全協議会運営補助事業 | 環境整備課 | 協議会に参画する団体 | 大阪府、兵庫県、和歌山県をはじめ、大阪湾沿岸の17市3町で構成する大阪湾環境保全協議会に参画し、大阪湾の環境保全を図るため相互協力を密に啓発、情報提供等を実施している。 | 関係団体からの情報交換により環境保全に係る知識を得、啓発活動を行う。 | 959 | A | ア | 環境保全に対する意識が高まっている。 | A | イ | 関係団体からの情報交換により知識が得られているが、市民に対して環境保全活動等の情報提供があまり出来ていない。 | A | イ | 大阪湾岸の自治体との連携による協議会への参画であるため、本市独自でのコスト削減は困難である。 | A | 今後も関係団体からの情報交換により環境保全に係る知識を得、市民に対し情報提供を行っていく。 | ア | |
| 3207 | 飲料水衛生管理事業 | 環境整備課 | 専用水道設置者，簡易専用水道設置者 | ・市内に設置されている専用水道について、水道法に基づく立入検査や定期水質検査報告を通じて維持管理状況の把握及び維持管理に対する指導を行う。<br>・市内に設置されている簡易専用水道について、設置状況の把握及び維持管理に対する指導等を行う。 | 市内に設置されている専用水道等が飲料水を安全に利用していただくために、維持管理状況の把握及び維持管理に対する指導等を行う。 | 5,397 | A | ア | 飲料水の安全について関心は高い。 | A | ア | 設置者から飲料水に対して水質異常等の連絡はない。 | B | イ | 専用水道等の突発的な水質事故に対応するための水質検査費用は必要である。 | A | 生活に密着した飲料水をより安全に利用していただくために、今後も専用水道及び簡易専用水道等の維持管理状況の把握及び維持管理に対する指導等を行っていく。 | ア | |
| 3208 | 太陽光発電補助事業 | 環境整備課 | 泉南市内において自ら所有し居住する住居に住宅用太陽光発電システムを設置する市民 | 泉南市内において自ら所有し居住する住居に住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対して、その費用の一部を補助する。（2万円/kw。 最大6万円補助） | 太陽光発電の普及啓発を図り、地球温暖化防止等の環境保全に寄与する。 | 2,505 | B | ア | 周辺の同規模の市の補助額、規模と比べても同程度。 | B | イ | 再生可能エネルギーの普及促進につながっている。 | A | イ | — | D | 環境保全に対する関心の高まりにより太陽光発電の設置も増えてきたが、市場競争等から設置費用も下がり、また、地球温暖化防止に寄与するという一応の取組は達成できたと判断し、令和元年度をもって事業を廃止した。 | オ | |
| 3209 | 合併処理浄化槽設置補助事業 | 環境整備課 | 下水道の普及していない地域で合併処理浄化槽を設置する市民 | ・対象地域において合併処理浄化槽を設置する市民に対して費用の補助を行う。<br>5人槽・・・・332,000円<br>7人槽・・・・414,000円<br>10人槽・・・・548,000円<br>を予算の範囲内で、補助金の交付をしている。 | ・補助金を出すことによって浄化槽設置の推進を行うことにより河川の水質保全が図られる。 | 5,506 | A | ア | 公共用水域の水質浄化策として、下水道事業を補完する観点から、補助対象地域となる区域を下水道の未認可区域に限定しており妥当。単価は、国の要綱で補助基準額が決まっている。 | A | ア | 補助金枠の限度まで毎年補助できている。 | A | イ | 国の要綱で補助基準額が決まっている。人件費は、補助の受け付けから現場確認まで、必要最小限の人員で行っている。 | A | 泉南市の生活排水処理計画では、公共下水と浄化槽の整備を進め、処理率100%を目指しておりますが、整備には相当の期間が必要である。合併処理浄化槽の処理能力は下水道に匹敵し、また耐震性にも優れており現在見直されている状況にあり、汲取りや単独浄化槽が依然多数存在することからも、引き続き補助が必要である。 | ア | |
| 3210 | 汲取世帯支援事業 | 環境整備課 | 汲取世帯人口，汲取業者 | 窓口や委託販売所で汲取券を販売したり、適宜汲取業者に対して指導を行うことにより、適切な汲取が行われるようにする。 | 適切に汲取を行う。 | 37,790 | A | ア | 他市と比較しても高くはない。（他市の現況を調査した結果） | A | ア | 汲み取りが適正に処理されている。 | A | イ | — | A | 廃棄物の適正な処理のために継続が必要。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 3211 | 双子川浄苑維持管理事業 | 環境整備課 | し尿処理施設を管理する運転管理業者,汲取及び浄化槽人口 | 設備の計画的な更新工事・修繕・点検を行ったり、運転維持管理を業者に委託し、監督指導することにより、し尿の適切な処理を行う。<br>また、令和元年、2年度においては、双子川浄苑施設の改修工事を行う。 | 施設の安全かつ適正な運転業務を行う。 | 186,619 | A | ア | 運転管理委託に関しては設計を行い、適正な価格で管理してもらっている。 | A | ア | 廃棄物の適正な処理に資している。 | A | イ | 運転管理委託に関しては設計を行い、適正な価格で管理してもらっている。 | A | 廃棄物の適正な処理と排水処理を行ってもらい、一層の公害防止に資することが望まれる。 | ア | |
| 3212 | 双子川浄苑周辺環境整備事業 | 環境整備課 | 樫井西町会、大苗代区自治会、下村区自治会 | し尿処理施設設置に伴う地域の環境保全の為に、周辺自治会に補助金を支払うことにより、その役務を担ってもらっている。 | 補助金を支払うことにより、周辺環境の保全の為に活動してもらう。 | 5,432 | A | ア | 活動報告書によれば補助金は適正に活用されており、額が多いとは思えない。 | A | ア | し尿処理施設周辺の環境保全が図られている。 | A | イ | — | A | し尿処理施設の周辺環境保全のために周辺自治会にその役務を担ってもらっており、これからも継続が望まれる。 | ア | |
| 3213 | 伊賀市廃棄物処分場環境整備事業 | 環境整備課 | 伊賀市 | 当市のし尿処理によって発生する脱水汚泥処分を伊賀市に所在する処分場に搬入するにあたり、同市が条例で定める負担金を納付する。 | 当市で発生する脱水汚泥の適正な処理を行う。 | 1,107 | A | ア | 伊賀市の条例で1トン当たり1,000円と定められている。 | A | ア | 廃棄物が適正に処理されている。 | A | イ | — | A | 当市で行うべき、し尿処理に伴い排出される脱水汚泥の処理を他市に委託しており、これからも引き続き事業の継続が必要になる。 | ア | |
| 3214 | 空き地の適正管理事業 | 環境整備課 | 空き地の所有者 | 適正管理をされていない不良空き地を調査し口頭での啓発及び通知書の送付。 | 除草剪定等を行ってもらう事により周辺環境の保全をする。 | 3,667 | A | ア | 社会環境を考えると一番市民のニーズに対して大事な事業である。 | A | イ | 空き地の所有者に通知等で啓発をし改善をしていただいている。また苦情者にも納得をしていただいている。 | A | イ | — | A | — | ア | |
| 3215 | 違法屋外広告物除去事業 | 環境整備課 | 違法屋外広告物 | 大阪府と連携して、違法屋外広告物クリーンキャンペーン期間（6月、10月）に市内の違法な広告物（はり紙、はり札等）の除却活動を実施している。 | 市内から違法な広告物をなくす。 | 463 | A | ア | 良好な景観の形成は市民も望んでいる。 | A | ア | 除却活動により、違法な広告物は減少傾向にある。 | A | イ | — | A | 市内の環境美化に貢献できるよう、違法な広告物の除却活動を続けていく。 | ア | |
| 3216 | 自転車置場管理事業 | 環境整備課 | 駐輪場利用者・自転車 | ・シルバー人材センターへ自転車置場監視業務委託により市内4駅の通勤、通学等（土・日・祝を除く午前7時～9時）の自転車等利用者に対し道路上に放置しないよう指導と、自転車置場場内の整理整頓を行っている。放置自転車については職員がパトロールし対応している。 | ・駐輪場を整理整頓することにより、多くの自転車を駐輪することが出来ることにより駅前の無秩序な放置自転車を減らし、交通利便や景観の形成に役立てる。 | 10,352 | A | ア | 時間は朝の通勤時間だけと最小限で行っている。 | A | ア | 駐輪スペースが出来ることにより駅前の放置自転車は抑えられ景観の形成に役立てている。 | A | イ | シルバーに大阪府の最低賃金で契約している。 | A | もっと、駐輪場を増やせれば放置自転車は減らせるが、土地の賃貸料の問題や場所を増やせれば人員の配置増で歳出費がかさむ。今現在、最小限の委託に抑えている。 | イ | b |
| 3217 | コミュニティバス運行事業 | 環境整備課 | 運転業者,市民（70歳以上の高齢者と障害者） | 運転業者へ補助金を交付し、さわやかバスを協定書に基づき安全かつ適切に運行してもらう。現在はバス4台、14コース、35便で運行。<br>市民（70歳以上の高齢者と障害者）に対して、コミュニティバスが無料又は半額で利用できる割引乗車券を発行する。 | 市民の生活交通、高齢者の方や障害者の方に対する交通手段を確保する。 | 57,003 | A | イ | 可能な限り市民のニーズに応えれるようには努めている。 | A | イ | 市民の利便性の為に移動手段の提供が出来ている。 | A | イ | プロポーザルで選定した業者に5年間の長期契約で行っているため削減は出来ない。 | A | 平成28年度実施したアンケート結果を踏まえ、平成29年度から運行時刻・路線の変更を行い、今後も市民の生活交通、高齢者の方や障害者の方に対する交通手段の確保に努めると共に、より多くの市民に利用していただくよう改善していく。 | イ | a |
| 3218 | 放置自転車対策事業 | 環境整備課 | 放置自転車 | ・市内4駅前の違法駐輪、放置自転車等の防止の啓発をし、警告に応じない違反者に対し撤去作業を行い、返還申し出があった場合自転車2，000円、原付バイク3，000円を徴収し返還する。返還申し出の無い自転車については入札にて売却する。 | ・違法駐輪、放置自転車等の警告・撤去することにより駅周辺の景観保持や歩行者の通行の安全確保に努める。 | 4,025 | A | ア | 景観を保全。安全確保を望むニーズにも合っている。 | A | ア | 啓発活動や警告を続けていると成果は得られているように感じる。 | B | イ | 業務をシルバーなどに委託する方法もあるが、駅前の放置だけではなく突発的な場合も多々あるので、かえって事業費がかさむと思われる。 | A | 現状維持するためには引き続き啓発活動や警告をしておかないといけないと思われる。今後放置自転車を減らしていくには駐輪場の増設も考えられられるがそれで放置自転車が無くなるとも考えにくく、シルバー等に委託すれば経費がかさむ。 | ア | |
| 3219 | 交通安全対策事業 | 環境整備課 | 市民 | 市民が交通事故を起こさないように団体の事務局を当課に置いて、大阪府及び警察と連携をとって交通安全街頭啓発等をする。 | 市民が交通事故にあわないよう、街頭啓発活動や講習会等を行い注意喚起している。 | 2,236 | A | ア | 全国的にも高齢者の交通事故の割合が増加しており、警察と連携して啓発活動を行う必要がある。 | B | ア | 市民の交通事故がなくなるよう、交通安全指導や啓発活動を行ない成果が上がるよう努めている。 | A | イ | 市民のボランティア活動による協力も得ている。 | A | — | ア | |
| 3220 | 交通安全関連団体補助事業 | 環境整備課 | 泉南市幼児交通安全クラブに加盟している市内の幼稚園・保育園の児童 | 幼児が交通事故に遭わないように交通安全指導を行う。 | 交通安全の指導により交通事故を未然に防ぐ。 | 4,341 | A | ア | 交通安全に対する事業として、今後とも市民から必要とされる事業である。 | B | イ | 現地での交通安全指導をすることにより、ある程度の成果は得られている。 | A | イ | 泉南市内幼児の交通安全に関わる事業なので現状でよい。 | A | 交通安全指導を通じて、交通事故が少しでもなくなるように貢献できるよう、これからも今まで同様事業を継続していく。 | ア | |
| 3221 | 汚水処理施設跡維持管理事業 | 環境整備課 | 汚水処理施設跡 | 敷地内の定期的な清掃及び建物補修等を行うことにより、施設の維持管理に努める。 | 適切に維持管理を行う。 | 631 | A | ア | 点検時には見積等を取り価格も適正に管理している。 | B | ア | 敷地内の定期的な清掃及び建物補修等を行うことにより、施設の維持管理に努めることで、公害の防止につながっている。 | A | イ | — | B | 市の管理であるため今後も必要な事業であるが、跡地の有効利用を進めるために、既存建物の撤去を含め検討する必要がある | イ | a |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 3301 | ごみ収集事業 | 清掃課 | 市民,ふれあい収集利用者 | ・家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行う。<br>・可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみ、ふれあい収集業務（独居高齢者及び障害者の見守りを含む戸別収集）<br>・事務業務（収集量の集計、収集補助業務委託、廃棄物保管場所協議、収集日程カレンダー作成等）<br>・市指定袋作成業務 | 分別排出されたごみを適正に収集する事により、生活環境及び公衆衛生の向上を図る。 | 344,297 | A | ア | ごみの分別区分、収集回数、ごみ収集有料化（市民が負担する収集運搬手数料）は近隣市町村とほぼ同程度。 | A | ア | 市民の協力により、ごみの分別が推進され、排出されたごみを適正に収集する事ができている。 | A | イ | 職員の退職や移動で職員数は減少しているが、収集補助業務をNPO法人に委託することで人件費等を削減している。 | A | 現収集体制を維持し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。 | ア | |
| 3302 | 3R推進事業 | 清掃課 | 市民,資源ごみ総量 | ごみ減量・リサイクルへの取組を促進するために、概ね10世帯以上の市内の自治会、子供会、婦人会、老人会等の営利を目的としない住民団体で、1年間において4回以上集団回収を実施する団体に、回収量（新聞、雑誌、ダンボール、衣服、古着、牛乳パック、アルミ缶）1kgあたり4円の報償金を交付する。<br>生ごみの減量を促進するために、電気式生ごみ処理機器を購入した世帯に対し、購入金額の2分の1（上限2万円まで）補助金交付する。<br>生ごみ処理機器の利用を促進するために、生ごみ乾燥処理物と可燃ごみ指定袋との交換を行う。（処理機器購入補助金を申請、交付されている方に乾燥処理物1kgと指定袋10ℓ10枚と交換） | リサイクル活動（3R）を推進するとともにごみを分別する。 | 13,445 | A | ア | 近隣市町村でも同等の事業を行い、ごみの減量化に取り組んでいる。 | A | イ | 集団回収実施団体は横ばい、回収量は徐々に減少。生ごみ処理機の購入補助金申請件数も減少。 | B | ア | 集団回収団体の高齢化が進み、回収量が減少傾向であるため申請方法を含め再度見直しを図る。 | A | 引き続き、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の3Rを推進する。また、有価物集団回収の拡充に取り組み回収量の増加に努める。<br>使用済み乾電池については、回収拠点の増設により前年比で回収量が4割増加。 | ア | |
| 3303 | 清掃庁舎管理事業 | 清掃課 | 清掃庁舎,職員（再任用職員、任期付職員、臨時職員、NPO法人職員） | 清掃庁舎を適正に維持管理する。（塵芥車庫管理、消防設備点検委託、夜間警備委託など） | 清潔で快適な執務環境を維持し、塵芥車を適切に保管する。 | 11,724 | A | ア | 泉南清掃事務組合敷地内にて、泉南市、阪南市の清掃庁舎があり、適正に清掃業務を行っている。 | A | ア | 保守点検・清掃・細やかな補修等を行うことで維持できている。 | A | ア | 築30年を越え、経年劣化はあるものの、不具合箇所が極端に悪くならないように計画的に補修を行う。 | A | 一般廃棄物の収集運搬を円滑に行うため、庁舎の維持管理は必要。（塵芥車の保管） | ア | |
| 3304 | 塵芥収集車両管理・整備事業 | 清掃課 | 塵芥車 | ・塵芥収集車を適正に維持管理する。<br>・使用年数を超えた車両の更新。<br>・新規購入は登録業者による入札。車検業務は市内業者で見積合わせのうえ依頼。車両修理は車検受託業者に原則依頼。<br>・自賠責保険や全国市有物件災害共済会に加入。 | 車検、点検及び修理することで、故障を未然に防ぎ塵芥車の効率的な運用を図る。 | 37,385 | A | ア | ごみの分別区分や収集体系を維持するには現在の塵芥車の保有台数が必要。 | A | ア | 塵芥車を適正に管理することで収集業務を円滑に行い、市民の快適な生活が確保できている。 | A | ア | 定期的にエンジンルームを開けて点検する事で故障を未然に防ぎ修理費の削減につなげる。 | A | 円滑な一般廃棄物の収集運搬には塵芥車の適正な管理は必要である。 | ア | |
| 3305 | 泉南清掃事務組合負担金事業 | 清掃課 | 市民,一般廃棄物 | 2市（泉南市、阪南市）で構成する泉南清掃事務組合において、両市から排出される一般廃棄物の焼却及び再資源化を行っている。また、ごみを焼却するときの熱を利用し温水プールの運営を行っている。<br>組合の経費は両市の負担金でまかなわれ、負担金の算定方法均等割2/10人口割2/10重量割6/10である。 | 資源化と焼却処理に取り組む。 | 451,185 | A | ア | 2市で運営を行っており、適正に維持できている。 | A | ア | 不燃物処理資源化施設の稼働により効率よく資源化できているが、可燃ごみ、破砕後の可燃ごみ、資源化後の可燃ごみが若干増加したこにより、焼却処理量及び最終処分量も増加した。 | B | ア | 市民に3Rを推進することで、ごみの処分量が減少し、処理コストが削減される。 | A | 一般廃棄物を適正処理するには、不可欠なことである。 | ア | |
| 3306 | 廃家電4品目処分事業 | 清掃課 | 不法投棄された家電4品目 | 家電4品目とは、テレビ（液晶、プラズマテレビ含む）、冷蔵庫、洗濯機及びエアコンの特定家庭用電化製品をいい、公共用地等に不法投棄された家電4品目を撤去回収し、法令に基づき適正にリサイクルと処分を行う。 | 不法投棄された家電4品目を撤去回収することにより不法投棄を抑制する。 | 2,396 | A | ア | 不法投棄された家電4品目をリサイクルするにあたり、「一般財団法人　家電製品協会　家電リサイクル券センター」を活用し、適正価格で行っている。 | A | ア | 不法投棄された家電4品目を適正処分することにより、生活環境がよくなっている。 | A | イ | 家電4品目の不法投棄は予測が困難で、ある程度の予算確保が必要である。 | A | 市域の環境美化の観点から、これからも必要な事業である。 | ア | |
| 3307 | 不法投棄監視処分事業 | 清掃課 | 市の面積,市の人口 | ・不法投棄を未然に防ぐため、監視カメラの設置及び巡回監視を実施している。<br>・公共用地等に不法投棄されたものは迅速に撤去回収する。<br>・回収したもののうち、廃タイヤ等については法令に基づき処分している。 | 不法投棄物を撤去・回収することにより、不法投棄を未然に防ぐ。 | 5,070 | A | ア | 他の市町村においても、不法投棄の抑制として、監視カメラの設置及び巡回監視を実施している。 | A | ア | 監視カメラ設置、監視巡回及び迅速な回収により、市域の生活環境及び公衆衛生に効果が上がっているといえる。 | A | イ | 不法投棄は予測不能なため、一定規模の財源確保は必要。 | A | 今後も、不法投棄の未然防止に努めるとともに、不法投棄物を撤去・回収することにより、市域の生活環境及び公衆衛生を維持していく。 | ア | |
| 3401 | 法律・行政相談事業 | 産業観光課 | 市民 | 弁護士による法律相談及び行政相談員による行政相談。法律相談は、年34回（基本は月に3回、木曜日）1回あたり8人で、1人あたり20分。行政相談は、毎月第3木曜日、人数制限、時間制限はない。 | 身近に相談できる専門相談会の定期的な開催。 | 3,002 | A | ア | すべての市民が相談でき、単価、規模も問題ない。 | A | ア | 相談件数、アンケート結果から見て、妥当な成果が上がっている。 | A | イ | 現在の委託内容が適当と思われる。 | A | 法律相談の1回の人数を減らし、1人あたりの相談時間を延ばした。その結果、相談に来る人数が増加した。 | ア | |
| 3402 | 農用地利用集積事業 | 産業観光課 | 農業振興地域,農業従事者 | ・地域の意欲のある農業者に対し農地の利用集積を促進し、生産性の向上と遊休農地の解消を図る。 | | 463 | A | ア | 農業活性化、地産地消の観点から合っている。 | A | ア | 毎年、10件以上の利用権設定がり、一定の成果は得られている。 | A | イ | 農業経営基盤強化促進法に基づく事業のため困難である。 | A | 農業経営基盤強化促進法に基づき進めていかなければならない。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 3403 | 農業振興事業 | 産業観光課 | 農業振興地域，農業従事者数 | ・農業地域の自然資源の多面的機能の保全等に配慮しながらほ場整備、農道及び用排水路施設の整備等農村集落道路等各種の農業農村整備事業を積極的に進める。 | ・農業従事者の減少への対応、高収益農業の展開にとって土地利用の高度化及び水資源の合理的利用、並びに農業経営規模の拡大を図り、本市農業の活性化を図る。<br>・農業生産条件と生産環境との調和のとれた快適で住みよい地域づくりを推進する。 | 14,029 | A | イ | 地産地消の観点からは合っている。 | A | ア | ほ場整備を行なった地区に関しては遊休農地もなく農業の振興が図られている。 | A | イ | 泉南市農業振興地域整備計画に基づく事業のため困難である。 | A | 泉南農業振興地域整備計画に基づき本事業も進めなければならない。 | ア | |
| 3404 | 経営所得安定対策推進事業（農業者戸別所得補償制度） | 産業観光課 | 農家 | ・国、都道府県及び市町村が策定した「生産数量目標」に即して主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者（集落営農を含む）に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本とする交付金を交付する。 | ・販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定を図る。 | 5,548 | A | ア | 対象範囲等は、農業者戸別所得補償制度実施要綱に規定されている。 | B | イ | 農家数に対し交付申請者が少ないため。 | A | イ | 最少限の経費で運営している。 | B | 制度を利用できるが利用していない人の利用していない理由を考える必要がある。 | イ | b |
| 3405 | 有害鳥獣被害防止対策事業 | 産業観光課 | 市民,市内農業者 | ・年々増加する鳥獣による農作物等の被害を防止するため、市民に捕獲檻を貸し出し、捕獲した鳥獣は市が処理を行なったり、大阪府猟友会泉南支部にイノシシの捕獲、駆除を委託、被害の発生の防止に努める。<br>・また泉南市鳥獣被害防止対策協議会へ補助金を交付し鳥獣被害対策に努める。 | ・アライグマやイノシシ等の鳥獣による農作物等の被害を防止する。 | 7,523 | A | ア | 更なる防止対策を必要とする。 | A | イ | 有害鳥獣捕獲を実施しなければ個体数が増え、被害が増加すると考えられる。 | A | イ | 委託先である猟友会泉南支部との協議が必要である。 | A | 有害鳥獣被害防止対策は、市民のために必要で、現在、事業費、人件費ともに必要最低限でおこなっており、現状のまま継続するのが望ましい。 | ア | |
| 3406 | 産官学連携まち・海・里山創生事業（農業振興） | 産業観光課 | 農家・企業,新規就農者（経営農家）を目指す方 | ・官民連携のもと、小規模な砂栽培プラントを設置し、市内をはじめ泉州地域の農家・企業等に砂栽培の見学・体験機会を付与するとともに、泉南農業塾の学習施設として活用する。（砂栽培）<br><br>・遊休農地等を学習ほ場として活用し、泉南の農業の担い手を育成するため、市が主体となり農業塾を運営する。塾生は通塾により経営農家に向けた知識（作付、栽培など）を習得し、卒業後は泉南市内での新規就農を目指す。（農業塾） | ・農地を中心とする里山では、農作業の重労働性を低減することが「持続性ある泉南農産物の供給」や「耕作放棄地の未然防止」、担い手への農地集積による「秩序ある農的土地利用」に繋がる。そのため、近年、省力化・効率化農業に寄与する栽培方法として期待されている「砂栽培」の普及啓発を行い、農業の労働性の向上を図る。そのため、民間企業と連携し、障害者雇用による農業参入を計画する企業や近代化施設の導入を検討する農家をはじめ、多様な農業者・団体を対象に、省力化・効率化農業を体験・見学する場を付与するため、「体験型砂栽培プラント」を設置し、運営を行っている。（砂栽培）<br><br>・泉南農業塾卒業後、泉南市内で新規就農者（経営農家）として自立を目指す。（農業塾） | 7,138 | A | ア | ・農法をPRする内容としては必要最低規模での実施である。（砂栽培）<br>・これからの担い手を確保する意味からも若年層で経営農家を目指す人材を確保したいと考えており、費用は担い手を育てるのに必要なコストである。（農業塾） | B | イ | ・砂栽培に興味をもつ個人にプラントを貸与し直接栽培を実施してもらった。（砂栽培）<br>・塾長及び講師の指導の下、様々な作物栽培の営農技術を習得した。また、塾生1名への遊休農地の利用権設定を行った。（農業塾） | B | イ | ・初期投資は完了しており、現コスト（光熱水費等）は必要最小限の費用である。（砂栽培）<br>・事業継承団体に対する可能な限りの運営補助を継続する必要がある。（農業塾） | C | ・見学・体験用プラントを設置し見学者の来訪者もあったが、さらに農業への理解を深めてもらう必要があるので、貸与による企業利用を促進させる必要がある。（砂栽培）<br>・栽培学習は運営団体が継続していくが、その運営団体に対する補助及び卒業後の自立に向けた取組（農地の斡旋等）は市が継続していく必要がある。（農業塾） | ウ | |
| 3407 | 農道水路改修事業 | 産業観光課 | 農業従事者 | ・市単独事業<br>地元区長や水利委員の要望により、水路農道改修工事を受益者（地元区）3割負担により実施する。<br>・耕地事業補助事業<br>泉南市耕地事業補助金交付要綱に基づき、土地改良区事業主体による水路改修事業に対し、補助金の交付を行う。 | ・水路は、機能の改善及び地域の環境保全。農道は安全通行。 | 19,388 | A | ア | 老朽化が進む中、改修する施設は多くあり、今後は更に行う必要がある。 | A | ア | 整備することにより必要な機能回復が図られている。 | A | イ | 既に工事施工において資材の再利用などコスト縮減に取り組んでいる。 | A | 地域の水田の用水機能だけでなく、排水機能も持ち合わせており、周辺住民全体におよぶ事業である。農道は、市道同様、公共性が高い。 | イ | a |
| 3408 | 堀河ダム維持管理事業 | 産業観光課 | 堀河ダム下流（金熊寺・男里川水系）農地 | ・泉南市東南部山地金熊寺川上流部から下流地域における農業用排水を効率的に行うため、堀河谷に大阪府営事業として昭和37年度より着工し、同46年度末に竣工。同48年10月より泉南市に管理業務が委託された。<br>・ダムの取水施設等が老朽化したため、平成29年度より令和元年度の3年間で改修工事をおこなう予定であったが、工事の一部分が令和2年度に延長となった。 | ・金熊寺・男里川水系の農業用水の確保。 | 7,983 | A | ア | 最少の維持費で管理している。 | A | ア | — | A | イ | 現在の事業費は維持管理に必要な費用のみであり、今以上の削減は維持管理に支障きたす。 | A | 堀河ダムは、当市農家にとって農業用水の確保と農業用排水を効率的に行うための大切な施設であり、そのためには、当市の管理・運営は必要である。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 3409 | 農業公園維持管理事業 | 産業観光課 | 市民 | ・平成17年に開園した泉南市農業公園。花畑エリアでは春はチューリップの鑑賞及び摘み取り、秋はコスモス鑑賞として運営を行なってきたが、平成22年、泉南市農業公園内にある未利用地等における事業提案を募集し民間企業等に貸付けることで有効利活用を図るため、事業者に当市農業公園の整備方針に沿った、園の未利用地等を一括管理する利用計画事業提案を募集した。これに応募した、デビッド・オースチン・ロージズ㈱は、未利用地部分にバラ苗の育成、販売を行う生産施設を建設し、花畑エリアをバラ庭園としてスペースを展開し、バラによるガーデニングの素晴らしさを普及していきたいと提案した。審査した結果、当市は、デビッド社に対し、10年間の期間を定め、未利用地の貸付を行い花畑エリアの維持管理を委託することになった。なお、芝生広場の除草、トイレや浄化槽の清掃、受水層の検査及び修繕等に関しては、依然として市が維持管理を行なっている。※令和2年度からトイレの清掃及び芝生広場の維持管理もデビッドに委託。 | ・泉南市農業公園条例・同施行規則に基づき、美観や清潔さを保ちつつ、安全・安心・快適に利用できるよう適正な維持管理に努める。 | 11,885 | B | ア | 最少の費用で維持管理している。 | B | イ | 本格的にオープンしたバラ園以外でも観光スポットとして如何に集客するかが課題である。 | A | ア | 花畑エリアをバラ庭園に利用事業転換しコストを下げた。 | A | バラの開花に伴なう「ローズフェスティバル」の期間中は、かなりの来園者であり、リピーターも多いと認識している。 | ア | |
| 3410 | 農業公園アクセス事業 | 産業観光課 | 春に「ローズフェスティバル」が開催される泉南市農業公園に来園される方 | ・春（5月）にローズフェスティバルが開催される泉南市農業公園へ市内外から多くの方が来園する。農業公園内の駐車場には限りがあり渋滞等が発生するので、最も混雑するフェスティバル開催中の土日曜日において、南海ウイングバス南部㈱とシャトルバス運行業務委託契約を締結し、樽井駅及び和泉砂川駅から泉南市農業公園までシャトルバスを運行させ、渋滞等の緩和を図る。 | ・渋滞した場合、シャトルバスについては、一般車両より優先して通行できるので、渋滞によるストレス等を感じず農業公園に到着することができる。 | 1,111 | A | イ | フェスティバル期間中、シャトルバス運行について問合せが多い。 | A | イ | 渋滞緩和が図られている。 | A | イ | — | A | いかにシャトルバスに乗車してもらうかの方法を、デビッド・オースチン・ロージズ（株）と一緒に考える。 | イ | e |
| 3411 | ため池改修事業 | 産業観光課 | ため池・水利権者・地域住民 | ・府営土地改良事業<br>補助率　国50%、府25%、市18%、地元7%<br>市および地元負担分を負担金として大阪府へ支出する。<br>工事は大阪府が発注する。<br>・ハザードマップの作成（H25～）<br>補助率　国100%<br>水防値や受益戸数などを総合的に判断し、ため池の耐震診断等を行い、ハザードマップの作成を行う。 | ・かんがい用水源としての正常な機能回復と、降雨時の一時的な出水量の増大に際して貯水するという地域防災における池周辺の安全確保。 | 14,599 | A | イ | ため池の整備は農業用水取水施設として最小限の整備で効果を発揮する内容であるとともに、近年の防災意識の高まりからもハザードマップを作成することは必要である。 | A | ア | 整備・調査することで必要な機能回復・情報発信が出来ている。 | A | イ | 工事施工などにおいても土砂の再利用などコスト縮減に取り組んでいる。 | A | ため池改修事業は、農業基盤の整備であり、防災上不可欠である。 | ア | |
| 3412 | 林業振興事業 | 産業観光課 | 本市の森林 | ・本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山から林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、天然性の広葉樹と多種多様な構成になっており、市が管理する林道の除草及び修繕等の維持管理を行う。 | ・森林に対する市民の意識・価値観の多様化から、水源のかん養・景観資源など多くの機能を有する貴重な市民の財産としての森林資源の保全・整備に努め利用者に安全に通行してもらう。 | 1,982 | A | ア | ウォーキングやハイキング利用市民も多く、除草の要望も多い。 | B | イ | 除草や修繕が必要なところは毎年行なっている。 | A | イ | — | A | 市管理であり、通行者の安全の確保のためには必要である。 | ア | |
| 3413 | 水産振興事業 | 産業観光課 | 樽井・岡田浦漁業協同組合 | ・本市の水産業は、大阪府有数の魚介類の供給地として重要な役割を果たしており、主要な地場産業として発展してきたが、近年の漁業従事者数は横ばいで、漁獲量についても減少しているため、大阪湾の漁業生産力を有効に活用した生産性の高い都市型漁業を促進し、担い手の育成を支援する。 | ・樽井・岡田浦両漁業協同組合など関連漁業団体と連携を図り、地産地消を推進するとともに、観光漁業などの生産性の高い都市型漁業への転換を図る。 | 1,637 | A | イ | 対象範囲は漁業従事者であり、他団体と比較は難しいが地元の新鮮な魚貝類を求める市民のニーズには合っている。 | B | イ | 市外からの観光客が増加している。 | B | イ | 業務の改善、委託等は漁業組合との協議が必要である。 | A | 樽井・岡田浦両漁業協同組合など関連漁業団体と連携を図り、担い手の確保と育成を図る。 | ア | |
| 3414 | 漁港維持管理事業 | 産業観光課 | 樽井漁港,樽井漁業協同組合 | ・泉南市漁港管理条例（平成16年6月1日施行）に基づき、樽井漁港の適正な維持管理を行なうとともに漁港の新事業の取組のサポートを行なう。 | ・更なる漁港の有効活用と活性。 | 2,472 | A | イ | 樽井漁港内がにぎわい、漁港利用者の交流が振興する。 | B | ア | 釣り堀開設により、水産振興、観光振興に寄与している。 | B | イ | 業務の改善、委託等は漁業組合との協議が必要である。 | A | 漁場のみでなく、観光・交流の場としても魅力のある漁港として充実するよう努める。 | ア | |
| 3415 | 産官学連携まち・海・里山活性加速化及び創生事業（水産振興） | 産業観光課 | アナゴ | 漁獲高が激減しているアナゴの保全・再生と併せ、水産業の振興と観光資源としての活用による市全域を活性化させるため、近畿大学、岡田浦漁業協同組合と協力し、産官学連携によるアナゴの養殖を実施する。<br>近畿大学水産研究所の技術指導のもと、岡田浦漁業協同組合が主体となり、アナゴの養殖に取組む。 | ・泉南沖で捕獲した30グラム程度のアナゴを、岡田浦漁業協同組合が養殖し、180グラム程度まで成長させ、ブランド化を図る。 | 11,221 | A | ア | アナゴの養殖事業は、最終的には泉南市の活性化に寄与する。 | A | イ | 全国各地の飲食店や輸出業者等から「泉南あなご」仕入れについて問合せがあり、一定ブランド化は認められる。 | A | イ | 施設整備及びエサ代等、コストは必要最小限の費用である。 | A | もう少しで、岡田浦漁組単独による経営自立が達成できる。そのためには、令和3年度まで補助する必要がある。 | ウ | |
| 3416 | 企業誘致促進事業 | 産業観光課 | りんくうタウン進出企業 | りんくうタウンの土地を取得した進出企業に対して、固定資産税および都市計画税の半額を報奨金として支払う。基本は3年間。市内に本社を持つ企業については、4年間の優遇措置をとっている。 | 企業創業、工場の立地を検討している企業に対して、泉南市での操業が行いやすいように誘導する事ができる。 | 1,435 | A | ア | 泉南市において、りんくうタウンの活性化は不可欠であり、社会環境の面から見て妥当であると思われる。 | A | ア | りんくうタウンへの進出が完了し、期待通りの成果が上がっている。 | A | イ | — | B | りんくうタウンの企業進出に効果があったが、進出率がほぼ100%を達成しており、内陸部等への企業誘致を進める仕組みが必要である。 | イ | b |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 3417 | 商工業振興事業 | 産業観光課 | 商工業者 | 泉南市商工会、大阪タオル振興協議会、泉南市青果食料品小売商業組合連合会に対する補助金を支出することで、市内商工業者に対する支援を行い、地場産業育成や地場産品生産の活性化を図るもの。また空き店舗を利用して営業を開始した事業者に対し、最高3万円、最長24ヵ月の家賃補助を行い、商店街の空洞化を抑制し、活力と魅力ある商店街づくりを推進するもの。加えて人件費事業として大阪府からの移譲事務として工場立地法や大規模小売店舗立地法、砕石法等にかかる事務及び作業を行う。 | 泉南市商工会は市内最大の事業者団体であり、同商工会への補助金を通じて支援を行うことで、最も効果的に商工業者の活性化を図ることが可能となる。また地場産業や地産品小売業、新規事業開業者への支援を合わせて行うことで、市内商工業者の底上げや健全経営、商店街の活性化を促すもの。大阪府からの移譲事務の遂行にあたっては、事業者からの申請や届出に対し、指導助言を行い、事務処理の迅速化に努める。 | 18,152 | A | ア | 産業が空洞化しないためには継続的な支援が必要である。 | A | ア | イベントの実施、PR活動等を通じて各商工業団体が活性化することで、支援の効果が得られている。 | A | イ | 経済状況が大きく好転するなどすれば、事業者の補助金に対する比重が下がるものと推測されるが、現在の状況では困難である。 | A | 市内商工業者の継続的な活性化を促すための支援として必要である。 | ア | |
| 3418 | 中小企業金融対策事業 | 産業観光課 | 市内商工業者 | 制度融資等に係る利子補給を行う。大阪府制度融資の経営安定サポート資金、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金を対象とする。当初融資額のうち500万円分を対象とし、返済利率の1％相当額を補給する。 | 市内中小企業に対して制度融資等の利子補給を行うことで、融資等の利用推進を図り、事業者が安定的な経営を行えるようにする。 | 3,665 | A | ア | 経済変動が低迷状態の中、必要な事業であると思われる。 | A | ア | 利用事業者が減少傾向にあるものの、企業の安定経営に対して大きく寄与していると思われる。 | A | イ | コストの削減は難しい。 | A | 中小企業の安定経営に貢献していると思われる。 | ア | |
| 3419 | 総合交流拠点施設関係事業 | 産業観光課 | 施設 | 泉南市総合交流拠点（サザンぴあ）では、指定管理者制度を活用し、市内特産品の販売、地場の食材を使った食事の提供、季節にあった各種イベントの実施を行っており、その活動に対して支援する。 | 泉南市民をはじめ、市外からもより多くの方に来場いただき、新鮮でリーズナブルな地場の農産物・魚介類といった地元特産品を広く周知するため、各種イベントや情報の発信を行っていく。 | 2,303 | A | ア | 市民をはじめ、多くの来客があり、市民ニーズに適合する事業であると思われる。 | A | ア | 集客に関して頭打ちになっている部分もあるが、泉南市のにぎわいづくりに寄与し、成果が上がっていると思われる。 | A | イ | — | B | 泉南市のにぎわいづくりに大いに貢献している。りんくう公園との密接な連携を構築し、更に大きなにぎわいづくりに努める必要がある。 | イ | b |
| 3420 | 消費生活センター運営事業 | 産業観光課 | 市民 | 月～金の午後1時から4時まで消費生活専門相談員による相談を実施。商品の購入・サービスの契約にともなうトラブル、多重債務や悪質商法の問題などの消費生活全般についての相談に応じている。また、相談員による出前講座や講師を招いての消費者講座を開催したり、消費生活に関するリーフレット等の資料を配布することで、トラブルを未然に防ぐための啓発を行っている。 | 様々な情報提供を迅速に行っていくことで、消費者トラブルを未然に防止する。また、トラブルにあってしまったときには、専門の相談員がアドバイスを行ったり、斡旋解決を図っていくことで安全安心な消費生活を送ることができるようにする。 | 13,757 | A | ア | 近年の悪質商法をはじめとする、問題の複雑化に対処するためには必要で、社会環境に合致する。 | B | イ | 相談内容が複雑化する傾向にあり、相談や斡旋にも相当の時間を要することで、増加する業務量に追いつかない傾向にある。 | A | イ | — | A | 消費者保護の観点から必要不可欠である。 | イ | b |
| 3421 | 労働対策事業 | 産業観光課 | 市民 | ・労働相談（5月、8月、11月、2月）及び地域就労支援センターにおける就労相談事業による相談事業。<br>・勤労意欲を高めるため、優良な勤労者を表彰する。<br>・広域協議会による情報収集。 | 労働相談による労働者の保護及び雇用の拡大、就労支援により、安定した雇用環境を創出し、雇用、就労支援を推進していく。 | 1,423 | A | ア | 失業問題、労働問題は、現代社会の大きな課題である。 | A | ア | 特に就労支援センターの業務は、雇用の拡大、就労支援につながっている。 | A | イ | — | A | 現代の社会情勢を鑑み、就労問題に関する窓口は、市に於いて必要不可欠である。 | ア | |
| 3422 | 共済掛金補助事業 | 産業観光課 | 中小企業者 | 中小企業退職金共済掛金の一部を補助する。<br>毎月の1人当たりの掛金の限度額を5,000円とし、1人～9人の事業所は20％、10人～30人の事業所は、15％、31人～50人の事業所は10％を補助する。 | 掛金の一部を補助することにより、中小企業の経営の安定及び雇用の安定を図り、労働環境を充実させる。 | 2,270 | A | ア | 現在の雇用状況に鑑み適当であると思われる。 | A | ア | 経営の安定、雇用の促進、雇用者の保護につながっている。 | A | イ | — | A | 雇用の安定のためには、必要である。 | ア | |
| 3423 | 観光振興事業 | 産業観光課 | 市民 | 泉南市観光協会、根来街道グリーンツーリズム振興協議会、一社）KIX泉州ツーリズムビューローに対する補助金及び負担金を通して観光振興をはかるもの。平成24年、泉南市観光の中核をなす組織として設立された泉南市観光協会の運営に係る補助金を支出することで支援をはかる。広域観光施策として、泉南市から岩出市へとつづく、根来街道においてグリーンツーリズムに係る検討、観光ビジョンの策定、PR、イベントの実施等をおこなう根来街道グリーンツーリズム振興協会へ参画するほか、平成30年度に設立された一社）KIX泉州ツーリズムビューローへも参画し、これまでの泉州観光プロモーション、華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会、泉州国際マラソンの主要事業として継承するものであり、南泉州における広域観光施策の要となるものである。 | 市内外からの誘客を目的とし、本市観光の要となる泉南市観光協会が発展を期するもの。観光案内所の設置により、泉南市の観光都市泉南市の知名度の向上を図る。根来街道グリーンツーリズム振興協議会では、府県、市町村を跨いだ根来街道という枠組みのなかで、本市観光機能・体制の充実を図る。一社）KIX泉州ツーリズムビューローではインバウンドの誘客を柱として、観光にかかるインフラの整備、泉州国際市民マラソンを主催することで、泉州地域をエリアとした広域的な観光振興を強力に進める。 | 20,925 | A | ア | 国を挙げての「観光立国」の推進に合致し、さらなる振興が望まれる。 | A | ア | 継続的なイベントの企画など、期待どおりの成果をあげている。 | B | ア | 今後の課題として、各組織、機構が継続可能な自主運営をはかる方策を検討する必要がある。 | A | 将来的には独立採算できる体制が必要である。 | ア | |
| 3424 | 海水浴場開設事業 | 産業観光課 | 市民 | 関西国際空港、六甲山脈、淡路島を臨むロケーション抜群のタルイサザンビーチにおいて開設者が泉南市、管理運営をりんくう南浜海水浴場管理会へ委託し、海水浴場を開設していたもの。令和元年度からはりんくう公園の開園を目前に控え、運営体制の刷新を図っている。 | タルイサザンビーチといった市内有数の観光資源を活かし、7月から8月にかけて、海水浴場を開設し、多くの集客を図る。 | 5,580 | A | ア | 市民にとって、綺麗で、安全な海水浴場の運営が必要不可欠である。 | A | ア | 来場者数は、減少傾向にあるが、安全で美しい海水浴場として、遠方よりの来客も多い。 | A | イ | 市で負担しているのは許認可に伴う手数料のみであり、運営そのものには公費は支出していない。 | A | 地元漁業組合やりんくう公園事業者の協力のもと、今後も安心安全な海水浴場の運営を図っていく。 | ア | |
| 3425 | 超広域観光圏創出事業 | 産業観光課 | 市民 | 和歌山県田辺市・奈良県十津川村と連携し、関西国際空港から紀伊半島への観光ルートを創出し、誘客を図るため、関西空港に到着したインバウンド旅行者などに対し、共同でプロモーション活動を行う。 | 関西国際空港から泉南市を経由し、日本有数の観光地である熊野地方へ向かう観光ルートを創出することで、泉南市の観光交流人口の増加を図る。 | 2,779 | A | ア | 関空から超広域での連携は、今後、観光施策の一つの主軸となる観光施策である。 | A | ア | 超広域の連携により、新たな観光ルートの創出に寄与できた。 | A | イ | — | A | 超広域で取り組む事業であり、これまでの取組の成果をブラッシュアップし、エリア全体での観光振興を図るため、今後とも連携を図っていく必要がある。 | イ | b |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 3501 | 農業委員会運営事業 | 農業委員会事務局 | 農業委員,農地 | ・毎月１回定例会を開催し、農地法審議、泉南市からの諮問等、農地に関する審議を行い、転用許可案件を大阪府農業会議に意見聴取する。<br>・遊休農地の発生防止・解消を行うため利用状況調査や意向調査を行い、担い手への農地利用の集積・集約化や新規就農者への支援を行う。<br>・優良農地の確保と農地の有効利用を進めるために、農地パトロールの支援や農業経営育成のための研修会等を行う。 | ・農地法等の法律に基づき、迅速かつ適正に審議してもらう。<br>・大阪府内農業委員会及び農業者の利益を代表とする組織として、農業委員会や農業者の意見を集約し、行政庁などに建議や意見の公表を行い大阪農業の発展及び活性を図る。<br>・担い手の確保と遊休農地の解消を図る。 | 11,447 | A | ア | 対象等は法に定められている。 | A | イ | 農地に関する諸問題を解決していっている。また市の農業施策について様々な角度から提案している。 | A | イ | 優良農地の確保と農地の有効利用を進めるため削減は困難である。 | A | 農地法令遵守により、農地の無秩序な転用防止や遊休農地の解消に努めなければばらない。 | ア | |
| 4101 | 国民年金事務事業 | 保険年金課 | 市民（20歳以上）,日本年金機構 | 年金に関する制度の説明や資格要件の確認、また各種届出及び請求等の受付を行ったり、窓口装置を使用しての個人の年金情報の提供を行っている。 | 制度の理解を深め、年金未加入者や未納を防ぎ、確実な年金受給につなげる。 | 17,517 | A | ア | 法定受託事務である以上、業務内容は他市町と同じであり、また年金事務所の出先機関的な役割を担っているため、市民の利便性が図られている。 | A | ア | 国民年金事務事業の更なる円滑な運営に努め、市民サービスの向上を図る。 | B | イ | 最低限の人数態勢で事業を行っているが、現状ではかなり困難な状態である。 | A | 法定受託事務事業を運営しており、年金事務所の出先機関的な役割を果たしている関係上、市独自での施策を行うことは難しいが、市民サービスを考える面で、頻繁に改正される年金制度の周知・啓発を進めていきたい。 | ア | |
| 4102 | 後期高齢者医療負担金事業 | 保険年金課 | 大阪府後期高齢者医療広域連合 | 大阪府後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度について、必要な事務経費負担金および療養給付費負担金として、被保険者にかかる医療費の1/12を市負担金として支出する。 | 大阪府後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度について、必要な事務経費負担金および療養給付費負担金を支出し、制度の運営を行う。 | 699,704 | A | ア | 医療費等の実績に応じて負担金が決定されている。 | A | ア | 負担金を支払うことで、後期高齢者医療制度の健全な運営が図られている。 | A | イ | 事業を行うために必要な人件費以外は法令に基づき算定された負担額であるため、削減等はできない。 | A | — | ア | |
| 4103 | 保険税賦課事務事業 | 保険年金課 | 国民健康保険被保険者,国民健康保険加入世帯 | 保険税算定にかかる所得の調査、業務発注、通知書及び保険証の発送、各種申請受理や、一般被保険者と退職被保険者の資格適正管理を行う。 | 被保険者の資格の適正な管理を行うとともに、国民健康保険加入者に対し、適正な保険税を賦課する。 | 24,269 | A | ア | 保険税を賦課するにあたり、加入者の所得を把握する必要がある。 | B | イ | 社会保険との二重加入となっているケースも見受けられるので、資格の適正化に努める。 | B | ア | 日々の窓口業務の対応で、超過勤務となる傾向が強いので、窓口業務の委託についても検討する必要がある。 | B | 国民健康保険制度の周知に努める。また窓口業務が多忙であるため、窓口業務の委託を検討する必要がある。 | ア | |
| 4104 | 国保連合会参画事業 | 保険年金課 | 大阪府国民健康保険団体連合会 | 大阪府国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者が共同してその目的を達成するために設立された団体であり、その性格は公の法人で、国保業務を委託するとともに、その運営経費の一部を各会員で負担していく。 | 医療機関へ診療報酬の支払い及び診療報酬明細書点検等、国保事業に必要な業務について、市では実施できない業務等を委託し、適正な保険給付を行う。 | 5,359 | B | イ | 負担金は各保険者の被保険者数により算定されているが、負担金額は連合会理事会・連合会総会で承認されている。 | B | イ | 保険者からの意見を集約し、保険者の事務の効率化に必要となる業務を立案するなど、保険者の目的達成のために努力している。 | B | イ | 負担金額は連合会理事会・連合会総会で承認されており、市の判断において削減できるものではない。また市が直営で行うとなると人件費の増加や処理期間の延長による被保険者への影響が懸念される。 | A | 各保険者も同様な算定により負担金を支払っているため、現状のままの事業継続でやむを得ないと思われる。 | ア | |
| 4105 | 保険税収納管理事務事業 | 保険年金課 | 国民健康保険加入世帯,保険税未納世帯 | 納付方法について、口座振替を勧奨し収納率の向上に努める。未納世帯に対しては、督促送付、電話や訪問により支払いの勧告を行う。また、短期証や資格証を発行し、未納世帯に対し納付相談等を実施しながら未納解消に努めている。さらに、悪質未納世帯に対し差し押さえ等えを実施する。 | 被保険者の公平性を保つよう、適正な保険税の納付とともに、保険税の滞納の減少を図る。 | 37,352 | B | イ | クレジットカード決済等による納付等、引き続き新しい納付方法について検討する。 | B | イ | 督促状・催告書の発布による納付勧奨を行っている。 | B | ア | コスト削減とはならないが、文書による催告や、滞納者への資産調査などを民間へ委託することで事務の効率化は図られる。 | B | 民間委託実施の先進事例を収集し、費用対効果等検証を行う。 | ア | |
| 4106 | 国民健康保険運営協議会事業 | 保険年金課 | 被保険者、各代表者 | 国民健康保険法第１１条に基づき、被保険者、公益、医療関係各代表者で構成された協議会で、市の国民健康保険事業の運営方針等を決定する。 | 多種な視点で公平、中立な協議を行い、国民健康保険制度が適正運営されるよう、運営方針を決定する。 | 4,123 | A | イ | 保険税の賦課の見直し以外でも、国保情勢の変化等で、協議が必要となる場合にその都度開催する。 | A | ア | 委員の意見を頂戴し、市の国民健康保険の運営方針に反映している。 | A | イ | 協議会運営を行う上で、現状の委員定数が妥当。なお平成27年度に定数を削減している。 | A | 当面は大阪府下統一保険料率に向けた協議を重点課題として運営する。 | ア | |
| 4107 | 趣旨普及事業 | 保険年金課 | 国民健康保険加入世帯 | 被保険者に対し、パンフレット等啓発物を配布することにより、国民健康保険制度の周知を図り、適切な保険制度の利用を促進する。 | 国民健康保険制度の趣旨を被保険者に周知するのは保険者としての義務であり、また理解してもらうことにより適切な保険制度の利用を促す。 | 242 | B | イ | 国保加入者の年齢層が高いので、ガイドブックでの周知が効果的である。 | B | イ | ガイドブックを利用することで、国保制度の内容がわかりやすい。 | B | ア | 国保加入者の年齢層が高いので、ガイドブックでの周知が効果的であるため最善策であると考えるが、IT化普及により手法見直しも検討。 | B | 国保加入者は年齢層が高いので、ガイドブックでの制度周知が有効であるが、IT化普及により、今後は周知方法の多様化を検討する必要がある。 | ア | |
| 4108 | 保険給付費等事務事業 | 保険年金課 | 国民健康保険被保険者,国民健康保険加入世帯 | 医療受診者や医療機関に対し、診療内容を審査し、療養諸費の給付や被保険者が出産した場合の出産育児一時金の給付、また高額医療を受けられた被保険者に対し限度額超過分の医療費の給付を行う。 | 療養諸費等の給付により、安心して医療機関を利用できるようにする。 | 5,004,773 | A | ア | 給付の対象や割合については国民健康保険法に規定されている。 | B | イ | 被保険者が医療を受けた場合は保険給付を受けることができる。また、入院等により、医療費が高額となった場合でも、高額療養費制度の活用により医療費負担を抑えることができる。 | B | ア | レセプト点検業務を一部委託しているが、更なる委託を行う等、改善の余地はあると思われる。 | B | 柔道整復等の不正診療による請求が見受けられる為、レセプト点検業務の全部委託について検討する必要がある。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4109 | 特定健康診査等事業 | 保険年金課 | 40歳から74歳の被保険者,40歳から74歳の被保険者で特定健康診査を実施し特定保健指導の対象となった者 | 特定健康診査・特定保健指導を直営および、医療機関委託にて実施。 | 国民健康保険被保険者の健康の保持・増進を図る。 | 59,340 | A | ア | 法令により対象者が定められている。 | B | イ | 特定健診で要医療になられた方に受診を勧めていることで、重症化を防ぎ、医療費の適正化につながっている。 | A | イ | 業務の改善できるところはその都度実施している。 | A | 医療費の適正化を目指し、特定健診・特定保健指導の受診率を向上させる。 | ア | |
| 4110 | 保健衛生普及事業 | 保険年金課 | 30歳から74歳の被保険者,40歳から74歳の被保険者 | 人間ドック・脳ドック・総合ドックの費用助成を行うことで、自己負担を軽減する。また健診を受診しやすくする。 | 国民健康保険被保険者の健康の保持・増進を図る。 | 31,994 | A | ア | 一定年齢以上を対象としていることから、受診対象者を限定している。 | B | イ | 人間ドックの受診は病気の早期発見につながり、医療費通知は自己の受診管理により医療費適正化につながる。 | A | ア | 業務の改善できるところはその都度実施している | A | — | ア | |
| 4111 | 公債費事業 | 保険年金課 | 銀行 | 地方自治法第235条の3により、当該年度の歳出予算内の支出をするために、金融機関から資金の借り入れを行い、その利息分を支払う。 | 予算の歳出に応じた必要な支出を遅滞なく行う。 | 0 | B | イ | 要最小限の事務量で行っている。 | B | ウ | 今後不測の事態に陥る可能性もあるため事業は必要である。 | A | イ | 人件費以外は必要な経費であり削減できない。 | A | — | ア | |
| 4112 | 保険税還付事業 | 保険年金課 | 国民健康保険加入世帯 | 保険者として市が徴収した国民健康保険税のうち、所得更正や資格喪失などにより超過となった保険税を被保険者に還付する。 | 更正等により徴収した保険税を被保険者に還付する。 | 6,818 | A | イ | 必要最小限の事務量で行っている。 | B | ア | 遅滞なく適切に処理している。 | A | イ | — | A | — | ア | |
| 4113 | 国庫支出金等償還金事業 | 保険年金課 | 国,府 | 国庫補助金等、国や府等より交付された負担金、補助金等について、過大交付となったものについて、必要な額を償還する。 | 国民健康保険制度の健全な運営を行う。 | 836 | A | イ | 最小限の規模で事務を行っている。 | B | イ | 毎年度の清算に対し、適切な処理が必要。 | A | イ | — | A | — | ア | |
| 4114 | 後期高齢者医療制度事務事業 | 保険年金課 | 後期高齢者医療保険被保険者,大阪府後期高齢者医療広域連合 | 大阪府後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の市の窓口機関として、各申請書（特定疾病認定・基準収入額適用・限度証交付）等の受理、申請された証の交付等の事務を行う。 | 後期高齢者医療制度について、運営を行う大阪府後期高齢者医療広域連合の窓口として、泉南市の被保険者の各種手続き等を行うことにより、市民サービスを提供し、市民のニーズに対応する。 | 14,713 | A | ア | 最小限の規模で事務を行っている。 | B | イ | 制度についてはある程度周知できている。 | B | ア | オンラインによる情報の共有化により、事務の効率化が図られる。 | B | 被保険者が75歳以上の高齢者であるため、制度の周知等について工夫する必要がある。 | ア | |
| 4115 | 後期保険料徴収事業 | 保険年金課 | 後期高齢者医療保険被保険者 | 大阪府後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度について、市の役割分担として保険料の徴収事務を行う。 | 公正公平な納付により、後期高齢者医療制度の適正な運用に努める。 | 7,622 | B | イ | 必要最小限の業務量で行っている。 | A | ア | 分納相談等、被保険者の実情に応じた収納業務ができる。 | A | イ | 必要最小限の業務量で行っており、削減できない。 | A | — | ア | |
| 4116 | 後期高齢者医療広域連合納付事業 | 保険年金課 | 大阪府後期高齢者医療広域連合 | 大阪府後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度に対し、市の役割分担として徴収した保険料を、納付金として市から後期高齢者医療制度を運営するのに必要な財源として納付する。 | 大阪府後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度に対し、保険料として徴収したものを納付金として支出する。 | 803,827 | A | ア | 必要最小限の規模で事務を行っている。 | B | イ | 後期高齢者医療保険制度の円滑な運営が図られている。 | B | イ | 最低限の人員と経費で行っている。 | B | 納付金は収納した保険料の徴収額が大半を占めるので、収納管理業務の徹底を図る必要がある。 | ア | |
| 4117 | 後期保険料還付事業 | 保険年金課 | 後期高齢者医療保険被保険者 | 市が徴収した保険料のうち、所得更正や資格喪失などにより超過となった保険料を被保険者に還付する。 | 更正等により徴収した保険料を被保険者に還付する。 | 4,330 | A | イ | 必要最小限の業務量で行っている。 | A | ア | 遅滞なく適切に処理を行っている。 | A | イ | — | A | — | ア | |
| 4201 | 施設管理事業 | 保健推進課 | 市民 | 保健センター庁舎の空調維持管理、夜間警備、エレベーター管理、清掃等において業務委託をし、維持管理・運営管理を行う。 | 保健センターは、乳幼児から高齢者まで利用する健康づくりの拠点施設であり、安心・安全、清潔に維持管理する。 | 8,103 | A | ア | 保健センターは市民の健康づくりの拠点でもあり、市民のニーズに合っている。 | A | ア | 乳幼児健康診査やがん検診など多くの利用者があった。 | A | イ | — | A | 施設管理事業は保健センターの事業を実施するうえで必要不可欠である。 | ア | |
| 4202 | 泉南市献血推進協議会補助事業 | 保健推進課 | 泉南市献血推進協議会 | 泉南市献血推進協議会を財政的に補助し、協議会活動と連携し献血や血液製剤に関する教育及び啓発をするとともに献血推進組織の育成等を行う。<br>・献血に関する普及啓発活動　広報紙、街頭での献血PR<br>・市役所等での献血 | 献血について正しい知識を習得してもらい、献血に協力してもらうことにより安定的に血液を確保する。 | 774 | A | ア | 血液を確保することは、人間の命に関わる事業であり、この協議会に対する補助事業は、献血を推進するうえで、社会環境に合っている。 | A | ア | 若年層の献血離れがあるなか、献血実施回数を増やすなどの工夫を行うことにより献血者数の増加を確保できている。 | A | イ | 人件費以外の事業費は定額であり、これ以上の削減は困難である。 | A | 今後も泉南市献血推進協議会への支援が必要であり、安定的に献血者確保が必要である。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4203 | 泉南市エイフボランタリーネットワーク補助事業 | 保健推進課 | 泉南市エイフボランタリーネットワーク | 会議への参加や、財政的に補助し、エイフ活動が円滑にいくよう支援する。<br>＜泉南市エイフボランタリーネットワークの活動内容＞<br>・環境美化運動への参加<br>・アドプトリバー運動（桜の木への追肥や川の清掃）<br>・海辺の清掃活動<br>・健康づくり推進会議への出席<br>・結核予防推進大会への出席<br>・健康づくりのための料理教室の企画等 | 団体としての活動が、どれだけ活発に活動しているかをはかる。 | 186 | A | ア | 補助金は、エイフによる地域の女性によって行われる健康づくり活動に使われている。これらは市民のニーズをより身近にとりいれた活動である。 | A | ア | 女性の組織力を生かし、地域の中で子宮・乳がん検診等の受診勧奨が行われた。 | A | イ | 人件費以外の事業費は定額であり、これ以上の削減は困難である。 | A | 今後も泉南市エイフボランタリーネットワーク事業への支援が必要であり、新規会員を募り、安定的な会員数が望まれる。 | ア | |
| 4204 | 泉州広域母子医療センター運営補助事業 | 保健推進課 | 泉州広域母子医療センター,市民（主に妊婦と新生児） | 泉州地域における周産期医療提供体制を確立するため、泉州広域母子医療センターとしてりんくう総合医療センターに周産期センターを、市立貝塚病院に婦人科医療センターを整備し、泉州地域4市3町（貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町）で協力して運営を図る。 | 質の高い医療ケアを提供する。普通分娩をはじめ、ハイリスク分娩・未熟児にも対応し、安心・安全な分娩ができる。 | 17,075 | A | ア | 全国的な産婦人科医師の減少があり、広域で、より高度で、安全で、専門性の高い医療を市民に提供することは必要なことである。 | A | ア | 高度な周産期医療技術が必要な、泉州南部地域のハイリスク妊婦等の多くを受け入れている。 | A | ア | 泉州広域母子医療センター連絡会議において、4市3町で業務改善等を含め検討している。 | A | 専門医取得の促進や医療従事者の体制強化がさらに求められている。 | ア | |
| 4205 | 地域医療研究補助事業 | 保健推進課 | 泉佐野泉南医師会 | 泉佐野泉南医師会活動の地域医療研究事業として行っている下記の活動等を一部補助する。<br><br>＜救急医療・生涯学習等研修＞<br>・航空機事故情報伝達訓練、医療救護活動図上訓練<br>・救急隊員との協議会等<br>・泉佐野泉南医師会学術講演会（高齢者の糖尿病について・認知症の最新治療）<br>・泉州胸部レントゲン検討会（マイコプラズマ肺炎・アレルギーについて）<br>・泉佐野泉南糖尿病病診連携の会（糖尿病・合併症に対する新しい薬物療法）等 | 泉佐野泉南医師会会員の生涯学習の体制を確保し、医療水準の質を担保し、会員のレベルアップを図る。 | 826 | A | ア | 地域医療体制の中で質の高い医療を受けることは、市民に求められていることである。 | A | ア | 医療機関は整備され、研修会等に積極的な参加がみられる。 | A | ア | 補助事業の内容等については、今後医師会と関係市町とで協議を行う。 | A | 地域医療体制の充実には、今後も行政の支援及び医師会との協力が不可欠である。 | ア | |
| 4206 | 看護職養成運営補助事業 | 保健推進課 | 泉佐野泉南医師会看護専門学校 | 泉佐野泉南医師会看護専門学校の看護師養成に対して、運営の一部を補助する。 | 泉佐野以南で唯一の看護学校であり、地域医療に欠かせない看護職を養成し、泉州地域で働く看護師不足を解消する。 | 1,575 | A | ア | 地元での看護師不足が懸念されており、社会環境に合っている。 | A | ア | 卒業生の8割が3市3町に就職し、そのうち市内の医療機関に5人就職しており、、看護師不足の解消に貢献できた。 | B | ア | 補助事業の内容等については、今後医師会と関係市町とで協議を行う。 | A | 地域医療体制の充実には、今後も行政の支援及び看護学校との協力が不可欠である。 | ア | |
| 4207 | 泉州医療圏二次救急医療対策事業 | 保健推進課 | 小児救急医療支援事業等　指定医療機関,病院群輪番制病院運営事業　指定病院 | 泉州医療圏（高石市・泉大津市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町「8市4町」）における救急傷病者の医療確保のため、泉州医療圏の8市4町が協力し、救急医療体制の整備・運営を行う。 | 二次救急診療体制(休日・夜間の診療)の機能強化を行い、市民が急病や怪我等により、医療が必要な場合に、安心して救急医療を受けることができる。 | 2,671 | A | ア | 休日や夜間の診療時間外に受診する小児患者は、少子化傾向にもかかわらず増加し、市民の小児救急医療に対する需要が高まっており、社会環境に合っている。 | A | ア | 市民の急病等の対応が図られた。 | A | イ | 限られた予算と人員で実施している。 | A | 質の高い持続可能な二次救急医療をさらに確立する。 | ア | |
| 4208 | 母子健康増進事業 | 保健推進課 | 乳幼児と保護者,妊婦と家族 | 母子の健康増進事業として、下記の事業を実施する。<br>・赤ちゃんママ相談（助産師相談）・ほっとママCafé（助産師サロン）・こんにちは赤ちゃん家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）・未熟児、新生児、乳幼児、妊産婦などの家庭訪問事業・はじめてのままサロン・赤ちゃん教室・地域の子育てサロンなどでの育児相談等・BCG時のミニ講座・親子教室・離乳食講習会・はじめして！赤ちゃん（両親学級）・歯みがき教室・特定不妊治療助成事業・産後ケア事業 | 赤ちゃん訪問や育児についての講習会等を開催し、母子の健康の保持・増進を支援する。<br>・保健師等による家庭訪問を実施、家庭における母子の状況を把握し、相談に応じる。<br>・妊婦や母親が集う場を設定し交流を図り、育児の楽しさの体感や仲間作りを行う。<br>・上記に加え、専門性の高いスタッフによる相談等の機会を設け、妊娠中や産後間もなくの不安に応じる。<br>・特定不妊治療を受けている夫婦に対して、治療費の一部を助成し、経済的負担を軽減する。<br>・出産後自宅での支援者がいない家庭で、育児不安がある母に安心して過ごせるように、ショートステイ、デイサービス、短時間デイサービスを提供する。 | 26,471 | A | ア | 対象や実施方法等については、母子保健法・施行規則等に定められている。 | A | ア | 産後の心身が不安定な時期のサービスを充実させるため、より専門性の高い助産師を雇用した相談やサロン等を行った。サロンには保育サービスを設けた。出生数のが減少しているがこれらの参加者は増加し、産後の健康保持と子育て支援につながった。 | A | イ | 一つ一つの事業は人件費以外の経費については低額であり、事業ごとに評価・改善を実施しており、限られた予算内で工夫をこらしている。事業の実施には専門職の雇用が必要なので、人件費は妥当である。 | A | 母子の健康の保持・増進を支援するために、質の高い母子保健事業の展開が必要である。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4209 | 母子健康診査事業 | 保健推進課 | 乳幼児と保護者，妊婦と家族 | 乳幼児・妊婦に健康診査及び保護者等に保健相談を実施する。保健センターで実施する「集団健診」と指定医療機関で実施する「個別健診」の方法がある。<br>・産婦健康診査　・新生児聴覚検査　・乳児一般健康診査　・乳児後期健康診査　・4か月児健康診査<br>・1歳6か月児健康診査　・2歳3か月相談　・2歳6か月児歯科健康診査　・3歳6か月児健康診査　・乳幼児経過観察健康診査　・発達相談　・妊婦健康診査（妊婦健康診査受診券の発行）　・母子健康手帳の配布 | 健康診査等により、母子の健康管理を支援する。<br>・保護者が、子どものからだとこころの成長を確認できる。<br>・子どもの病気や障害を早期発見する。<br>・育児不安や育児負担を早期に発見し切れ目なく育児支援をすることで、乳幼児の健全な発育を促進する。<br>・健診時に日頃から気がかりに思っている子育ての疑問や不安を相談する。<br>・妊婦の経済的負担の軽減、健康管理の充実を図る。 | 78,680 | A | ア | 対象は母子保健法に定められており、健診料の委託料単価は、大阪府下統一単価である。 | A | イ | 健康診査の受診率は高水準で維持できており、母子の健やかな成長の確認ができている。 | A | イ | 健康診査委託料は、大阪府下統一単価であり、削減はむずかしい。 | A | 母子健康診査事業は乳幼児の健康の保持増進に必要不可欠である。 | ア | |
| 4210 | 予防接種事業 | 保健推進課 | 予防接種法に基づく者（定期予防接種），府の要綱に基づく者（任意予防接種） | 保健センターで実施する集団接種と医療機関で実施する個別接種方式で、下記の予防接種事業を行う。予防接種の必要性等普及啓発を行う。<br>＜予防接種法に基づく定期予防接種＞<br>・A類疾病（乳幼児・学童）<br>BCG、ポリオ、四種混合、二種混合、日本脳炎、麻しん風しん、水痘、小児の肺炎球菌感染症、Hib感染症、ヒトパピローマウイルス感染症<br>・B類疾病（高齢者）　インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症<br>＜任意予防接種＞<br>・大人の風しん予防接種費用助成 | 予防接種接種対象者が、必要な時期に、予防接種を受ける。 | 137,848 | A | ア | 対象は予防接種法に定める者であり、単価は診療報酬に基づき算出している。 | B | ア | 結核やポリオ、麻しんなどの感染症の流行は阻止されている。 | A | イ | 委託料は、診療報酬に基づき積算しており、委託料を下げる根拠はないためコスト削減は困難である。 | A | 予防接種法に定められた事業であり、継続的に実施する必要がある。 | ア | |
| 4211 | 狂犬病予防事業 | 保健推進課 | 犬の飼い主、飼犬 | 狂犬病予防事業として、下記の事業を実施している。<br>・狂犬病集合注射に関する調整事務　・飼犬登録事務　・狂犬病注射済票交付事務　・捕獲犬の告示　・飼育マナー教育　・狂犬病予防に対する普及啓発 | 犬の飼い主が狂犬病に対して正しい知識をもち、飼犬の登録と予防接種を確実に行うことが必要であり、また、飼育マナーを守ることにより、公衆衛生の向上を飼い主に理解してもらう。 | 3,070 | A | ア | 狂犬病は依然海外での発生がみられるため、狂犬病予防事業の継続は必要である。 | B | ア | 日本の周辺国では依然として狂犬病の発生はあるが、国内発生はなく、予防接種等により狂犬病は予防されている。 | A | イ | 人件費以外の事業費は低額であり、これ以上の削減は困難である。 | A | 大阪府獣医師会と連携し、狂犬病予防のための登録や予防接種の普及啓発を行い、予防接種頭数を増やす必要がある。 | ア | |
| 4212 | 成人健康増進事業 | 保健推進課 | 市民（健康増進法に定められた年齢の者） | ＜健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業＞<br>市民の健康増進に対する正しい知識の普及を行い、健康相談など市民の健康増進のための事業を積極的に行う。<br>・健康手帳の交付　・健康教育（生活習慣病予防教室・自殺予防対策として、心の健康教室・ゲートキーパー研修等）　・健康相談　・訪問指導 | 健康教室や健康相談を利用してもらうことにより、正しい知識を普及し、がんや糖尿病・高血圧などの生活習慣病を予防及び重症化を防ぐ。<br>「食」は、心身の健康を維持する基本であり、「食育」を推進することにより、各ライフステージに応じた正しい食習慣を実践していくことができる。<br>市民の心の健康の保持・増進を図るとともに、社会問題である自殺については、自殺企図に気づき、適切な相談機関につなぐことができるゲートキーパーを養成し、自殺を予防する。 | 8,375 | B | イ | 対象者・実施方法等は健康増進法に基づき、健康増進事業実施要領で定められている。<br>高齢化が進行するなかで、予防に重点をおき、健康寿命を延伸することは求められている。 | B | イ | 運動や食生活を中心に、健康教室の卒業生が自主グループを結成し、健康づくりの活動を継続するなど一定の成果があらわれている。<br>教室終了時には、アンケートを実施しており、平均すると約8割の参加者が「参加してよかった」、「理解できた」と回答している。 | B | ア | 事業を共催で実施するなどの業務見直しを行い、コスト削減に努めている。<br>官民連携・協働で事業の啓発・教室の共催など検討する。 | B | 生活習慣病の予防には知識の習得が大切であり、健康教育・健康相談は今後も継続して必要がある。参加しやすい日時の設定、テーマの設定の検討及び関係機関や官民との連携の推進が必要である。長期的には、健康情報の発信の方法や、健康アプリ等の活用を含め検討が必要である。 | イ | a,b |
| 4213 | 成人健康診査事業 | 保健推進課 | 市民（健康増進法に定められた年齢の者） | ＜健康増進法第19条第2項に基づく健康増進事業＞<br>市民の健康を増進するため、各種検診等を実施する。<br>・がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん）　・基本健康診査と保健指導（30歳代と生活保護受給者）　・肝炎ウイルス検診<br>・骨粗鬆症検診　・歯周疾患検診 | 検診等を受けることにより、生活習慣病を予防し、がん・肝炎等疾患の早期発見・早期治療を支援し、QOLの低下を予防し、健康寿命を延伸する。セルフチェック能力の獲得をめざし、自分の健康づくりができる。 | 58,433 | A | ア | 対象は健康増進法に基づくものであり、単価は診療報酬により積算していることから、他市と比べ高い水準にはない。（近隣3市3町で医師会への委託料は調整している） | B | イ | がん検診全体の受診率は伸びはみられず、令和元年度は平成30年度と比較して減少した。肺がん検診のみ受診率が微増した。 | B | イ | 委託料は、診療報酬に基づき積算している。 | B | 日曜検診、保険年金課の特定健診とのセット検診等、受診しやすい検診体制を今後も検討する。<br>またがん検診の啓発や受診勧奨案内をし、受診率向上に努める。 | イ | b |
| 4301 | 保育子育て支援事業 | 保育子育て支援課 | 就学前児童と保護者 | 保育所等（10箇所）への入所（園）の受付、保育料等の徴収など、子育て支援に関わる事務手続きを行う。 | 年々保育所等の利用ニーズが高まる中、保護者のニーズに沿った利用調整を行い、待機児童ゼロを目指す。<br>また、授業料・保育料については、国基準に照らしつつ利用者の負担とならないよう四年に一度の見直しを行い、子どもを産み育てることへの不安やためらいなどを解消し、結婚・出産・育児ができる環境整備を行う。 | 38,827 | A | ア | 夜間保育などの特別な事業展開以外は、市民のニーズや地域性から判断しても社会環境に一定即していると判断している。 | A | ア | 入所事業についての待機児童は生じていない。 | A | イ | 児童福祉法に、入所事務については市町村が行うこととされており、入所児童数が増加傾向にある中で削減は困難である。 | A | 第2期子ども・子育て支援事業計画にもとづき、事業展開を行う必要がある。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4302 | 家庭児童相談室事業 | 保育子育て支援課 | 18歳未満児童と保護者,養護相談（虐待） | 平成28年、児童福祉法の一部改正により子どもの権利に関する条例に基づき子どもの最大の利益を優先し、全ての子どもが健全に育成されるよう子ども虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策を行う。また子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の運営調整事務局として代表者会議等の調整と実務者会議におけるケースの進行管理及び各部会の調整を行う。<br>子どもの福祉に関する支援等に係る業務。子どもに関する相談全般から通所、在宅支援を中心とした相談対応や調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務。 | 困難を抱えている親子の思いに寄り添いながら支援を進め、虐待の早期発見と防止を図る。<br>子どもの最も身近な場所における子どもの権利の保障、子どもの福祉に関する支援等を充実させることにより、子どもとその保護者が地域で安心・安定した暮らしが継続できることを目指す。 | 29,199 | A | ア | 近隣自治体と比較しても、支援者の数やスタッフ等について類似したものとなっている。 | B | イ | 増加する養護相談・要保護児童者数に対して相談員の増員等、相談支援体制の更なる充実が必要。 | C | ア | 対応記録、情報連携に関しIT化の推進を検討している。 | B | 平成28年児童福祉法の改正により、子ども家庭総合支援拠点設置が義務付け（努力義務）られ、この法的根拠を基に、国は児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて2022年までに設置する方針を打ち出しているため、要保護児童対策調整機関としての機能に加え、虐待対応専門員の上乗配置等の人員配置の見直しや、支援の一体性、連続性を確保するため、関係機関との円滑な連携・協働体制の一層の推進を行う必要がある。 | イ | a,b |
| 4303 | 保育所事業 | 保育子育て支援課 | 就学前児童と保護者 | 公立保育所1施設（浜保育所）において、平成27年度から指定管理者制度を導入し、公立保育所時代の保育を継承しながら、児童福祉施設最低基準等を遵守した保育を実施する。また、延長保育や一時保育、障害児保育などの特別保育事業を行う。<br>また、ひきこもりがちな家庭など、来所型の地域子育て支援拠点事業では支援が届きにくい在宅の子育て家庭への支援として、家庭訪問・出前保育・出前育児相談など地域に出向いて支援を行う家庭支援保育を行う。<br><br>（指定管理期間　平成27年4月1日～令和5年3月31日） | 平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度により、必要とするすべての家庭が利用できる環境を整える必要がある。保育所運営においては、待機児童ゼロはもちろんの事、様々なニーズに対応した保育を実施し、保護者が安心して働くことができる環境を整える。また、地域の家庭へ出向き保護者の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。 | 136,778 | A | ア | 保育の質を低下させず、民間による新たな事業展開が図られる。 | A | ア | — | A | ア | 指定管理者制度導入により一定の効果額が発生しているが、民営化することで国及び府から負担金を受けることが可能となる点で、完全民営化による効果は大きい。 | A | 引き続き、浜保育所指定管理者評価委員会・指導監査により事業内容を確認し、必要な指導助言を行う。 | ア | |
| 4304 | 認定こども園事業 | 保育子育て支援課 | 就学前児童と保護者 | 保育・教育を希望する児童等に対して、その保護者に代わって保育・教育を実施するほか子育てに関する相談業務等を行う。また、施設運営のための委託や使用料等の入札・見積・契約等の業務を行う。<br>通常保育では、給食提供が義務化されているため、栄養士による栄養価計算に基づいたメニューの自主調理を行い、歳児別・アレルギー除去食別に子ども達に給食の提供を行っている。また、通常保育以外にも、特別保育事業や園庭開放事業等も展開している。<br>なお、保育所も含めすべての子育て中の保護者の方のため、子育て講座やフォーラム等を開催するなどして、ひとりで子育てに悩まないための事業の実施や、保育士等への保育内容や人権研修の充実を図り、保育の質の向上にも努めている。 | 平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度により、必要とするすべての家庭が利用できる環境を整える必要がある。認定こども園運営においては、計画的に保育士を配置し待機児童ゼロを目指すことははもちろんの事、様々なニーズに対応した保育・教育を実施し、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整える。また、地域の家庭へ出向き保護者の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。 | 247,967 | A | イ | 夜間保育などの特別な事業展開以外は、市民のニーズや地域性から判断しても社会環境に一定即していると判断している。 | B | イ | 待機児童は生じていないものの、新たな教育・保育ニーズに対する事業展開の検討を行う余地がある。 | A | イ | 児童福祉法に最低基準が定められており、人員配置等による人件費削減は望めない。 | A | 今後の利用者ニーズの動向を見極めながら、事業展開を行って行く必要がある。 | イ | c,e |
| 4305 | 民間保育所等支援事業 | 保育子育て支援課 | 就学前児童と保護者,民間特定保育・教育施設 | 民設民営の保育所運営を支援し、民間保育所等での児童福祉の充実のため次の事業を実施する。<br>1　民間保育所等（7箇所）への運営費負担金・補助金の交付<br>2　広域委託施設への運営費負担金の交付<br>3　地域子育て支援拠点事業（3箇所）の委託<br>4　産休明け保育の実施（6箇所）<br>5　保育所等における業務効率化推進（ICT化の推進） | 平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度により、必要とするすべての家庭が利用できる環境を整える必要がある。民間施設の運営においては、計画的に保育士を配置し待機児童ゼロを目指すことはもちろんの事、様々なニーズに対応した保育・教育を実施し、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整えることができるよう支援を行う。 | 962,539 | A | イ | 夜間保育などの特別な事業展開以外は、市民のニーズや地域性から判断しても社会環境に一定即していると判断している。 | A | ア | 保育所事業についての待機児童は生じていないものの、新たな保育ニーズに対する事業展開の検討を行う余地がある。 | A | イ | 最低基準が定められており、人員配置等による人件費削減は望めない。 | A | 今後の利用者ニーズの動向を見極めながら、事業展開を行って行く必要がある。 | ア | |
| 4306 | 子ども総合支援センター事業 | 保育子育て支援課 | 障害者基本法に規定される身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある、または疑われる児童とその保護者 | 市単独事業として、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）を有する、またはそれが疑われる児童や保護者に対して、専門的立場から次の事業を行う。<br><br>・子ども相談　・めだか教室、ひよこ教室　・りんごの広場（障害児のつどいの広場事業）<br>・訪問指導、巡回指導　・療育支援家庭訪問事業<br>・発達支援相談票における指導・助言　・施設の維持管理 | 身体障害や知的障害、発達の遅れまたは疑いのある子どもや、子育てに不安のある保護者に療育や遊びを提供し、児童が持てる力を十分に発揮できるよう支援する。また保護者の育児不安を解消し、子どもの発達特性を理解し適切なかかわりができるよう支援する。<br>そのほか、保育所・幼稚園・学校等の職員への指導や助言を行い、各機関における子どもに対する関わり方のスキルアップを目指す。 | 70,646 | A | ア | 来園者が安心に過ごすための事業であり、市民にも納得が得られるものと考える。 | A | ア | 職員のスキルアップ及び関係機関との連携を継続して実施する。 | A | ア | 一部の維持管理に係る委託事業については、同じ目的を持つ他部署と連携する事でコスト軽減が考えられる。 | A | — | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4307 | 児童発達支援事業 | 保育子育て支援課 | 障害者基本法に規定される身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある、または疑われる児童とその保護者 | 府指定事業として、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）のある、またはそれが疑われる児童に対して、専門的立場から次の事業を行う。<br>・児童発達支援センター With<br>1、児童発達支援事業（リバースクール）　2、児童発達支援事業（NEST）<br>3、保護者研修　4、地域支援研修<br>・多機能型事業所「NEST」<br>1、放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ事業（NEST2）　2、保育所等訪問支援事業<br>・相談支援事業<br>1、指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事象所「くるる」 | 児童が持てる力を十分に発揮し、認められることによって自信を持ち、人とのつながりを深め「生きぬく力」「心ひらく力」「共に育つ力」を身につけるようにするとともにより良い親子関係を構築する。<br>また、障害児通所支援を利用する障害児に計画を策定し、定期的なモニタリングの実施やそれに伴う計画的の見直しを行う。<br>指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業所「くるる」の相談支援専門員が児童や保護者のニーズに基づき作成するサービス等利用計画に基づき、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等において、発達の特性に応じた集団及び個別療育を提供することにより自己肯定感を高め、児童が持てる力を十分に発揮し、認められることによって自信を持ち、人とのつながりを深め「生きぬく力」「心ひらく力」「共に育つ力」を身につけるようにする。<br>また保護者も子どもの発達の特性を理解し適切なかかわり方を学ぶことにより、より良い親子関係を構築する。 | 115,735 | A | ア | 今後、障害児に対する法的整備および社会的環境の変化により大きく拡大方向に進む可能性もある。<br>他団体と比較しても非常に先進した事業となっている。 | A | ア | 適切な療育を行うことで、保護者の障害に対する理解も深まり、虐待防止にもつながる。 | A | ア | 行政が関わるべきサービスではあるが、全国的には業務委託を行っているところも多くあるため、委託等についても検討の余地はある。 | A | — | イ | c,e |
| 4308 | 地域子育て支援拠点事業 | 保育子育て支援課 | 市内在住の未就園の子どもとその保護者 | 地域における子育てを支援するため、次の事業を実施する。<br>1　地域子育て支援センターの運営<br>2　育児不安等についての相談指導<br>3　親子教室の実施<br>4　子育て講演会の実施<br>5　子育てサークルの育成支援<br>6　利用者支援事業の実施<br>7　地域子育て支援センターの改修を行い、快適なセンター環境を提供 | ・子育て中の悩みや不安を軽減し孤立する家庭を減らしていく。また、保護者同士がつながり、子育てのイライラを解消したり、子育てに必要な知識を知らせる。<br>・子どもを一時保育することで、保護者に子どもと離れ、ホッとできる時間を保障し、ストレス解消やイライラ軽減をする。<br>・自分の子どもを持って始めて赤ちゃんにさわるという経験が多い中、近い将来親になっていくだろうと思われる高校生に、子どもと触れ合う機会を作り、体験的な学びの場をつくる。<br>・子育て中の不安・負担を軽減し孤立する家庭を減らしていく。 | 29,136 | A | イ | 在宅で過ごす親子や子育てに悩みを持つ家庭等、援助を必要と感じている家庭を対象に支援をしていくことは、虐待予防にもつながる大切な事業である。さらに、歩いてでも参加できる場所での子育て支援を充実させていけたら、孤立している家庭への支援の充実につながると考えられる。 | A | ア | 広報、チラシなどの情報提供だけでなく、口コミによる参加者の増加や、参加者からの声やアンケート回答の内容等から、子育て家庭のニーズに合った支援が展開できていると考えられる。 | A | イ | それぞれの地域で出前保育などの事業を展開した場合、市内の公共施設は使用料の発生する施設が多いため、これ以上のコスト削減は困難である。 | A | — | ア | |
| 4309 | ファミリーサポートセンター事業 | 保育子育て支援課 | 生後3ヶ月からおおむね12歳以下の子ども | 利用者と協力者双方の会員募集を行い、研修やペアリングなど援助活動を通して、子育ての援助が必要な方と子育ての援助を行いたい方を組織化し、育児に関する相互援助を行う。 | 女性の社会参加や核家族化による育児不安感や負担感が増大し、地域の子育て力の低下が見られる。そのため、就労と育児を両立させる環境を整え、地域での子育て支援機能を充実させる。 | 6,087 | A | ア | 共働き家庭やひとり親家庭等、援助を必要と感じている家庭を対象に支援をしていくことは、社会進出への手助けとなるだけでなく、虐待予防につながる大切な事業である。 | A | ア | 留守家庭児童会や保育所等への送迎など、保護者のニーズに合った成果があげられている。 | A | ア | 他の自治体でも行われている業務委託について検討する余地はある。 | B | 全国的には業務委託を行っているところもあるため、委託等について検討する。 | イ | b |
| 4310 | 障害児通所給付事業 | 保育子育て支援課 | 障害児通所支援の給付を必要とする18歳未満の子ども | 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業等、障がい児通所支援事業の利用を希望する保護者（児童）に対し、申請書により聞き取りを行い、個々の支援の必要性を把握する。<br>また、児童福祉法に基づき、申請を受け付け、審査を行う。 | 申請者に対し、支給決定をし、受給者証を発行する。<br>障がい児通所支援事業所に対し、給付費の支払いをおこなう。<br>対象となる児童の適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、必要な療育が受けられるように努める。また、保護者の就労支援やレスパイトケアがなされるよう支援する。 | 475,127 | A | ア | 児童福祉法により規定されているため、対象、単価等については社会環境に適している。事業内容としては、市内に公立の児童発達支援センターもあり、他団体と比べても先進的な事業となっている。 | A | ア | 支給決定に際し、相談支援専門員による計画に基づいて行うため、利用者にとって必要な療育の提供が行われていると考える。 | A | ア | 今後も制度改正や報酬単価の見直しが見込まれる。請求事務にかかるシステムの導入など、業務の効率化を図る。 | A | 今後も円滑なサービスが提供できるよう、適正な運営が必要である。 | イ | b |
| 4401 | 行旅病人及び行旅死亡人の取扱事業 | 生活福祉課 | 市内で発生した行旅病人及び行旅死亡人 | 行旅病人に対して必要に応じて医療救護、行旅死亡人に対して死体埋火葬を行う事業である。 | 行旅病人に対して医療救護措置、行旅死亡人に対して死体埋火葬を行う。 | 34 | A | ア | 行旅病人及行旅死亡人である。 | A | ア | 法令で定められた市町村の責務であり、対象者も限定的で、事業を見直す余地はない。 | A | イ | 関係機関との連携を図り、救護及び火葬が効果的に進められている。<br>法令で定められた市町村の責務である。 | A | — | ア | |
| 4402 | 緊急一時扶助費給付事業 | 生活福祉課 | 一時的に生活費等に困窮する者 | 一時的に生活費等に困窮する者に対し、他の制度の援助が決定するまでの間貸付を行う。 | 他の制度の援助が決定するまでの間の一時扶助することにより生活の困窮から脱却する。 | 77 | A | ア | 他制度の貸付等決定までの期間の措置として機能している。 | A | ア | 制度の範囲内でニーズにこたえることができた。 | A | イ | 適切で無駄のない執行に努めた。 | A | — | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4403 | 更生保護支援事業 | 生活福祉課 | 泉南地区保護司会泉南支部，泉南市更生保護女性会 | 保護司法に基づいて組織された泉南地区保護司会の構成団体である泉南支部（泉南市在住の保護司で構成されている。）の更生保護活動を支援する。保護司は、法務大臣から委嘱を受けた無報酬の国家公務員であり、罪を犯した人たちの立ち直りを支え、保護観察や犯罪予防活動を行う。また、ボランティア団体として、更生保護に理解と協力を得るための運動を行う泉南市更生保護女性会を支援する。市は、この2団体を含めた市内11団体等の代表者等12名の協力を得て、「泉南市社会を明るくする運動実施委員会（会長は、泉南市長）」を組織し、更生保護に理解を求めるため、社明の集い等社会を明るくする運動を展開する。この運動は、毎年7月を強調月間とし、官公庁、司法、警察をはじめ多くの関係団体からなる中央推進委員会が組織され、また、大阪府推進委員会も設置され行われる全国的な運動である。 | 保護司活動を支援するとともに、啓発事業を実施することにより、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちへの更生保護活動の理解を図る。 | 1,753 | A | ア | 犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる明るい社会の実現は市民の願いといえる。犯罪に陥り、社会復帰への支援を必要とする人たちには、法令に基づき活動する保護司はもとより地域の人たちの支えが必要である。 | A | ア | 関係機関が一体となって更生保護活動の理解と協力を得るために集会・イベントを実施あるいは参加協力をしている。また、保護司は、地域において昼夜を問わず更生保護活動を行っており、地域福祉の増進に寄与している。 | A | イ | 保護司は、日々の更生保護活動や継続した啓発等公益性の高い活動を行っており、活動支援に係る経費削減を行うことは困難である。また、事業に係る事務も、職員一人で行っているので、削減の余地はない。 | A | 引き続き、更生保護に関し、地域の理解と協力を求めるための活動を支援する必要がある。 | ア | |
| 4404 | 交通遺児給付事業 | 生活福祉課 | 市民 | 交通事故によって、親等を失った交通遺児を激励するため、交通遺児激励金をその養育者へ支給する。<br>市内に住所を有する交通遺児１人につき 50,000円を支給する。但し、2人以上のときは、100,000円とする。 | 生活が激変した交通遺児を激励し、生活安定の一助とする。 | 77 | A | ア | 交通遺児の健全な育成は、社会で相互理解を深めて取り組むべきである。 | B | ウ | 実績がここ数年ないが、生活の激変した交通遺児の生活安定を図るものと考えられる。 | A | イ | 必要最小限の経費による事業実施のため経費削減の余地はない。 | C | 平成29年度より申請がないため、事業規模を見直し、当初予算に計上しないこととした。 | イ | e |
| 4405 | 自立相談支援事業 | 生活福祉課 | 市内に居住している生活上の問題を抱えている生活困窮者 | 生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。）について、早期に支援を行い、自立の促進を図るため、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立した。<br>これに伴い、福祉事務所設置自治体は、平成27年4月から本法に基づいた取組を実施する責務があるため、本事業を計画する。<br>令和元年6月1日～令和4年5月31日の長期継続契約にて、一般社団法人泉南市人権協会に事業を委託している。 | 生活保護に至る前の段階から生活困窮者の相談内容に対して必要とされる包括的、個別的、早期的、継続的、分権的・創造的な支援を行い、生活困窮状態からの早期自立を図る。<br>また、必要に応じて、の他制度（生活保護制度等）へのつなぎを実施する。 | 11,497 | A | ア | 対象については生活困窮者自立支援法に「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と記載されている。 | A | ア | 57名就労支援対象者のうち、36名が就労した。（実績63%）<br>（国が設定した基準は75%） | A | イ | 業務委託にて実施している。 | A | — | ア | |
| 4406 | 住居確保給付金事業 | 生活福祉課 | 自立相談支援機関での相談支援の結果、住居確保給付金を申請した者 | ①申請時に離職後2年以内及び65歳未満の者<br>（令和2年度より年齢要件撤廃と離職と同程度まで減収となった者を対象者とすることとなる）<br>②離職前に世帯の生計を維持していた者<br>③就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している又は住居を喪失する恐れがある者<br>④一定の収入要件や資産要件を満たす者<br>⑤自立相談支援機関での相談支援等やその他定められた要件を満たす者<br>①～⑤の要件をすべて満たす者に対して、住居確保給付金を支給する。 | 住居喪失、又は喪失の恐れのある者に対し、家賃の給付を行うことにより、就労活動に専念し自立助長を図る。 | 1,281 | A | ア | 離職等により住居の維持が困難となった方など本事業のニーズは高く、本事業の給付により生活保護受給に至る前に生活困窮状態からの自立に繋がる。<br>（祉事務所設置自治体必須事業である。） | A | ア | 本事業の給付により生活保護に至る前に、就労自立した実績がある。 | A | イ | 最小限の人員により執行しており、申請は自立相談支援事業の委託先にて行っている。 | A | コロナウイルスの影響により申請者の増加が見込まれる中、適切かつ迅速な対応をするためどのような体制を講じるべきかを考える必要がある。 | ア | |
| 4407 | 就労準備支援事業 | 生活福祉課 | 生活困窮者自立支援事業の相談支援の対象者で、、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者 | 雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業である。 | 引きこもりなどが原因で、就業が著しく困難な生活困窮者に対して、生活自立、社会自立、就労自立など、相談者に応じて必要な知識及び能力の向上のために訓練を行い、就労することを目標にしている。 | 8,700 | A | ア | 生活困窮者自立支援事業の相談支援の対象者で、、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者。 | A | ア | 就労準備支援を実施した結果ひきこもりだった対象者を、就労訓練事業（中間的就労）につないだ例がある。 | A | イ | 業務委託にて実施している。 | A | — | ア | |
| 4408 | 学習支援事業 | 生活福祉課 | 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯で中学生のいる世帯 | 週1回午後6時から8時まで元学校長及び元教員、大学生ボランティアによる中学生に対する学習支援や保護者への進学助言などの支援を実施する。 | 被保護世帯及び生活困窮世帯の親から子への貧困の連鎖を防ぐため、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援及び進学の助言等を実施するとともに、高校で就学することの意義を教える。 | 3,023 | A | ア | 被保護世帯、生活困窮世帯の子どもが対象で、貧困を原因とした学習機会の喪失が見受けられる者。 | A | ア | 参加生徒全員が高等学校等に進学した。 | A | イ | 必要最小限で実施している。 | A | — | ア | |
| 4409 | 一時生活支援事業 | 生活福祉課 | 市内在所ホームレス | 大阪市を除く府下を南北2ブロックに分け、共同で実施している。既存建築物（ビジネスホテル）の借上げ方式によるホームレスの緊急一時宿泊事業を行う。 | 元ホームレスである生活保護受給者及び生活困窮者の安定した居宅生活の実現と再ホームレス化の防止を目的とする。 | 17,353 | A | ア | 社会情勢の変化により、自立の意思がありながらホームレス又は住居喪失を余議なくされた者が多数存在する為、支援することは妥当である。 | A | ア | 生活保護制度や生活困窮者自立支援事業の活用により、ホームレス状態から脱却するために就労支援等のを支援している。また関係機関等との連携により効果的に事業を実施している。 | A | イ | 大阪市を除く府下を南北2ブロックに分けて共同で実施している。 | A | 住居喪失等によりホームレスとなっている者が増加しており、ホームレス状態に陥る前の支援が重要である。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4410 | 地域福祉計画策定事業 | 生活福祉課 | 市民,泉南市地域福祉計画策定委員会委員 | 平成29年4月に介護保険法の一部を改正する法律で、「地域共生社会の実現」を盛り込んだ社会福祉法の一部が改正されたことにより、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む事項、包括的な支援体制の整備に関する事項を追加して、「第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（追加版）」を策定する。<br>地域福祉計画策定委員会を設置並びに、パブリックコメントを募集し、広く意見を求めて、計画書を作成する。 | 「地域共生社会の実現」を盛り込んだ泉南市における地域福祉推進の基本的な方向性を明らかにする。 | 2,040 | A | ア | 福祉にかかる多様なニーズなど喫緊の課題に対し、行政として取り組んでいく必要がある。 | A | ア | 市民の協力や関係機関・部署との連携により、当市の情勢に即した計画を策定できている。 | A | イ | 委員報酬は、市条例に基づき支出しており、事業費の削減はできない。また、事務担当職員は現状のままなので、人件費についても削減できない。 | A | 計画の進行状況について、定期的な評価を行う必要がある。 | ウ | |
| 4411 | プレミアム付商品券事業 | 生活福祉課 | 基準日（2019年1月1日）時点で住民登録があり、非課税対象者,令和元年6月1日、7月31日、9月30日の各基準日において、3歳未満の子が属する世帯の世帯主 | 消費税率の引き上げに際し、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行・販売等を行う。<br>①2019年度住民税非課税者（課税基準日2019年1月1日）<br>※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族等、生活保護被保護者等を除く<br>②令和元年6月1日、7月31日、9月30日の各基準日において、3歳（平成28年4月2日から平成31年9月30日生まれの子）未満の子が属する世帯の世帯主 | 消費税率の引き上げに際し、低所得者・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに地域における消費を喚起・下支えする。<br>・額面一冊5千円の商品券を4千円で販売する。（1人で5冊購入可能）<br>プレミアム補助額は、その差額<br><br>の千円となる。（最大1人5千円） | 100,348 | A | ア | 法令で定められている。 | A | イ | 低所得者・子育て世帯の経済的負担を軽減し、生活の安定に寄与した。 | A | イ | 事業について、基幹システムを導入し、委託化も行っており、コスト削減の余地はない。また、任期付き職員で事務を行っているが、最少人員で対応しており、人件費に関しても削減の余地はない。 | A | — | ウ | |
| 4412 | 民生委員児童委員活動事業 | 生活福祉課 | 民生委員推薦会,泉南市民生委員児童委員協議会 | 民生委員児童委員の選任、退任及び活動促進に係る事務事業並びに、泉南市民生委員児童委員協議会の活動の支援を行う。民生委員児童委員は、厚生労働大臣により委嘱された無報酬の特別職の地方公務員であり、任期は3年である。また、民生委員児童委員は、泉南市民生委員推薦会（当推薦会は、市議会議員、民生委員、社会福祉関係団体、教育に関係のある者等の代表者等14名で構成されている。）において、推薦される。 | 民生委員児童委員に係る事務を適正に執行し、委員の活動を促進し、地域福祉の増進を図る。 | 3,834 | A | ア | 法令に基づき、民生委員児童委員の選任、退任等に係る適正な事務を執行していく必要がある。また、支援を必要とする人に応えるため、民生委員児童委員の活動を助長する必要がある。 | A | ア | ほぼ定員数どおりの委員を選任することができ、民生委員児童委員としての活動を積極的に行い、地域福祉の向上に寄与している。 | A | イ | 法令に基づき実施する事務等であり、また、事業に係る事務も現状の職員で行っているが、最小限の経費によるため、削減の余地はない。 | A | 引き続き、民生委員法に基づき、適正に事務を行い、また、民生委員児童委員並びに泉南市民生委員児童委員協議会の活動を支援する。 | ア | |
| 4413 | 戦没者遺族等援護事業 | 生活福祉課 | 戦没者の遺族,泉南市遺族会 | 戦没者遺族特別弔慰金等の申請受付事務、泉南市遺族会の活動支援及び戦没者追悼式を実施する。 | 戦没者遺族が国による援護を受けられ、さらには、戦没者遺族の活動が推進できるように事務を行い、福祉の増進を図る。また、戦没者のご冥福を祈るとともに、平和の祈りを新たに行う。 | 3,806 | A | ア | 戦没者遺族に対し、法定受託により弔慰金等申請受付事務を行う。また、恒久平和の実現に向けた事業は、継続して実施していく必要がある。 | A | ア | 戦没者遺族の高齢化が進んでいるが、事業等の実施に関し、広報紙や泉南市遺族会等による周知を図り、遺族の福祉向上と社会平和に寄与している。 | A | イ | 戦没者追悼式にかかる経費の大半は、祭壇のための花代やお供物代であり、経費削減の余地はない。また、当事業に係る事務も現状の職員で行っているため、経費削減は困難である。 | A | 法令に基づいて実施する事業であるので、現状維持。 | ア | |
| 4414 | 防犯事業 | 生活福祉課 | 泉南市防犯委員会,市民 | 泉南市防犯委員会の事務局を担っており、当委員会、市及び警察等の関係機関が協力して実施する防犯事業の連絡調整等事務を行う。また、駐輪場等防犯カメラの保守管理、防犯カメラの設置推進事業、歳末警戒慰問、青色回転灯防犯パトロール、歳末警戒運動及び地域安全運動に係る街頭啓発並びにパトロール、泉南市地域安全大会等実施に係る事務などを行い、犯罪の抑止と地域の連携を図るため、防犯カメラ及び地域安全センター（8カ所）を設置する。<br>泉南警察署管内防犯協会に負担金の拠出を行い、泉南警察署管内の防犯関係団体と連携し、ひったくり防止キャンペーンや地域安全大会を行う。<br>大阪水上防犯協会と密接な連絡を保ち、大和川以南の沿岸海域における水上防犯業務の円滑な運営に協力するとともに地域防犯に寄与することを目的とした大阪阪南地区水上防犯協会に対し、事業参画する。 | 防犯活動を積極的に推進し、各種犯罪の防止を図る。<br>海上防犯を推進するため、海上犯罪の予防、海上治安への協力や、海上防犯思想の普及と宣伝に努める。 | 4,886 | A | イ | 各種犯罪の防止に向け、社会情勢に応じた防犯意識の向上を図っている。また、犯罪抑止に効果のある防犯カメラ設置のニーズが高まると考えられる。 | B | イ | 市、防犯委員会、警察等が連携した街頭啓発の実施、防犯教室等の開催により、市民の防犯意識の高揚が図られている。また、防犯カメラの設置推進により、街頭犯罪の抑止に寄与できている。 | A | イ | 多様な防犯活動を行わなければならない状況にあり、事業費の削減の余地はない。また、事務も現状の職員で行っているが、最小限の経費によるため、削減は難しい。 | A | 防犯事業の充実は、安全な市民生活に直結するので、継続して行っていくことが求められる。 | ア | |
| 4415 | 障害者医療助成事業 | 生活福祉課 | 重度の障害者・児 | ・身体障害者手帳1・2級所持、療育手帳A、身体障害者手帳1～6級と療育手帳B1所持、精神障害者保健福祉手帳1級所持、指定難病（特定疾患）受給者証所持者で障害基礎年金1級または特別児童扶養手当1級該当の方に医療証の交付、医療費の支払い。1日一医療機関・調剤薬局ごとに500円の自己負担かつ一か月につき3000円までの自己負担。 | 障害者(児）が安心して医療を受けられる。 | 165,100 | A | ア | 受療対象者が、安心して十分な医療を受けることができる環境の整備は、不可欠である。 | A | ア | 関係課と連携のうえ、対象者を正確に把握し、制度適用しているので、福祉の増進の一助となることができている。 | A | イ | 大阪府補助事業であり、事業費のほぼ全額が扶助費のため、削減はできない。職員は現状のままなので、人件費についても削減できない。 | A | — | イ | b |
| 4416 | 老人医療助成事業 | 生活福祉課 | 65歳以上の障害者等 | ・身体障害者手帳1・2級所持、療育手帳A、身体障害者手帳1～6級と療育手帳B1所持、特定疾患患者票所持、結核患者票所持、自立支援受給者証所持の方に医療証の交付、医療費の支払い。一日一医療機関につき500円の自己負担かつ、一か月上限3000円の自己負担。 | 障害者が安心して医療を受けられる。 | 24,750 | A | ア | 高齢化社会が進む中、安心して十分な医療を受けることができる環境整備は不可欠である。 | A | ア | 関係課と連携のうえ、対象者を正確に把握し、制度適用しているので、福祉の増進の一助となることができている。 | A | イ | 大阪府補助事業であり、事業費のほぼ全額が扶助費のため、事業費の削減はできない。職員は現状のままなので、人件費についても削減できない。 | A | — | ウ | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4417 | 災害救助支援事業 | 生活福祉課 | 市民,市民 | 暴風、豪雨等の自然災害により、死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。暴風、豪雨その他異常な自然現象又は火災により罹災した世帯に対し、見舞金を支給する。また、罹災証明書の交付や災害援護資金の貸付を行う。<br>災害弔慰金の額：生計を主に維持していた場合には、500万円、その他の場合には、250万円。<br>見舞金の額：（建物災害）全壊、全焼、流失　1世帯につき　100,000円。半壊、半焼　1世帯につき　50,000円。床上浸水　1世帯につき　30,000円。<br>（人的災害）死亡　1人につき　100,000円。障害（治療1か月以上）1人につき　30,000円。 | 被災者の生活支援の一助とする。 | 354 | A | ア | 条例等に基づいた市民（被災者）が対象となる支援事業である。 | A | ア | 条例等に基づき実施する事業であり、相談、調査体制を整えており、事業の円滑化及び福祉の増進が図られている。 | A | イ | 被災者の生活を支援するための事業であるので、削減の余地はない。また、職員1名で事務を執行しているので、削減の余地はない。 | A | — | ア | |
| 4418 | 台風第21号災害対策事業 | 生活福祉課 | 市民,市民 | ・台風21号に伴うり災証明発行事務<br>・泉南市被災者生活再建支援金制度（平成３１年度）<br>台風21号により、居住する家屋が全壊するなどした世帯、あるいは住宅が半壊し、自己都合によらないやむを得ない理由により解体した世帯、大規模半壊した世帯に対し、支援金の支給を行う。<br>基礎支援金／加算支援金<br>全壊世帯　1,000,000円／建設・購入2,000,000円<br>半壊解体世帯　／補修1,000,000円<br>大規模半壊世帯　5,000,000円／建設・購入2,000,000円<br>／補修1,000,000円 | 被災者の生活支援の一助とする。 | 7,852 | A | ア | 要綱等に基づいた市民（被災者）が対象となる支援事業である。 | A | ア | 要綱等に基づき実施する事業であり、相談、調査体制を整えており、事業の円滑化及び福祉の増進が図られている。 | A | イ | 被災者の生活を支援するための事業であるので、削減の余地はない。 | A | 平成30年度台風第21号と同規模の災害が起こったときに同様の事業が行われる可能性があり、そのために今年度のノウハウを継承していく必要があると考える。 | ウ | |
| 4419 | 児童手当事業 | 生活福祉課 | 中学校卒業までの児童を養育している方 | 3歳未満一律15,000円。3歳以上小学校修了前第1子・第2子10,000円、第3子以降　15,000円。中学生一律10,000円。<br>所得制限限度額以上の場合特例給付として一律5,000円。<br>毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給。 | 児童を養育している方に児童手当を正確に支給すること。 | 1,073,516 | A | ア | 国の法令で決められている。 | A | ア | 児童がいる家庭の生活の安定と児童の健全育成に寄与している。 | A | イ | 児童手当法に定められた事務であり削減することができない。主な事務も職員1名で行っており、削減の余地はない。 | A | — | ア | |
| 4420 | 特別児童扶養手当事務事業 | 生活福祉課 | 20歳までの障害児を監護している父母等 | 20歳までの障害児を監護している父母等に手当を支給。<br>月額　1級　52,200円　2級　34，770円。<br>支払月　12月期（8～11月分）　4月期（12～3月分）　8月期（4～7月分）。 | 精神または身体に障害のある児童を養育している父母等に対し、経済的支援を行う。 | 2,086 | A | ア | 法令で定められている。 | A | ア | 精神または身体に障害のある児童を監護している世帯の生活の支援につながっている。 | A | イ | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定められた事務であり削減することができない。また、事務は現状の職員で行っているが、最小限度の経費によるため、削減の余地はない。 | A | — | イ | b |
| 4421 | 乳幼児ごみ袋配布事業 | 生活福祉課 | 0歳、1歳の乳幼児 | 乳幼児1人につき、可燃ごみ袋（20ℓ）を1ヶ月単位10枚を配布。<br>新生児については12ヶ月分で120枚、1歳に到達した月にさらに12ヶ月分120枚を配布。 | 少子化対策の一環として、乳幼児のいる世帯に決められた枚数の泉南市指定可燃ごみ袋を配布する。 | 2,739 | A | イ | 基本的に年間120枚を2年間にわたり配布している。 | A | ア | 出生時には、必ず１年間分のごみ袋を配布している。1年後に再度配布するため、来庁してもらうよう伝えており、配布漏れはほぼなく、経済的支援が図られている。 | A | イ | 最小限度経費による事業であり、事務担当職員も現状のままなので、経費削減の余地はない。 | A | — | ア | |
| 4422 | 子ども医療助成事業 | 生活福祉課 | 中学3年生までの市内在住者 | ★乳幼児医療証の発行。<br>★医療費の支払い。（対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する保険給付が行われた場合、その療養に要する費用の額のうち、対象者が本来負担すべき額から一部自己負担額を控除した額を助成。）<br>一部自己負担額：1医療機関あたり、入通院各500円/日（月2回限度）。<br>1ヶ月あたりの負担限度額：2,500円。<br>※府内現物支給。府外現金支給。 | 乳幼児及び児童の医療費に係る自己負担額の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上に寄与するとともに、その健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする。 | 157,390 | A | ア | 少子化が進む中、子どもが必要な医療を受けることで、健全な育成が図られる環境は必要である。 | A | ア | 条例の規定に基づいた事業であり、出生、転入届等関係部署との連携により、また、制度の周知を図るなどにより対象者への適用に努めており、経済的支援、福祉の増進に寄与できている。 | A | イ | 府補助事業であり、事業費の全額が扶助費のため、事業費の削減はできない。<br>医療費助成の対象年齢拡充により事務量が増えたが、事務担当職員は現状のままなので、人件費についても削減できない。 | A | — | ア | |
| 4423 | 児童扶養手当事業 | 生活福祉課 | 父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が重度の障害の状態にある児童を養育している方 | 父母の離婚、死亡等により父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が重度の障害の状態にある児童を養育している方に手当を支給する。<br>（所得制限あり）<br>〇手当月額（前年度所得により決定）<br>＜H31.4.1金額改定＞<br>・対象児童1人目：全部支給42,910円、一部支給42,900円～10,120円<br>・対象児童2人目：全部支給10,140円、一部支給10,130円～5,070円を加算<br>・対象児童3人目以上：1人増えるごとに全部支給6,080円、一部支給6,070円～3,040円を加算。<br>〇支払期　年5回（4月期、8月期、11月期、1月期、3月期） | 児童扶養手当法の規定に基づき、決められた額を決められた時期に適切に給付を行う。 | 359,409 | A | ア | 法令で定められている。 | A | ア | 母子家庭等の生活の安定や自立の促進につながっている。 | A | イ | 児童扶養手当法に定められた事務であり、削減することができない。事務は現状の職員で行っているが、最小限度の経費によるため削減の余地はない。 | A | 引き続き、適正な認定・支給事務を行っていく。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 理由・説明等 | | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 理由・説明等 | | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 理由・説明等 | | | | | |
| 4424 | 助産施設入所事業 | 生活福祉課 | 市民（妊産婦） | 助産入院を受けることができない経済的に困難な状態にある妊産婦に対し、助産費用の一部を負担する。申請手続きは、申請書に必要書類を添付し、妊娠8か月以降に提出してもらう。 | 申請後、出産費用の全額又は一部を助成する。 | 2,874 | A | ア | 出産に際し、経済的不安を解消するため助成している。少子化が進んでいる中で、社会全体で少子化対策に取り組もうという環境が形成されてきている。 | A | ア | 対象医療機関との連絡調整や相談者からの十分な聞き取りにより、助産施設入所者に該当するかを適正に判断しており、施設入所により子育て家庭への支援が図られている。 | A | イ | 国基準の助成額が設定されているため、事業費削減の余地はない。また、職員1人で事務を行っているため、人件費についても削減できない。 | A | — | ア | |
| 4425 | 母子生活支援施設入所事業 | 生活福祉課 | 母及びその子 | DV被害等を受け、監護すべき18歳未満の子どもを養育している場合、母子ともに生活できる支援施設に保護する。 | 児童の保護又は母子で施設入所措置することにより、生活の安定を確保する。また、退所後も、精神的、経済的に安定した生活が送られるよう自立のための支援を行う。 | 3,217 | A | ア | 経済的不安を抱えるDV被害等を受けた母子は、施設に適切に入所させ、保護する必要がある。 | A | ア | 家庭児童相談室等関係部署と連携し、対象者に漏れのないように注意を払い、母子自立支援員が、懇切な相談、きめ細やかな助言を行ったうえで、施設入所を決定しており、保護が図られている。 | A | イ | 国において、事業費単価が決まっているため、コスト削減の余地はない。また、現状は職員1人で事務を行っているため、人件費についても削減の余地はない。 | A | — | ア | |
| 4426 | 子育て短期支援利用事業 | 生活福祉課 | 児童 | 保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設に入所させる。 | 利用申請のあった家庭の児童を施設において保護する。 | 102 | A | ア | 子育てに不安を抱える世帯の生活上の問題を解消し、子どもの養育を支援することは、ニーズに沿うものである。 | A | ア | 家庭児童相談室等関係部署と連携をして、該当世帯に漏れがないように対応している。 | A | イ | 法令に定められた事業であり、必要最小限で事業を実施しているため削減の余地はない。また、職員1人で事務を行っているため、人件費についても削減の余地はない。 | A | — | ア | |
| 4427 | 母子日常生活支援事業 | 生活福祉課 | ひとり親家庭の父又は母及びその子 | ひとり親家庭の父又は母が、疾病その他の理由により、日常生活に支障が生じている場合は、その居宅等に乳幼児の保育もしくは、食事の世話もしくは、専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な家庭生活支援員を派遣する。 | 乳幼児等の育成及びひとり親世帯の生活の安定を図る。 | 32 | A | ア | 少子化が進む中、ひとり親家庭の困難時に、その父子又は母子の生活を支援し、その要請に十分に応えるべきである。 | B | イ | 家庭児童相談室等関係部署と連携し、該当世帯に漏れのないように注意を払い、ひとり親家庭の支援に努めている。 | A | イ | 法令に基づいた事業であり、必要最小限の事業経費で取り組んでおり、コスト削減の余地はない。また、職員1人で事務を行っているため、人件費についても削減の余地はない。 | D | 何年も問い合わせや需要もなく、他市町村においても実施しているところが少ないため、R1年度をもって廃止とする。 | オ | |
| 4428 | 母子寡婦福祉会運営補助事業 | 生活福祉課 | 泉南市母子寡婦福祉会 | 生活資金の貸付や、ひとり親クリスマス会等行事を開催し、母子家庭並びに寡婦の生活向上と福祉増進を図ることを目的とする泉南市母子寡婦福祉会の運営・活動を支援するため助成を行う。 | 母子家庭等の生活の安定を図ることができる場として、泉南市母子寡婦福祉会の活動が継続できるようにする。 | 396 | A | ア | 母子家庭等の生活の安定と向上を図ることを目的とする泉南市母子寡婦福祉会の活動への支援は、上位施策に通じ不可欠である。 | A | ア | 大会等へも積極的に参加し、会員相互で情報の共有化を図り、また、適切に相談等に応じるなど、会員の福祉増進につなげている。 | A | イ | 各種大会等への参加、法令に基づいた諸制度の情報交換、相談など多岐にわたる活動が求められ、経費削減の余地はない。また、補助金交付事務は、職員一人で行っているので、削減は困難である。 | A | 組織が、基盤を強化でき、母子家庭等が一層生活の向上が図られるように支援する。 | ア | |
| 4429 | 母子家庭等対策総合支援事業 | 生活福祉課 | 母子家庭の母・ひとり親家庭の父又は母 | 母子家庭の母で、就労に結びつきやすい資格取得のために1年未満の講座を受講する場合に、受講料の60パーセントを、また、1年以上の養成機関で修業する場合には、所得状況に応じて生活費を支給するなどの事業を行う。 | ひとり親家庭の父又は母の就労に結びつけ、また、母子家庭の母の就労養成機関における修業期間中の生活を支援するなど生活の安定を図り、自立を促進する。 | 5,888 | A | ア | ひとり親家庭等の経済的な不安を解消するための就労支援等は、対象家庭のニーズに沿うものであり、大きな支援が必要である。 | A | ア | ひとり親家庭等の父又は母の就労等に向けて、母子自立支援員によるきめ細やかな対応により支援につなげている。 | A | イ | 今後、就労等に関する相談も増えることが予想される中、現在、最小限の経費で事業を実施しており、経費削減の余地はない。また、事務担当職員は、現状のままなので、人件費についても削減の余地はない。 | A | — | ア | |
| 4430 | ひとり親家庭医療助成事業 | 生活福祉課 | ひとり親家庭の父又は母と18歳までの児童 | ★ひとり親家庭医療証の交付。<br>★医療費の支払い。<br>（対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する保険給付が行われた場合、その療養に要する費用の額のうち、対象者が本来負担すべき額から一部自己負担額を控除した額を助成。）<br>一部自己負担額：1医療機関あたり、入通院各500円/日（月2日限度）。1ヶ月あたりの負担限度額：2,500円。 | 医療保険の自己負担相当額の一部を負担することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図る。 | 44,065 | A | ア | ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため支援することは、対象者及び社会の要請に合っている。 | A | ア | 児童扶養手当担当者との連携により、医療証の交付漏れが生じないように努めており、ひとり親家庭の健康の保持等の支援が図られている。 | A | イ | 府補助事業であり、事業費のほぼ全額が扶助費のため、事業費の削減はできない。<br>担当職員は現状のままなので、人件費についても削減できない。 | A | — | ア | |
| 4431 | 生活保護事業 | 生活福祉課 | 生活保護受給者 | 生活困窮により最低限度の生活を維持することのできない世帯に対して、各種扶助を実施し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 | 生活保護法の趣旨に基づき、被保護者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するための必要な給付により安定・安心した生活を支援するとともに就労支援等の自立支援により自立を助長する。 | 1,857,913 | A | ア | 生活保護法のとおり。 | A | ア | 生活困窮状態の改善及び解消、保護費の削減に繋がっている。 | A | イ | 適切な人員の投入による生活保護制度の充実。 | A | 多種多様な保護受給者への支援に対応するため、適正な人員の確保が必要である。 | ア | |
| 4432 | 生活保護債権管理事業 | 生活福祉課 | 法第63条及び法第78条対象者 | 生活保護受給中に発生した資産や不正受給に対し調査の上、返還・徴収金を決定し徴収する。 | 債務者から返還・徴収する。 | 386 | A | ア | 生活保護法に基づくものである。 | B | イ | 年金等の多額の遡及分としての返還金は、一括納付をしていただくよう、振り込み日を確認し速やかに納付していただくよう努力している。また徴収金は生活保護受給者が対象である為、一括での徴収が困難であり分納により徴収している。 | C | イ | 債権管理専門員の配置が必要である。 | B | 生活保護から自立した世帯に対する返還・徴収が必要である。 | イ | a,b |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4433 | 医療費適正化事業 | 生活福祉課 | 診療報酬明細書,健康管理支援事業 | 生活保護受給者の医療費及び調剤費について、その内容等が適正な処理がなされているかを確認することにより、過誤、重複受診等を判明することで医療費の軽減化を図る。<br>被保護者の健康管理の支援を行う。 | 医療費・調剤費の内容確認及び療養者の状況を把握し、レセプトデータを基に各個人の分析を行い、生活習慣病の重篤化を防ぐために看護師による指導・訪問等を行い健康管理支援を行う。 | 4,766 | A | ア | 生活保護法に規定されている。 | A | ア | 被保護者の病気の重篤化の予防<br>医療扶助の適正実施に繋がる。 | A | ア | 保健推進課の検診や健康事業や指導事業の活用により市民の健康診断率を上げ、コストの削減できる | A | — | ア | |
| 4434 | セーフティネット支援対策等事業(生活保護適正事業推進事業) | 生活福祉課 | 生活に困窮し支援の必要な市民,支援の必要な被保護者 | ○　生活に困窮している、もしくは今後の生活に不安があり支援を求める市民に対して、生活保護法の適用、または他法他施策等の活用等の相談助言をおこなう。<br>○　就労可能な被保護者に対し就労支援に関する専門的知識を有する就労支援員（非常勤職員）による求人情報の提供、求職支援、ハローワークへの同行、面接指導、その他就労に関する相談指導等の支援を行う。また、専門的な知識と技能を有する民間キャリアカウンセラーによる、就労意欲を喚起する支を行っている。<br>○社会保険労務士と連携し被保護者の年金加入歴の調査、年金受給権の有無、請求手続きの支援<br>○精神保健福祉士による支援の必要な被保護者に対し、生活・服薬・通院指導・退院等支援を行う。 | 生活困窮し支援の必要な方々に生活保護の相談を受け、相談者が不利益にならないよう、他方他施策の活用の支援、また生活保護の申請等、適切な助言援助を行い生活の安定を図る。<br>被保護者に対しても、就労意欲の醸成及び就労開始、年金の受給により増収を行う事により、自立した生活への援助を行う。また、療養者には状況を把握し、適切な医療を提供し、介護、障害のサービスを提供し居宅生活の自立の支援を行う。 | 33,526 | A | ア | 核家族化、精神疾患患者が増える中、各個人に応じた支援が必要な中、適切と思われる。 | A | ア | 被保護者に適切な支援が行われている。 | A | イ | 業務の委託及び専門職については最小限で行っている。 | A | — | ア | |
| 4435 | 未熟児養育医療給付事業 | 生活福祉課 | 市内に居住し、規定に基づくいずれかの症状を有し、医師が入院治療を必要と認めた未熟児 | ★養育医療の申請受付。<br>★養育医療券の交付。<br>★養育医療費の支払い。<br>（対象者の養育医療費について、対象者が本来負担すべき額から一部自己負担額を控除した額。）<br>★納付書の送付。 | 種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため入院治療を必要とする未熟児に対して、その未熟性がなくなり、健康に成長することを期待して行う事業。 | 1,373 | A | ア | 子どもが、必要な医療を受けることができ、健全な育成が図られる環境は必要である。 | A | ア | 市の規則に基づいた事業であり、関係部署や医療機関等との連携により、対象者への適用に努めており、経済的支援、福祉の増進に寄与できている。 | A | イ | 国庫、府費負担事業であり、事業費のほぼ全額が扶助費のため、事業費の削減はできない。事務担当職員は現状のままなので、人件費についても削減できない。 | A | — | ア | |
| 4501 | 社会福祉協議会補助事業 | 長寿社会推進課 | 泉南市社会福祉協議会 | 事業計画に基づいて補助金を交付する。<br>・一般運営費補助金：人件費（正規職員4名・任期付職員3名・臨時職員1名）<br>・日常生活自立支援事業補助金：福祉サービスの利用援助及び日常的金銭管理サービス等を実施<br>・ボランティア運営事業補助金：ボランティアセンター運営事業<br>・地区福祉委員会運営補助金：地区福祉委員会運営事業 | 地域の特性に応じた活動、地域の福祉増進の取り組みを図る。 | 38,992 | A | イ | 高齢化に伴い、高齢者のニーズも多様化しているため事業の見直しが必要。 | B | イ | 一定の評価はできる。 | B | ア | 人件費分は市の給与に準じているため、事業費の見直しなどを検討する。 | B | 社会福祉協議会との協議により、事業の見直しなど、今後の進め方を検討する。 | イ | c |
| 4502 | 広域福祉共同処理事務事業 | 長寿社会推進課 | 指定予定介護保険事業所,指定介護保険事業所 | 指定介護（予防）事業所において、人員・設備・運営等に関する基準に合致するか、指定申請書類の審査及び現地調査を実施し、基準を満たす事業所について指定を行う。また、指定後は適切に事業運営がされるよう、集団指導や実地指導、状況に応じて監査による指導監査を行う。<br>（同様に、障害サービス等の指定指導監査も行っている。） | 可能な限り「健全で」「質の高い」「安全な」サービスを提供できる状態にする。 | 33,238 | A | ア | 対象範囲は介護保険法等に定められている。 | A | ア | 必要に応じ指定の取り消し等を行っており、「健全で」「質の高い」「安全な」サービスを提供できる状態としている。 | A | イ | すでに広域福祉課で共同処理をしており、これ以上のコスト削減は見込めない。 | A | 現状で十分な成果が得られているので、現状を維持しながら事業を進めることが適当である。 | ア | |
| 4503 | 総合福祉センター指定管理事業 | 長寿社会推進課 | 泉南市総合福祉センター | 指定管理者制度を導入し、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図る。 | 管理運営のサービスの向上とコスト削減。 | 79,067 | A | ア | 総合的に事業費を算出し、指定管理者と協定を締結している。 | B | イ | より一層のサービスの向上を図る必要があり、指定管理者のスキルレベルアップが必要である。 | B | ア | 指定管理者のもと直接事業費の面において光熱水費等の経費の見直しを行う。 | A | 指定管理における評価結果もふまえて、より一層のサービスの向上を図る必要がある。 | ア | |
| 4504 | 総合福祉センター維持管理事業 | 長寿社会推進課 | 泉南市総合福祉センター | 総合福祉センターの維持管理を行うため修繕の必要な個所の修繕を図り、利用者の安全及びサービスの向上を図る。 | 総合福センターの維持管理を適切に行い、利用者の安全の確保及びサービスの向上を図る。 | 6,362 | A | ア | 修繕箇所は年々増加しており、適切に修繕を行っている。 | A | イ | サービスの向上をより図る必要がある | A | イ | — | B | 老朽化に伴い、今後も修繕費用は増加することが見込まれる。 | ア | |
| 4505 | 養護老人ホーム入所措置事業 | 長寿社会推進課 | 65歳以上の市民 | 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを養護老人ホームに入所措置させる。 | 養護老人ホームに入所措置することにより、安心した生活が送られる。 | 5,126 | A | ア | 老人福祉法に基づく事業であり、施設措置費や入所者費用徴収額についても国の指針に基づいたものである。 | A | ア | 居宅において養護を受けることが困難な高齢者の安定した生活に寄与している。 | A | イ | 費用については、国の指針に基づいているため現行以上の効率化は困難。 | A | 老人福祉法に規定される市の責務であること、及び居宅で養護を受けられない高齢者の生存に影響があるため、事業の休止・廃止はできない。 | ア | |
| 4506 | いきがいづくり推進事業 | 長寿社会推進課 | 65歳以上の高齢者,泉南市シルバー人材センター | ①老人クラブに対し、その運営費の一部を補助することにより、高齢者のいきがいづくりの場を提供する。<br>②シルバー人材センターに対し、その運営費の一部を補助することにより、高齢者の雇用の促進を図る。 | 高齢者の趣味等活動の機会を増やし、いきがいづくり、健康づくりを行う。 | 18,894 | A | ア | 2025年の超高齢社会に対応し得る体制の整備を確立する必要がある。 | A | ア | 高齢者に対しての互助の取組は、高齢者にとって人生と生活の質を豊かにする取組である。 | B | イ | 現在、削減手法はないと思われるが、今後は、大阪府や国の新規の補助金の活用など、多方面から検討を行うことが必要。 | A | 今後も高齢者が生き生きとした暮らしを継続できるため、高齢者の互助の取組を推進する必要がある。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4507 | 地域福祉推進事業 | 長寿社会推進課 | 不特定の市民，泉南市社会福祉協議会 | 1）中学校区毎に、ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ（CSW）を配置し、支援を要する人の各種相談を受け、様々なネットワークを活用しながら必要な支援を実施する。また、地域におけるボランティア活動を活性化させるとともに、既存のネットワークのさらなる拡大を図る。<br>2）ボランティア活動の推進が図られるよう、泉南市社会福祉協議会に対し事業を委託。<br><br>泉南市社会福祉協議会が推進している小地域ネットワーク推進事業の補助。 | 1）地域福祉ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄの構築を図り、要援護者に対し多方面から幅広い支援を実施していく。<br>2）本市のボランティア活動が高齢者等のより活力ある生活につながるようにする。 | 32,659 | A | ア | 1）日常生活圏域に1箇所設置し、地域づくりは、草の根の運動が非常に重要である。<br>2）地域福祉推進の要である泉南市社会福祉協議会の活動に合っている。 | A | ア | 1）CSWが地域内で浸透しはじめており、地域で信頼を得ている。<br>2）新しくボランティア活動に参加するメンバーもあり、専門的な知識や技術を活かせている。 | A | イ | 1）すでに、業務は委託されており、民間のノウハウの豊富な事業主体により、他の市福祉サービスの連携も前提として実施されている。<br>2）すでに、業務は委託されており、泉南市社会福祉協議会のボランティアセンターとして運営されている。 | A | 核家族化の進行や少子高齢化等、社会構造の変化や経済不況などの要因により要援護世帯は増加し、その態様も多様化してきていると思われる。そのような状況下で要援護者を早期発見して実情に応じた適切な支援を実施するためには、地域住民や福祉関係組織の関わりは不可欠でCSWのコーディネート能力が重要な役割を果たす。<br>また、地域包括ケア体制構築は社会全体で構築していかなければならず、市民一人ひとりに潜在するエンパワーメントを発掘するための更なる普及啓発に取り組む。 | ア | |
| 4508 | 高齢者自立支援サービス事業 | 長寿社会推進課 | 65歳以上高齢者 | 要援護高齢者が自らの意思に基づき住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう以下の事業を実施する。<br>1）緊急通報システム事業（ひとり暮らしの高齢者等の家庭内に緊急通報装置を設置することにより、家庭内で病気等の緊急事態に陥ったときに緊急通報装置を用い発信した場合に、受信センターで受信し、救急車の出動要請を行うなど、必要な救助などを行い、利用者の安全を確保する。）<br>2）日常生活用具給付等事業（在宅の単身高齢者や高齢者世帯で対象となる方に電磁調理器を給付。）<br>3）在日外国人高齢者福祉金（老齢年金等の支給が受けられなかった在日外国人に対し高齢者福祉金を支給する。）<br>4）高齢者等安心生活支援事業（在宅の一人暮らし高齢者に乳酸菌を持って伺い、ひと声かけ、安否確認を行うとともに自らの健康管理にも意識を向けられるよう啓発を行う。） | 要援護高齢者が要介護状態になることを出来る限り防ぐため、また、要介護状態になってもそれ以上悪化しないように公助による推進を図る。 | 1,455 | A | ア | 核家族化による独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、また、障害や疾病・低所得者に対しての事業であり、サービス希望者が増加している。また、対象者の制限や受益者負担など一定のルールを設けている。 | A | ア | 介護予防を図りつつ、住民参加による柔軟なサービスの提供や自助の促進が図られている。 | B | イ | — | A | 計画通り事業を進める事が適当である。 | ア | |
| 4509 | 街かどデイサービス事業 | 長寿社会推進課 | 65歳以上の泉南市民（要介護と判定された方を除く） | 高齢者の介護予防を図るため、地域の既存施設を利用し、住民参加による、柔軟できめ細かな日帰りサービスを提供する住民参加型非営利団体4か所で高齢者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図ることを目的とする。 | 介護保険制度下で自立と判断された在宅高齢者のうち、要支援（要介護）になるのを予防する必要があるものに対し、介護予防及び生活支援を中心としたサービスを提供することのにより、在宅高齢者の自立した生活の維持、閉じこもりの防止を図る。 | 6,771 | A | ア | 府の交付金要綱に沿って実施しており適正と考える。 | A | ア | 高齢者の自立生活、介護予防に寄与している。 | B | イ | 現行で適正である。 | B | 交付金のあり方が変わる為、今後の事業のあり方を検討する必要がある。 | イ | b |
| 4510 | 敬老事業 | 長寿社会推進課 | 75歳以上の泉南市民 | 長年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛するため、以下の事業を実施する。<br>1）金婚式を祝う会の開催（婚姻50年経過）<br>2）百歳到達祝い品の支給<br>3）敬老祝い品の支給（75歳以上対象） | 長年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛する。 | 10,311 | A | ア | 過去と比較し、H28より対象範囲を縮小して実施している。 | B | イ | 予算等の縮減のなかで、高齢者のニーズどおりの成果をあげることは、非常に困難である。 | B | イ | 事務の簡素化。 | C | 高齢者の増加に伴い事業費増となるため、事業の進め方に改善が必要。 | イ | d |
| 4511 | 市民後見推進事業 | 長寿社会推進課 | 市民後見人に関心がある市民 | 平成23年6月の老人福祉法の改正により、市町村の努力義務として、成年後見等に係る体制の整備を行うことが規定され、平成24年4月1日から施行となった。 それにより、市町村は、市民後見人の育成及びその活用を図るため、市民後見人を養成し、その支援体制を構築していくことが必要となったが、成年後見制度について、まだよく知られていない現状であるため、制度についての理解を深めることが必要であり、成年後見制度や市民後見人についての研修を開催する。 | 判断力が衰えても、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、市民後見人を確保できる体制を整備・強化を図る。 | 2,131 | A | ア | この事業は、市民後見人に関心のある人に成年後見制度を深く理解してもらい、最終的には、市民後見人として活動してもらうことを目的としているため、対象を市民、市民後見人に関心のある人としている。 | A | ア | 市民後見推進事業では、新たな人材の養成だけではなく、実際に裁判所から受任をし市民後見人として活動している人の専門的支援、また、バンク登録（いつでも後見人としての受任が可能な状態）している登録者の定期的な研修についても実施している。 | A | イ | 事業費については、養成研修の謝礼が主であり、削減の余地はない。 | A | 認知症高齢者等の増加に伴い成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれており、多様な担い手の確保が必要である。特に、被後見人に寄り添う後見活動が特性である市民後見人は今後もニーズが高まると考えられる。 | ア | |
| 4512 | 老人集会場維持管理事業 | 長寿社会推進課 | 泉南市立老人集会場 | 老人集会場を拠点として、老人福祉の増進を図るため、各区に管理を委託し、修繕等に努める。 | 各区に適正な管理を行っていただく。 | 23,688 | A | ア | 地域の中で互助の取組みの一端を担っており、地域の憩いの場として活用されている。 | B | イ | 使用にあたり老朽化が進み、雨漏り等使用に支障がでている。 | B | ア | 老朽化に伴い公共施設のあり方、今後の活用について検討が必要である。 | B | 老朽化に伴い、計画的な改修が必要。 | イ | b |
| 4513 | その他の集会所維持管理事業 | 長寿社会推進課 | 泉南市内区または自治会集会所 | 泉南市内の区又は自治会が当該地域住民のための集会所その他の施設を整備する。 | 予算の範囲内でその整備に要する費用の一部の補助を行う。 | 904 | A | ア | 地域の中で互助の取組みの一端を担っており、地域の憩いの場として活用されている。 | B | イ | 地域の憩いの場として子育て世代や高齢者等に活用され、地域のコミュニティーが図られている。 | B | ア | 現在、各区・自治会が管理を行っている。多様な活用として、利用料等の徴収も視野に入れることも検討課題である。 | B | 老朽化に伴い、計画的な維持管理計画が必要。 | イ | b |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4514 | 社会福祉法人減免措置事業 | 長寿社会推進課 | 社会福祉法人施設利用の介護保険被保険者のうち、申請要件該当者 | 社会福祉法人施設利用の介護保険被保険者の利用者負担について、申請により軽減を図る。 | 利用者負担の軽減を図る。 | 1,559 | A | ア | 要件等は法定である。 | A | ア | 低所得者の利用者負担が軽減されている。 | A | イ | すでにできる範囲のIT化は行われている。 | A | 制度の周知につとめる。 | ア | |
| 4515 | 介護保険施設整備事業 | 長寿社会推進課 | 高齢者保健福祉計画に基づく（介護予防）地域密着型サービス事業所整備予定事業者他 | 高齢者保健福祉計画（3年周期）の目標事業者数に基づき、大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金（大阪府地域医療介護総合確保基金）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等を活用し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、必要に応じ下記の事業を行う。<br>①（介護予防）地域密着型サービス事業所を整備する。<br>・事業者公募→事業者応募→プレゼンテーションにより選定→整備竣工（補助金交付）<br>②希望する既存の地域密着型サービス事業所に、介護予防拠点（地域交流スペース）を整備する。<br>③希望する既存の地域密着型サービス事業所の耐震化工事等の補助を行う。<br>・調査→整備竣工（補助金交付） | 可能な限り「健全で」「質の高い」「安全な」介護サービス等を提供できる状態にする。 | 1,542 | A | ア | 国の交付金、大阪府の補助金額の範囲としている。 | A | ア | 地域包括ケア計画に基づきある程度実施できている。 | A | イ | 国の交付金、大阪府の補助金、人件費のみで実施しており、これ以上のコスト削減は見込めない。 | A | 現状で十分な成果が得られているので、現状を維持しながら事業を進めることが適当である。 | ア | |
| 4516 | 介護保険事務事業（第三者行為） | 長寿社会推進課 | 第三者行為を原因とする介護保険サービスの利用 | 第三者行為を原因とする介護保険サービスの利用について、損害保険会社を通じて当該サービスに係る保険給付費について損害賠償を受ける。具体的な求償手続きは国保連合会に委託して行う。 | 介護保険サービスについて、原因が明らかに第三者行為であるものに対し求償を行うことにより、介護保険施策の公平性を担保する。 | 80 | A | ア | 介護保険法により定められている。 | A | ア | 事務のほとんどを国保連に委託することとなっており、委託料の額に対する成果は大きい。 | A | イ | 事務のほとんどを国保連に委託しており、委託料は府下一律の算定基準を用いている。 | A | 第三者行為を原因とする介護サービスの見落としがないよう、庁内他部署との連携をより深める。 | ア | |
| 4517 | 介護保険賦課徴収事務事業 | 長寿社会推進課 | 介護保険第1号被保険者 | 介護保険法、介護保険法施行規則、本市介護保険条例等関係法令に基づき、被保険者の前年度所得に対して保険料を算定し賦課する。納付方法は年金からの天引き（特別徴収）と口座振替・納付書による納付（普通徴収）がある。 | 介護保険料を正しくおさめてもらう。 | 14,672 | A | ア | 法の定めに従っている。 | A | ア | 収納率は高値で推移している。 | A | イ | 既にできる範囲でのIT化、委託化は行われている。 | A | — | ア | |
| 4518 | 介護保険要介護認定調査事務事業 | 長寿社会推進課 | 泉南市において、介護サービスを必要とする要支援・要介護認定申請者 | 介護保険法に基づく認定申請を受付け、認定調査員による申請者の要支援・要介護状態の調査及び、主治医への意見書依頼とその回収を行う。<br>認定調査票及び主治医意見書の内容を認定システムに入力し、介護認定審査会に諮り、申請者に対し認定結果を通知する。<br>上記の事務の中で発生する被保険者証の交付やケアプラン作成に係る認定情報の提供など、諸々の事務事業。 | 調査資料を基に認定審査会に諮り、審査結果（要支援・要介護度・有効期間等）を申請者に通知する。 | 90,051 | A | ア | 介護保険法で規定されているため、対象範囲、事業費規模を変更できない。単価等は近隣と格段の差はない。 | A | ア | 認定方法が法で規定されているため、申請されたものについて、適正に処理されている。 | A | イ | — | A | 今後も、継続して処理に努める。 | ア | |
| 4519 | 介護保険制度趣旨普及事業 | 長寿社会推進課 | 主に介護保険被保険者とその家族、関係者、広くは市民全体 | 介護保険制度に関するパンフレットの作成や市ホームページなどの各種広報媒体による案内。 | 介護保険制度について知り、理解を深める。 | 772 | A | ア | 介護保険は市民全体に関係があることがらであり、広く市民に周知する必要がある。 | A | ア | 窓口等における説明がスムーズに行われている。 | A | イ | 現在の事業が最小限である。 | A | 説明手法の向上を心がけ制度周知に努める。 | ア | |
| 4520 | 介護保険給付事業 | 長寿社会推進課 | 介護保険サービス | 利用者が利用した介護保険サービスの対価について、その9割～7割を提供事業所へ給付する。また、利用者の自己負担分が高額になった場合に補足給付を行う。これら給付は国保連合会を通じて行う。 | 介護保険サービスに要した費用のうちの大部分を保険給付とすることで、要介護・要支援の認定を受けた者の誰もが必要な介護サービスを少ない自己負担額で利用できるようにする。 | 4,590,456 | A | ア | 介護保険法で定められている。 | A | ア | 介護保険法で定められている事業であるが、サービス受益者の生活の質改善に大きく資するものである。 | A | イ | できる範囲でのIT化は既に行われている。 | A | 適正な給付が実現するようつとめる。 | ア | |
| 4521 | 包括的支援事業 | 長寿社会推進課 | 65歳以上の市民 | 地域包括ケアシステムの構築に向けて、65歳以上の人が、地域において自立した生活が送られるよう、下記の事業を行う。<br>①介護予防ケアマネジメント業務：介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。<br>②総合相談支援事業：地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、関係機関または制度の利用につなげるなどの支援を行う。<br>③権利擁護業務：高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。<br>④包括的・継続的ケアマネジメント業務：地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援などを行う。 | 高齢者が安心して地域で生活できるような援助、支援を受けることができる。 | 44,990 | A | イ | 超高齢者社会に向けて、地域のネットワークの構築や高齢者の相談業務等は高齢者を支援する上で必要である。 | A | イ | 高齢者が地域で安心して生活できるよう、相談業務や地域支援体制の構築が徐々にできているが、地域のコーディネーターとして地域への啓発をさらに進める必要がある。 | A | イ | 地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種の配置が必須であり、その人件費から委託料を算出している。 | A | これからの超高齢化社会に向けて、支援を必要とする高齢者を発掘し、適切な支援へのつなぎ、継続的な見守り、さらなる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築がさらに必要となる。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4522 | 認知症地域支援・ケア向上事業 | 長寿社会推進課 | 高齢者等地域住民（全市民） | 地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、各地域で認知症タウンミーティングを開催し、地域住民や医療・介護等関係者の連携を図り、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組を展開。 | 認知症への理解を深め、地域住民、医療・介護等の関係者が連携したネットワークを形成し、認知症を発症しても安心して暮らしを継続できる地域社会づくりを構築する。 | 8,449 | A | ア | 認知症への理解を深め、地域住民、医療・介護等の関係者が連携したネットワークを構築することは、高齢者を支援する上で必要である。 | A | イ | 認知症の人を支援する関係者の連携を図ることで、地域全体で支える体制づくりが徐々にできているが、実施していない地域への展開を進める必要がある。 | A | イ | すでに業務は一部委託されており、これ以上のコスト削減は見込めない。 | A | 超高齢社会に対応するため、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるために、認知症の人やその家族を地域全体で支える関係者のネットワークの構築がさらに必要である。 | ア | |
| 4523 | 認知症初期集中支援事業 | 長寿社会推進課 | 高齢者等地域住民（全市民） | 地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症専門医と医療・介護・福祉の専門職がチーム（認知症初期集中支援チーム）となり、できる限り早期の段階から、認知症の方（疑いのある方）を認知症初期集中支援チームにつなげるために、チームに関する普及啓発活動を実施し、認知症の方（疑いのある方）を訪問し、必要に応じて医療・介護サービスに繋げ、地域における認知症の人とその家族を支援するための取組を展開。 | 認知症を発症してもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らしを続けられるために、「認知症初期集中支援チーム」による認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。 | 13,635 | A | ア | 認知症の支援体制を構築することは、高齢者を支援する上で必要である。 | A | イ | 「認知症初期集中支援チーム」による支援活動を実施しているところであるが、認知症の人を早期支援できるよう、支援チームの普及啓発をさらに進めていく必要がある。 | A | ア | 「認知症初期集中支援チーム」チーム員の委託料について、定額での契約を見直し、活動時間に応じた実績払いとする。 | A | 超高齢社会に対応するため、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるために、認知症の人を早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築がさらに必要である。 | イ | c |
| 4524 | 地域ケア会議推進事業 | 長寿社会推進課 | 65歳以上の市民 | 地域支援事業における包括的支援事業により、高齢者の自立支援及び生活の質の向上に資するケアマネジメントを実現し、またあわせて地域課題を可視化し、本市の政策形成の一助とするための事業である。 | 高齢者の、課題解決に対する支援及び自立支援に資する介護支援専門員のケアマネジメントの実践力向上及び地域課題の発見を目的として、多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討するものとする。<br>介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業の地域リハビリテーション活動支援事業による、自立支援に資する取組を推進し、地域における介護予防の地域介護予防活動支援事業の機能強化等に努めるものとする。 | 5,470 | A | イ | 超高齢者社会に向けて、介護予防を目的とした地域ケア会議は高齢者が自立支援する上で必要である。 | A | イ | 介護保険で要支援者や事業対象者が、自立した生活できるよう、ケアマネジメント見直しをさらに進める必要がある。 | B | イ | 事業は一部委託で実施しており、コスト削減は見込めない。 | A | これからの超高齢化社会に向けて、支援を必要とする高齢者を発掘し、適切な支援へのつなぎ、継続的な見守り、さらなる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築がさらに必要となる。 | ア | |
| 4525 | 地域自立生活支援事業 | 長寿社会推進課 | 65歳以上市民 | 高齢者が在宅で安心して生活できるように、以下の事業を実施した。<br>1）高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジングに居住する高齢者に対し、生活を援助するものを派遣し、生活指導・相談・安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する事業）<br>2）ほっと介護相談員派遣事業（市内の介護保険施設等へ相談員を派遣する事業）<br>3）高齢者虐待防止緊急一時保護事業（高齢者虐待により安全確保が必要な高齢者を一時的に保護する事業） | 1）高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援する。<br>2）「ほっと介護相談員」が利用者から気軽に不満や苦情の相談を聞くことにより、より利用者本位のサービス提供がなされる。<br>3）虐待高齢者を一時的に保護することにより、安全が確保され、今後の支援につなぐことができる。 | 6,544 | A | ア | 事業対象者や実施内容が限定されており、他市と比べても適正である。 | A | イ | 在宅生活を支援し、安全に安心した生活につながっている。 | B | イ | — | A | 計画どおり事業を進める事が適当である。 | ア | |
| 4526 | 認知症サポーター養成事業 | 長寿社会推進課 | 市民 | 認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。 | 誰もが認知症への理解を深め、認知症を発症しても安心して暮らしを継続できる地域社会づくりを構築する。 | 4,170 | A | ア | 高齢化に伴い認知症の方が増えているため、住民からのニーズも高い。 | A | ア | 全国の目標数値を大きく上回っている。 | A | ア | より多くの地域の方々の理解と協力が得られれば、コストの削減が見込まれる。 | A | 今後も市民のニーズに答えていけるように更なる啓発が必要である。 | ア | |
| 4527 | 成年後見制度等制度利用事業 | 長寿社会推進課 | 判断能力の低下した65才以上の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等 | 成年後見制度に関する周知を行うとともに、制度の利用が必要だが申し立てを行う親族などがいない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等について、市長が成年後見制度の申し立てを行い、申立てに伴う費用、後見人に対する報酬については、資力がある方は本人負担、それ以外については、市が負担する。 | 判断能力の低下した認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、成年後見制度を利用することにより本人が住み慣れた地域で、安心して、自分らしく暮らすことができるようにする。 | 1,620 | A | ア | 判断能力の不十分な方を対象としており相談件数も増えており費用面についても他団体と同程度である。 | A | ア | 認知症高齢者等の権利擁護が図られている。 | A | ア | 専門職による後見人の場合報酬扶助が発生するが、市民後見人の養成をおこなっているため後見人候補者が市民後見人相当であればボランティアのため報酬扶助が発生しないため直接事業費が削減できる。 | A | 今後も、認知症高齢者等の増加により、成年後見人制度の活用が見込まれる。市民後見人の養成事業と共に事業を進めることが適当。 | ア | |
| 4528 | 生活支援・介護予防サービス体制の基盤整備事業 | 長寿社会推進課 | 高齢者（65歳以上の市民） | 地域住民、NPO法人など様々な関係者と連携を取りながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築にむけて、<br>①泉南市ライフサポートコーディネーターを養成し、高齢者の生活支援の推進役とする。<br>②多様な生活支援サービスを創出するために、泉南市高齢者生活支援・介護予防サービス協議体を設置、運営する。 | 高齢者がどのような状態になったとしても、可能な限り住み慣れた地域の中で多様な生活支援サービスを利用しながら、安心して生活できるようになる。 | 17,790 | A | ア | これからの超高齢社会にむけて、高齢者の生活支援サービスの充実は重要である。 | A | ア | 泉南市高齢者生活支援・介護予防サービス協議体を数回開催し、多様な主体間の情報の共有、連携により、生活支援サービスの充実につなげている。 | A | イ | すでに業務は一部委託されており、これ以上のコスト削減は見込めない。 | A | これからの超高齢社会に向けて、介護施設等が満床になることが予想される中で、地域における支援体制の構築が急務の課題であり、専門職の人材育成と共に地域住民との協働もさらに必要となる。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4529 | 一般介護予防事業 | 長寿社会推進課 | おおむね65歳以上の市民 | 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、参加者や住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するため、事業者等に委託し、実施<br>・介護予防把握事業<br>地域の実情に応じ、収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へつなげる。<br>・介護予防普及啓発事業<br>介護予防の普及に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催<br>・地域介護予防活動支援事業<br>介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援<br>・地域リハビリテーション活動支援事業<br>リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、住民への介護予防に関する技術的助言や地域ケア会議等におけるケアマネジメント支援 | 地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、高齢者が要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防の推進をはかる。 | 45,036 | A | ア | 超高齢社会において高齢者人口は増加傾向にあり、要支援・要介護となる年齢を引き上げるために、介護予防の取組は重要である。 | A | ア | 参加者の運動機能の向上もみとめられ、介護予防に関する知識の普及や啓発が、一定行えている。 | B | ア | 地域での介護予防に関する自主グループの育成により、介護予防に携わる多様な人材や自主運営の場の確保と活用が必要。 | A | 介護予防に関する知識の普及啓発は一定行えおり、予防教室の参加者は増加傾向にある。しかし、さらなる高齢者の増加が見込まれるため、地域による介護予防の一層の推進が重要となってくると思われる。住民主体の通いの場の充実等の働きかけ等により、介護予防の意識を高めることが必要である。 | ア | |
| 4530 | 在宅医療・介護連携推進事業 | 長寿社会推進課 | 65歳以上の市民 | 地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とし、多職種が地域に出向いて日頃の疑問等を解消する場（WAO地域）を開催し、ACP等の啓発を実施する。また、多職種連携会議やロードマップに沿った取組により、在宅医療と介護が一体的に提供される体制に向けて、主治医副主治医チームの稼働、実践につなげる。 | 在宅医療と介護の一体的な連携体制により、高齢者が住み慣れた地域で適切な医療・介護の支援を受けることが出来る。 | 15,126 | A | イ | 今後の超高齢社会の到来に向けて、在宅医療・介護連携は重要である。 | A | イ | 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、医療と介護等多職種の連携を構築しており、今後の展開に期待できる。 | A | ア | 初年度の立ち上げにかかるコストは削減される。また泉佐野泉南医師会が広域医師会（3市3町）であるということから、近隣市町村や二次医療圏の繋がりも視野に入れることが必要である。 | A | これからの超高齢社会に向けて、介護施設や病院等が満床になることが予想される中で、在宅における医と介護の支援体制の構築が急務の課題であり、多職種の理解と共に地域住民の理解と啓発もさらに必要となる。 | ア | |
| 4531 | 介護給付等費用適正化事業 | 長寿社会推進課 | 介護保険事業所（介護保険計画作成を行う事業所）,介護保険事業所 | ①介護保険ケアプランを提出していただき、内容等を確認し、指導及び助言を行う。<br>②事業所に対し、集団指導及び適正な給付内容、加算内容を指導する | ①サービス利用者及び家族にとって理解しやすく、必要十分なケアプランを提供させる。また、利用者及び家族に対し、適切な説明を行ったかどうかも確認する。<br>②適正な給付内容となるように業務を改善させる。 | 3,764 | A | ア | 介護保険事業所すべてを対象としている。 | A | ア | 事業所に、改めて介護保険サービスについて理解していただき給付の抑制と適正なサービスへつながっている。 | A | イ | 既にできる範囲でのIT化は行っている。 | A | — | ア | |
| 4532 | 家族介護支援事業 | 長寿社会推進課 | 在宅要介護高齢者の家族 | 1）介護用品支給事業等 | 現に在宅において、介護を必要とする方の家族に対して、その介護の慰労を図るため。 | 3,134 | A | ア | 高齢化が進む中で、おむつを使用される高齢者が増加する恐れがあり、本人のメンタル援助や家族の介護疲れ等に悪影響が発生する恐れがある。 | A | ア | 排泄は人としての尊厳にかかわることであるため、その支援は非常に重要である。 | A | ア | H27年度よりおむつの支給方法の改善により、事務の簡素化を図る。 | B | おむつの支給対象者が年々増加している。 | ア | |
| 4601 | 肢体不自由者（児）機能回復訓練事業 | 障害福祉課 | 心身の発達に遅れや障害のある障害者（児） | 発達の遅れや障害をもつ人に対して、心身の発達を促すために理学療法士や作業療法士による機能訓練や保護者への支援を行う。<br>日常生活動作の維持向上を促すために相談・指導・住宅改修・器具・装具・介助方法などの相談に応じる。<br>理学療法士や作業療法士による関連機関へのアドバイス等を実施する。 | 心身の発達を促し、日常生活動作の制限の軽減、維持向上をめざす。 | 6,620 | A | ア | 利用者のニーズに応じたきめ細やかなサービスを実施している。 | B | イ | 障害の重度差、利用者の体調、状態変化がそれぞれ個人によって違うが現状維持・改善の一助となっている。 | A | イ | 現在の人員（正規職員1名）での対応と業務の一部を外部派遣による理学療法士や作業療法士により、実施しており、今以上の人件費削減は難しい。 | A | 地域で利用者のニーズに応じた細かなサービスを実施している為、利用者の満足度は高いと思われる。また、市のサービスとして提供することで利用者に継続した支援ができ、より豊かな生活をめざし社会参加を促進することができる。 | イ | b |
| 4602 | 特別障害者手当等給付事業 | 障害福祉課 | 身体又は精神に著しく重度で日常生活において常時特別の介護を要する在宅の障害者（児） | 20歳以上の常時特別な介護及び20歳未満の常時介護を必要とする在宅の方からの申請に基づき認定事務を行い、特別障害者手当月額27,200円、障害児福祉手当・経過的福祉手当14,790円の手当（額の改定あり）を支給する。2、5、8、11月に前月までの3カ月分を支給する。 | 常時介護を要する在宅の障害者（児）の所得保障により経済的負担の軽減を図る。 | 37,432 | A | ア | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定されている。 | A | ア | 常時介護を要する在宅の障害者（児）の所得保障により生活が支えられている。 | A | イ | 電子システムによる支給管理等、すでに事業改善を図っている。 | A | 障害者手帳所持者の増加により今後も増加傾向にある。 | ア | |
| 4603 | 障害者自立支援給付事業 | 障害福祉課 | 障害者（児） | 障害者総合支援法に定める以下の様な障害福祉サービスを提供する。<br>身体障害者更生医療費支給、育成医療費支給、補装具給付、児童補装具給付、高額障害福祉サービス費支給、短期入所給付、生活介護給付、共同生活介護・共同生活援助給付、療養介護給付、自立訓練給付、就労移行支援給付、就労継続支援給付、施設入所支援給付、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護給付、療養介護医療費支給、計画相談支援給付、就労定着支援給付、自立生活援助給付。 | 必要な障害福祉サービスを給付することで、障害者の自立生活を促進する。 | 1,509,988 | A | ア | 障害者総合支援法により、定められている。 | A | ア | 毎年、利用者も増え、障害のある人の自立生活が促進されている。 | A | ア | 今後も制度改正や報酬単価の見直しが見込まれ、請求事務に係るシステムの導入など、業務の効率化を検討する。 | A | 今後も円滑なサービスの提供ができるよう、適正な運営が必要である。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 4604 | 地域生活支援事業 | 障害福祉課 | 障害者等 | 障害者総合支援法に定める以下のような事業を実施する。<br>手話通訳者設置・派遣、手話奉仕員等養成研修、理解促進研修・啓発事業、知的障害者在宅生活支援、精神障害者生活訓練、精神保健福祉ボランティア養成、成年後見制度利用支援事業、自立生活支援事業、精神障害者等地域活動支援センター事業、日常生活用具給付、日中一時支援、移動支援、自動車改造・免許取得費助成、ごみ袋給付費支給等。 | 障害者の社会参加を促進し、地域で安心した生活が送られるよう支援する。 | 103,936 | A | ア | 地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟に事業を実施している。 | A | ア | 毎年、利用者も増え、障害のある人の自立生活が促進されている。 | A | ア | 各事業について、ニーズにより、事業の見直しやサービスの適正化に努める。 | A | 今後も引き続き利用者数の増加が見込まれるが、今後も円滑なサービスの提供ができるよう、適正な運営が必要である。 | ア | |
| 4605 | 障害者福祉増進事業 | 障害福祉課 | 泉南市民,身体障害者福祉会 | 障害者手帳及び自立支援医療（精神通院医療）、訪問看護利用料助成等の各種申請手続きの受付、進達及び交付・助成を行う。その他、身体障害者福祉会、障害者（児）親の会への活動補助、阪南地区身体障害者スポーツ・レクリエーション大会、泉州ブロック福祉有償運送市町共同運営協議会、大阪府市町村聴覚障害者福祉担当職員等連絡協議会への参画事業を実施する。 | 障害者手帳取得、自立支援医療（精神通院医療）の受給等により、障害福祉サービスをはじめとする生活支援を図る。 | 22,997 | A | ア | 各法に定められた対象であり、合っている。 | A | ア | 障害者手帳取得者及び各種手続きの申請者は年々増加している。 | A | イ | 国の事業として、定められているため、市町村レベルでの裁量は難しい。 | A | 今後も障害者手帳や自立支援医療（精神通院）の申請件数の増加が見込まれる。活動補助については、一定の支援は必要であるため、各事業について、適正に支出する。 | ア | |
| 4606 | 障害者相談支援事業 | 障害福祉課 | 障害者等 | 障害者（児）等からの相談に応じ、自立や社会参加、虐待の防止及び権利擁護のために、地域における関係機関等との連携及び支援体制に関する協議を実施する。 | 障害者等の悩みを解消し、問題解決に導く。 | 40,352 | A | イ | 相談内容の多様化により、さらなる相談支援体制の強化が求められている。 | A | ア | 相談支援事業により、障害のある人の生活支援が図られている。 | A | ア | 相談支援体制のさらなる強化が求められている。 | A | 相談内容の多様化により、より専門性が求められており、今後も相談支援体制の強化が求められている。 | イ | b |
| 4607 | 障害支援区分認定審査会事業 | 障害福祉課 | 障害福祉サービスの利用を希望する者（認定審査会での支援区分認定を要する者） | 障害者総合支援法に定める介護給付サービスを利用するにあたり、必要となる障害支援区分認定のため、2市1町（泉南市・阪南市・岬町）で構成される「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会」運営のための事業。平成28年度から平成30年度まで泉南市が事務局。令和元年度は岬町が事務局となり、3年毎に2市1町で事務局を輪番する。 | 必要な障害福祉サービスを給付することで、障害者の自立生活を促進する。 | 2,624 | A | ア | 障害者総合支援法により、定められている。 | A | ア | 障害者総合支援法により定められた成果は得られている。 | A | イ | 障害者総合支援法により、市が実施する必要があり、大幅なコスト削減は難しい。 | A | 今後も円滑なサービスの提供ができるよう、適正な運営が必要である。 | ア | |
| 5101 | 交通安全施設等整備事業 | 道路課 | 市民 | カーブミラーや路面標示等の道路管理者が管理する交通安全施設について、要望等に基づき新設や修繕を行う。 | 市民の交通安全を確保し、道路等を安全に利用できる状態を保つ。 | 19,713 | A | ア | 道路の交通安全に対しては、年々ニーズが高まっているため、妥当であると考える。 | B | イ | 通学路におけるグリーンベルトの設置の要望が年々増加しており、全てに対応が出来ていない現状がある。 | A | イ | 交通安全施設の設置に関しては、適切な積算により入札で施工業者を選定しており、これ以上のコスト削減は難しい。 | B | 限られた予算の中で、歩行者の安全確保を最優先とし、集中的な対策が必要である。 | イ | a |
| 5102 | 道路維持管理事業 | 道路課 | 市管理道路,市管理橋梁 | 道路法・市条例に基づき議会議決を受け、公示や周知を図り、申請書を適正に審査し、現場立会、協議、嘱託登記等を行い、関係機関とも調整を行い、必要に応じて占用料等の納入を依頼する。また、緊急対応の修繕工事を業者へ発注を行い、また老朽化した橋梁などの調査に基づき、適正な処置を図り、管理上必要な道路台帳整備や開発協議、道路移管の手続き、道路で発生した損害賠償請求に備えた事務を行う。<br>５年に1度義務付けられた橋梁の法定点検を実施し、点検結果を基に必要な補修を行う。 | 認定路線等の維持補修を行い、また占用申請等の適正な審査を行う。<br>橋梁の適切な補修等を行い、持続的に安全性を確保する。 | 73,784 | A | ア | 高まる市民ニーズに応えていくには適正であると考える。 | B | イ | 要望への対応など、事後保全的な対応で適切に維持管理ができている。 | B | ア | 修繕業務の発注手法の工夫や新たな修繕工法の採用など、コスト削減手法を検討する。 | B | 道路管理者としての責務がある以上事業を進めるのが妥当である。今後、橋梁の補修等、予防保全的に維持管理をする必要がある。 | イ | a,b |
| 5103 | 防犯灯維持管理事業 | 道路課 | 防犯灯 | 防犯上必要な防犯灯の新規設置及び器具の補修保全を行う。 | 防犯灯の適正な設置と不備が無いよう維持管理をする。 | 40,322 | A | ア | 安心・安全に対するニーズは年々高まっていることから妥当である。 | B | イ | 新規の要望が多く、全てに対応できているわけではない。 | C | ア | 現状の防犯灯の位置等をデーターベースで管理が可能となったため、地元区、自治会と協力し維持管理を図る。 | B | コスト削減や受益者負担等について改善の検討が必要 | イ | b |
| 5104 | 道路台帳整備事業 | 道路課 | 市管理道路 | 泉南市が管理する道路及び構造物・附属物等の把握、並びに管理事務を円滑に遂行するため、道路台帳及び附属物調書を作成する。 | 新たに認定された市管理道路について道路台帳に反映させるため、更新対象路線の測量及び調査を行い、道路台帳の加筆修正を行うものである。 | 5,096 | A | ア | 道路法に基づいて行っているものである。 | B | イ | 道路台帳の更新は毎年できているが、電子化が進んでいない状況である。 | B | ア | 台帳の全ての情報を電子化することによって、以降の更新作業のコスト削減が可能であると思われる。 | B | 道路法に基づいて実施しているものである為、今後も事業を進めていく必要があるが、台帳更新の効率化を求めていく必要がある。 | イ | a |
| 5105 | 道路新設改良事業 | 道路課 | 道路利用者 | 令和元年は工事発注により、以下の事業を実施した。<br>改良整備延長　L=105m | 安全性・利便性を向上させる。 | 16,582 | A | イ | 市民のニーズは高く、現状の事業費規模では、十分に応えられていない。 | B | ア | 狭あいな部分が拡幅されるなど、安全で快適に道路が利用されている。 | B | イ | 従前から引き続き、コスト削減に努めている。 | A | 引き続き道路利用者の安全性・快適性の向上を図り、また交付金が活用できるところは積極的に活用し、財源の確保に努める必要がある。 | ア | |
| 5106 | 砂川樫井線新設事業 | 道路課 | 道路利用者 | 都市計画道路砂川樫井線のうち、下記の認可区間について、道路新設工事を行う。<br>①JR和泉砂川駅付近から一丘団地の間（計画延長1,498m）<br>②一丘団地（小学校）から市道樽井大苗代新家線の間（計画延長490m） | 安全性・利便性を向上させる。 | 39,962 | A | ア | 定められた諸基準に適合するよう、計画・設計をしている。 | B | ア | 用地買収が順調に推移している。 | B | ア | 設計内容の精査により、コスト削減を目指す。 | A | 道路利用者の安全性、利便性の向上が期待できるので、供用に向け鋭意取り組む必要がある。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 5107 | 信達樽井線改良事業 | 道路課 | 道路利用者 | 都市計画道路信達樽井線のうち、旧防潮堤から府道堺阪南線の間（計画延長742m）について、道路改良工事を行う。 | 安全性・利便性を向上させる。 | 26,149 | A | ア | 定められた諸基準に適合するよう、計画・設計をしている。 | B | ウ | 予算の確保が難しく、整備延長が延びていない。 | A | イ | 従前から引き続き、コスト削減に努めている。 | B | 整備率を向上させる為には、計画的な用地買収と交付金等の財源の確保が必要。 | イ | b |
| 5108 | 和泉砂川駅周辺整備事業 | 道路課 | 道路利用者 | 和泉砂川駅西口の交通広場の整備を含めた道路事業を実施する。<br>道路計画延長L=250m | 駅前混雑を解消させて安全性・利便性を向上させる。<br>特に通学路ということもあり、児童の安全の確保を図る。 | 71,974 | A | ア | 定められた諸基準に適合するよう、計画・設計をしている。 | B | イ | 道路工事を実施し、駅前広場の整備が完了した。 | B | ア | 設計内容の精査により、コスト削減を目指す。 | A | 駅前広場が完成し、道路利用者の安全性・利便性の向上が期待できる。今後は、更なる道路整備に取り組み、砂川樫井線との接続を急ぐ必要がある。 | ア | |
| 5109 | 水防事業 | 道路課 | 市民 | 泉南市水防非常勤務要領に基づき水防活動を実施する。 | 異常気象による集中豪雨等の水害を最小限にとどめる。 | 4,470 | A | イ | 水害から市民の命と財産を守る観点から考えると今以上の体制強化が必要と考える。 | B | イ | 現在、異常気象が続いており現体制において対応能力に限界がある。 | A | イ | — | A | 水害から市民の命と財産を守るために事業を進めるのが妥当である。 | ア | |
| 5201 | 都市計画関連業務事業 | 都市政策課 | 都市計画決定等の必要な事案,企業、団体、個人 | 都市計画決定等を要する案件が発生した場合、事前に調査、大阪府や関係各署と協議・調整業務を行い、都市計画審議委員と調整したうえで、審議会を開催、諮問、付議を行い、承認された案件の事務を執り行う。<br>生産緑地に関する追加指定、買取り申し出に関する事務を行う。<br>最新の都市計画図作成・販売、地域地区等各種証明、都市計画施設境界明示、地区計画届出審査等関連事務を行う。 | 土地の合理的利用に関する様々な制限、都市計画施設等について企業、団体、個人等の申請者等が正確に認識し、計画的な土地利用を図り、ひいては良好なまちづくりに資する。<br>生産緑地の追加指定を行い、市街化区域内の農地を貴重な「みどり」や「オープンスペース」として永続的な保全を図り、農業等と調和した良好な都市環境の形成する。<br>防火・準防火地域の指定を進めることにより、建て替えに伴う建築物の耐火性能を向上させる。<br>地区計画区域の設定により市街化調整区域の土地利用計画を定める。 | 18,564 | A | ア | 他団体と同様に必要な範囲、事業規模、予算で適正に取り組んでいる。 | A | ア | 過去からの積み重ねにより着実に成果は得られており、快適で潤いあるまちづくりが促進されている。 | A | イ | 委託業務等は法令等に照らして適切に執行している。<br>高度なIT化が実現できれば、人件費を削減できる可能性はあるが、コスト面や技術面で直ちには対応できず、現状のまま行わざるを得ない。 | A | 本事業の確実な推進により計画的な土地利用が促進され、活力があり、安全で快適なまちづくりが担保され施策の達成に貢献する。 | ア | |
| 5202 | 安全・安心住まいづくり支援事業 | 都市政策課 | 住宅の耐震診断・設計・改修、ブロック塀撤去（H30～H31）を行う所有者,吹付けアスベスト含有調査を行う建築物 | 旧耐震基準（昭和56.5.31以前）で建築された住宅の所有者が既存民間耐震診断、耐震改修補助金交付要綱、泉南市ブロック塀等撤去補助金交付要綱（令和元年度で終了）に基づいて行った耐震診断、改修（設計）、ブロック塀等撤去に対して補助金を交付する。<br>住宅耐震化の重要性を周知するためのフォーラム等の講演会、防災に関するイベント等により普及啓発活動を行う。<br>吹付けアスベスト施工の恐れのある建築物所有者で、既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付要綱に基づいて実施したアスベスト分析業務に対して補助金を交付する。 | 住宅の耐震化やブロック塀等撤去を促進し、震災の被害を軽減する。<br>アスベストによる被害の未然防止を図る。 | 8,782 | A | ア | 補助金の額は国・府の基準によるところが多い。また、大阪府内ほぼすべての市町村が同様の補助を行っており、平成30年6月に発生した大阪府北部地震により、市民の関心は一層高まっている。 | A | イ | 補助申請者がほぼ横ばいの状況であり、より事業の重要性を市民に啓発していかなければならない。 | A | イ | 補助金額や負担割合が制度上決められており、コストの削減はできない。 | A | 事業の重要性の啓発にあたっては、その手法については幅広く検討しながら、より推進していかなければならない。 | イ | a |
| 5203 | 公園緑地等維持管理事業 | 都市政策課 | （仮称）泉南市営りんくう公園 | 市が「（仮称）泉南市営りんくう公園」の整備・運営をPFI法に基づいて実施する事業であり、民間事業者の創意工夫を活かした提案により、都市公園法に基づく公園施設を整備・運営し、良好な都市環境の創出と、憩い・スポーツ・野外活動などを通じた健康の増進や広域的なにぎわいと交流の創出を図り、地域の魅力向上に資することを目的とする事業である。<br>①公募型プロポーザル方式により事業者を募集<br>②一次（資格）審査→二次（提案）審査<br>③最優秀提案者選定→優先交渉権者決定<br>④基本協定締結→事業契約締結<br>⑤設計・工事→開園 | 都市公園としての公共性に十分配慮され、民間事業者の創意工夫により魅力的な公園の整備・運営を実現する。 | 15,206 | A | ア | 類似事業がないので比較は困難であるが、PFI事業として市の財政負担を最大限縮減し、適正に実施されるものである。 | B | ア | 概ね工程どおり進んでおり、事業は適正に実施できている。 | B | ア | 本事業そのものは独立採算型事業であり、市の財政負担を大幅に縮減できている。但し、公共施設という幅広い枠組みでは、専門部署の新設により一元化し、関係部署との連携についてルール作りを行うことで、コスト面や技術面を効率化できる余地はある。 | A | 一定の成果が出ているので、現状を維持しながら、事業を進めることが適当である。 | ア | |
| 5301 | 施設改善事業 | 住宅公園課 | 施設所管課・事業所管課 | ○各公共施設の老朽化や社会状況等の変化に対応するため、施設管理原課などからの依頼により実施。<br>○現状把握、問題の整理、情報収集、各種法令確認により事業の具体化が可能かどうかの検討を行う。<br>○可能であれば、概算事業費提示、事業実施方法・時期等協議の上、必要な予算の確保。<br>○自主設計、または設計委託発注（設計監理）により工事発注用設計図書作成。<br>○工事発注（工事監理）、工事完成後、管理部門に引渡し。 | ○市民（利用者）の安全確保、利便性・快適性の向上を図る。<br>○一定の技術が必要な市の施設の建築工事及び営繕工事等について、一括して設計施工を行うことによって、適正な業務管理を行う。 | 19,280 | A | イ | 公共施設において、市民（利用者）の安全確保、利便性・快適性の向上を図ることは必要不可欠である。 | A | ア | 実施した施設については改善される。 | A | ア | 状態が悪化する前の早期の段階で適切な修繕などを行う。<br>長期的な施設の運営を計画し、改修計画を立てる。 | A | 施設管理原課の依頼により各公共施設の事業の具体化を検討したが、保有施設の増加および老朽化により、施設保全が追いついていない。状態が悪化する前の早期での対応が必要である。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 5302 | 各種公共施設整備事業 | 住宅公園課 | 営繕主務者会議 | ○建築工事の営繕業務に関する諸基準・指針の策定、及び必要な調査研究。<br>○営繕業務の実態に関する調査研究。<br>○その他、目的達成のため必要な業務。 | ○府内市町村における建築工事業務に関する共通課題について、調査研究・共通の指針策定、及び相互の情報交換等を行うこと。 | 236 | A | ア | 各市町村の営繕業務担当者と会議を持つため各会場に赴く必要がある。 | A | ア | 調査研究・共通の指針策定、及び相互の情報交換等に役立っている。 | A | イ | 会議等へ出席するだけなので無駄な経費は掛かっていない。 | A | 各市町村の連携を密にし、適正な営繕行政に貢献するため必要と考える。 | ア | |
| 5303 | 公園緑地維持管理事業 | 住宅公園課 | 各公園施設を利用する市民・使用者,市内公園施設及び緑地 | ○公園137箇所、緑地28箇所<br>○契約により区、自治会に維持管理を委託しているものの他、市が修繕や草刈り、剪定など業者発注を実施している | 市民（利用者・使用者）の安全性確保、利便性・快適性の向上を行う。 | 53,438 | A | イ | 他の自治体に比べても適正に事業を実施している。 | B | イ | 管理物件が非常に多く、限られた予算の中での維持管理であるため、全てをカバーすることは困難。 | B | ア | 他の類似物件と一括管理を行うことによりコストを削減することができる。 | B | 自治会委託により管理している公園について、住民の高齢化により公園の維持管理契約の件数が減少傾向にある。また、公園遊具の耐用年数等が過ぎているものもあり、更新が必要となってきている。 | イ | a,b |
| 5304 | 緑化推進事業 | 住宅公園課 | 市民 | ○大阪府自然環境保全条例に係る事務（開発者との協議により緑化を推進する）<br>都市の緑を保全、回復、創出するため、大阪府条例に基き敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築、改築、又増築する建築主に緑化計画書及び完了書の提出を義務付けている。<br>○大阪府緑化樹配布事業<br>地域の方々が協同で行う、コミュニティスペースなどでの緑化活動に対し緑化樹の無償配布を行う。<br>○泉南市ABC委員会に係る事務<br>市民との協同で緑化や環境美化を推進する。 | ○開発時における敷地内の緑化を推進することによりヒートアイランド現象、地球温暖化等の環境問題に貢献することができる。<br>○緑化樹配布、花苗配布をすることに市民協働による環境美化にもつながり市民レベルでの緑化に対する意識向上にもつながる。<br>○市民が自地域の公園を自主管理することにより地域に対しての愛着、自主性を養うことができる。 | 3,375 | B | ア | 都市における緑は、景観・環境・防災など幅広い効用を有しており、住民の身近なところでの緑化が求められている。 | A | イ | ABC委員会などを通じ適切に事業を実施している。 | A | イ | ABC委員会については、市民との協働での取組であることから削減は難しい。 | A | 引き続き、緑化基金による事業の拡充等について、検討する必要がある。 | ア | |
| 5305 | 市営住宅計画事業 | 住宅公園課 | 市営住宅 | 老朽化した市営住宅の建替にあたり、泉南市営住宅長寿命化計画による施設の長寿命化を図りつつ、将来の公営住宅のあり方について、泉南市公共施設等最適化推進基本計画に基づく施設の集約化、効率化を図る。 | 公営住宅の建替・集約化にあたり、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化、資産の長寿命化を図る。 | 1,311 | A | ア | 施設の老朽化に伴う管理コストの抑制、入居者の高齢化に対応したバリアフリー化のために整備計画を立てることは必要。 | A | イ | 建替えの完了した棟もあるが、財源確保が難しく、計画よりも遅れている部分がある。 | A | イ | — | A | — | ア | |
| 5306 | 市営住宅使用料収納業務 | 住宅公園課 | 市営住宅,市営住宅入居者 | ○公営住宅法に基づく市営住宅使用料（家賃）の徴収業務。 | ○住宅使用料（家賃）の徴収を適正に行う。 | 11,420 | A | ア | 他の自治体に比べても適切に事業を実施している。 | B | イ | 住宅使用料等の滞納が発生しており、特に過年度分の収納が困難な状況である。 | A | イ | 現在、毎月使用料の収納業務を委託しているが、過年度・現年度の滞納を含めた一括した収納業務を行う。<br>また、悪質、高額滞納者には法的専門家等の相談、処理も含めて実行する。 | A | 福祉部局と連携を図り、代理納付の推進、滞納者への納付指導、家計相談など実施し、納付率の向上及び、滞納者の生活支援に努める。 | ア | |
| 5307 | 市営住宅維持管理事業 | 住宅公園課 | 市営住宅,市営住宅入居者世帯数 | ○軽微な修繕や維持補修及び大規模改修を実施している。<br>○メンテナンス等の日常及び定期点検・保守点検を実施している。 | ○修繕箇所の早期発見を行う。 | 33,479 | A | ア | 入居者の安定した生活を確保する上で、適正な維持管理を行うことは欠かすことのできないものである。 | A | イ | 施設の経年劣化や更新時期を迎えるストックの増加、入居者の高齢者化などによるコストの増加が顕著であり、限られた予算内で対応が困難である。 | A | ア | 他の公共施設と一括管理することによりコスト削減を行う。 | A | 施設の老朽化が進んでいるが、低所得者に対する住居の確保は引き続き必要であるため、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理に努める。 | ア | |
| 5308 | 空家対策事業 | 住宅公園課 | 市民 | ○本事業は「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、泉南市内の空家に関する対策や施策を計画的に推進するために実施している。<br><br>平成27年度　庁内対応体制の確認、空家等対策協議会条例制定<br>平成28年度　空き家の実態把握調査、泉南市空家対策庁内調整会議、空家等対策協議会開催<br>平成29年度　空家等対策計画の策定<br>平成30年度　空家バンク設立 | 不適切なまま放置され、保安、衛生、景観、生活環境面で周辺へ問題を発生させる空家となる前に、早い段階での利活用を促進する。<br>また、すでに不適切な状態となっている特定空家については早期対策を実施する。 | 7,528 | A | ア | 市内全域を対象とする必要がある。 | A | イ | 相談を受け現地確認を行った後も、相続放棄を含めて空家所有者の所在が把握できない場合がある。 | A | イ | — | A | — | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 5309 | 市営住宅建替事業 | 住宅公園課 | 建替え等対象住棟の入居者戸数 | ○本事業は「泉南市営住宅長寿命化計画」において検討・決定された本市営住宅ストック計画の活用方針に基づく事業として位置づけられている。<br>○平成24年度に基本設計済<br>○平成25年度に測量・実施設計済<br>○平成26年度に除却工事済<br>○平成27年度に建替え工事予定<br>○平成28年度に仮移転者の入居受付及び新規入居募集<br>○平成30年度に前畑住宅の耐震診断を実施<br>○令和2年度に前畑住宅の耐震改修を予定 | ○市営住宅は、府営住宅や公的賃貸住宅などと役割分担を行い、特に困窮する世帯の居住の安定を図る。 | 1,851 | A | ア | 泉南市営住宅長寿命化計画に基づき、事業を進めるものである。 | A | ア | 平成24年度において基本設計を策定、平成25年度において実施設計、平成26年度では現入居者の仮移転と2号棟の解体工事を完了した。平成27年度末に新2号棟の建設、完成した。平成28年度には、3号棟住民を新2号棟他に移転を行い、除却を行った。また、本年度末には新2号棟の入居募集に伴い、全戸の入居予定となった。 | A | ア | 実施設計を基に工種・工法を検討し積算を行う。 | A | 長寿命化計画に基づき、計画的に大規模改修、耐震化、建て替えを実施する必要がある。 | イ | a |
| 5401 | 広域まちづくり事業 | 広域まちづくり課 | 企業、団体、個人等の開発行為及び建築行為をしようとする者 | 2市2町による都市計画法に基づく開発許可等の共同事務処理及び2市1町による宅地造成規制法に基づく宅地造成許可等の共同事務処理(区域については、市街化区域に限る)<br>窓口に訪れる企業、団体、個人に関係法令上の制限、都市計画施設、建築基準法上の確認を行い、法令に基づき指導する。<br>申請者から提出された申請書類について、書類・図面審査・現場調査を基に指導等を行い、法令に基づく許可を行う。 | 2市2町の市街化区域において、適正な指導により関係法令等を遵守させ、良好な宅地開発の指導と都市の秩序ある整備を行うとともに広域連携の強化と推進を図る。 | 33,642 | A | ア | 他の単独市町で本事務事業を行っている他の地方自治体と同様に必要な範囲、予算、規模で行っている。 | A | イ | 平成29年10月1日から事務を開始したため、継続的な成果及び実績はありませんが、広域連携の枠組みを強化していく過程にある。 | B | イ | 窓口相談業務の一部を、IT化できる余地はあるが、IT化にかかるコストに対して人件費の抑制は期待できない。 | A | 事務を行う職員の知識・経験が、適正な審査事務につながるため、人の育成を常に意識する必要がある。 | ア | |
| 5501 | 審査指導事業 | 審査指導課 | 企業、団体、個人等の申請者,企業、団体、個人等の申請者 | 窓口に訪れる企業、団体、個人に用途地域、各種関係法令上の制限、都市計画施設、建築基準法上の道路等の確認を行い、必要に応じて泉南市開発事業の手続きに関する条例に基づき指導する。<br>申請者から提出された書類について、書類・図面審査、現場調査を基に指導等を行う。 | 適正な指導・審査により関係法令等を遵守させ、良好な宅地開発を誘導し、都市の秩序ある整備を行う。 | 20,982 | A | ア | 他団体と同様に必要な範囲、予算、事業規模で適正に行っている。 | A | イ | 良好で秩序ある都市の形成に寄与するとともに本市の景観の向上に貢献している。 | A | イ | 法令上委託化はできない。高度なIT化システムの構築等によっては、人件費の減少は見込める。しかしながら、コスト的に難しい部分があり、現状のまま行わざるを得ない。 | A | 高度なIT化は難しいが、ホームページ等で情報提供を行うことにより、申請者等の来庁に係る負担を軽減できる場合がある。 | ア | |
| 6301 | 防災事業 | 下水道課 | 大阪府砂防協会 | 砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止に関する方策を考究するとともに、これら対策事業等の促進を図り、もって土砂災害の防止軽減と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、以下の事業を実施している。<br>・砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止事業の促進<br>・砂防事業等に関する調査研究及び啓発普及<br>・講習会、講演会等の開催 | 講習会等に参加することで、新しい制度等を学ぶ。 | 99 | A | ア | 対象や参加負担金が自ずと決まっている。 | A | ア | 土砂災害対策についての職員の意識が向上している。 | A | イ | — | A | 講習会に積極的に参加し、土砂災害についての知識の向上を図っていく必要がある。 | ア | |
| 6302 | 河川管理事業 | 下水道課 | 管理河川 | 要望等により、以下の業務を委託している。<br>・河川内の草刈<br>・河川の浚渫<br>・河川施設の修繕<br>・河川改修工事 | 河川機能を保持、改善し、良好な状態を保つ。 | 3,414 | A | ア | 泉南市で管理する河川及び管理内容は決まっており、適正に行っている。 | A | ア | 河川機能が保持され、良好な状態に保たれている。 | B | ア | 委託内容の見直し等によりコスト削減の努力をしていく。 | A | 河川施設を維持・管理していくことは、周辺環境を向上させ、又治水の面からも必要である。 | ア | |
| 6303 | 浸水対策事業 | 下水道課 | 排水ポンプ施設 | 以下の業務を委託している。<br>・年間を通しての排水ポンプの運転管理<br>・年間を通しての排水ポンプの点検・整備<br>・排水ポンプ施設の修繕 | 施設の機能を保持し、良好な状態に保つ。 | 7,981 | A | ア | 安全で快適な生活は市民の最も望んでいることのひとつである。 | A | ア | 近年は浸水被害がおさえられている。 | A | イ | — | A | ポンプ施設等を維持管理し、災害時にトラブルなく運転できる様に備えていくことは、重要である。 | ア | |
| 6304 | 排水路管理事業 | 下水道課 | 管理排水路 | 要望等により、以下の業務を委託している。<br>・排水路内の草刈<br>・排水路の浚渫<br>・排水路施設の修繕<br>・排水路改修工事 | 排水路の機能を保持、改善し、良好な状態を保つ。 | 6,159 | A | ア | 泉南市で管理する排水路及び管理内容は決まっており、適切に行っている。 | A | ア | 排水路の清掃等により、大雨時にスムーズに排水できるようになっている。 | B | ア | 委託内容の見直し等により、コスト削減の努力をしていく。 | A | 排水路を維持・管理していくことは、周辺環境を向上させ、又治水の面からも必要である。 | ア | |
| 6305 | 受益者負担金収納事業 | 下水道課 | 受益者負担金等対象者 | 下水道事業受益者負担金、八幡山区公共下水道事業分担金および下水道事業分担金を納期内に納付していただけるように促進する。また、悪質な未納者については、差押等の滞納処分を実施する。 | 下水道事業受益者負担金等を適正に負担していただき、収納率の向上を目指す。 | 2,960 | B | ア | 法・条例・通達において実施を義務づけられており、適切に行われている。 | A | ア | 少ない職員体制であるが、収納率を高く維持できている。 | A | ア | 税金収納事務事業と統合することで、人件費を削減できる可能性があると思われる。 | A | — | ア | |
| 6306 | 下水道事業経営事務事業 | 下水道課 | 下水道事業の管理運営および経営業務 | 適正な予算・決算事務を行い、下水道事業に係る会計の経営状況の分析をする。また、予算・決算状況を周知をする、中長期的な経営計画を策定するなど、安定経営できるよう必要な対策を検討し、実施する。 | 効果的効率的な運営を行い、安定経営できるようにする。 | 1,579,250 | A | イ | R2.3.31現在、経費回収率は87.2%。 | A | イ | 徐々にではあるが、成果が得られている。 | A | イ | — | A | — | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 6307 | 受益者負担金賦課事業 | 下水道課 | 当該年度供用開始区域内の土地の下水道受益者 | 毎年12月に、翌年度に賦課しようとする区域(公共下水道が供用開始される区域内の土地)を公告し、翌年7月に賦課決定する。負担金の額は、土地の面積に390円を乗じて算出する。負担金は、一括もしくは、3年に分割して徴収するものであり、毎年7月と12月に納入通知書を送付する。 | 下水道整備費用の一部を負担していただくため、また、一部の住民しか下水道の利益を受けることができないことから、負担の公平性を図るため、受益者負担金を賦課徴収する。また、受益者負担金の理解を深めてもらい、収納率の向上に努める。 | 4,379 | A | ア | 新たに下水道が整備された住民が対象となるので、自ずと決まってくる。 | A | ア | 受益者負担金を賦課、収納し、下水道整備財源の確保が図られている。 | A | イ | — | A | 賦課した受益者負担金を確実に納入していただけるように説明を行っていくことが重要である。 | ア | |
| 6308 | 水質管理事業 | 下水道課 | 下水道使用者（事業者） | 事業所への立入、水質検査、申請内容審査、流域下水道管理者への通知、事業所の指導を行う。 | 事業所からの異常水を早期に発見し、下水道に流入しないようにする。 | 1,542 | A | ア | 対象範囲は自ずと決まっている。 | A | ア | 事業所に対して、適切な指導をしている。 | A | イ | 専門的な分野を業務委託しており、内容の見直しは困難である。 | A | 現状での水質管理は、適切に行われている。将来的に新たな事業所が出来た時の指導を徹底していく必要がある。 | ア | |
| 6309 | 排水設備工事促進事業 | 下水道課 | 公共下水道に接続可能な地域の住人 | 個人宅内の排水設備工事が指定業者によって、基準・規格どおりに行われているか、事前審査及び竣工検査を行う。排水設備工事費用について銀行の融資を斡旋する。生活保護世帯などに水洗便所設置費用の助成を行う。 | 多くの人に責任ある工事業者のもと、排水設備を適切に公共下水道に接続するように促す。 | 8,507 | A | ア | 一定の対象に決められた額を補助。 | A | ア | 指定業者によって、適切に排水設備工事が行われている。 | A | イ | 委託化は困難。 | A | より多くの家庭に下水道へ接続してもらうことが重要である。 | ア | |
| 6310 | 下水道使用料収納事業 | 下水道課 | 下水道使用者 | 下水道使用料を納期内に納付していただけるように促進する。また、悪質な未納者については、差押等の滞納処分を実施する。 | 下水道使用料を適正に負担していただき、収納率の向上を目指す。 | 1,928 | A | イ | R2.3.31現在、人口普及率は約57.4%である。 | B | ア | 平均以上の収納率であり、成果を得られている。 | B | ア | 収納業務については、大阪広域水道企業団に委託を実施しているが、公債権としての滞納処分については、税金収納担当課へ業務委託することが可能であると考える。 | A | 現状の体制での収納手法では、一定の成果が得られている。更なる成果向上のためには、他事業所への委託が考えられるので、大阪広域水道企業団との協議が必要となる。 | ア | |
| 6311 | 雨水貯留タンク設置助成事業 | 下水道課 | 雨水の流出抑制及び雨水の有効利用を目的とした雨水貯留タンクを設置する市民 | 雨水の流出抑制及び雨水の有効活用を目的に、雨水貯留タンクを設置された方に対して、予算の範囲内で本体購入価格の3分の2に相当する金額を助成する(上限30,000円) | 助成金を出すことによって、雨水貯留タンクの設置が推進される。 | 960 | A | ア | 助成割合や、上限額等は、近隣市と同様であり、妥当である | A | イ | 募集予定件数の3分の1程度を補助することができた | A | イ | 委託化は困難 | A | より多くの方に助成を受けていただけるよう、本事業のPRをさらにすすめていく必要がある。 | ア | |
| 6312 | 汚水管渠管理事業 | 下水道課 | 汚水管渠施設 | 以下の業務を委託している。<br>・汚水管、マンホールの修繕<br>・汚水管の清掃 | 施設の機能を保全し、良好な状態を保つ。 | 3,449 | A | ア | 下水道整備範囲により、自ずと対象範囲が決まってくる。 | A | ア | 適切に維持・管理されている。 | A | ア | 委託内容の見直しにより、コスト削減の努力をしていく。 | A | 今後、老朽化が進んでいく汚水管施設について、維持・管理費用の増大が予測される。 | ア | |
| 6313 | 雨水管渠管理事業 | 下水道課 | 雨水管渠施設 | 以下の業務を委託している。<br>・雨水管、マンホールの修繕<br>・雨水管の清掃 | 施設の機能を保全し、良好な状態を保つ。 | 5,550 | A | ア | 雨水管の整備範囲により、自ずと対象範囲が決まってくる。 | A | ア | 適切に維持・管理されている。 | A | ア | 委託内容の見直しにより、コスト削減の努力をしていく。 | A | 今後、老朽化が進んでいく雨水管施設について、維持・管理費用の増大が予測される。 | ア | |
| 6314 | ポンプ場管理事業 | 下水道課 | ポンプ場施設 | 以下のポンプ場施設の修繕、清掃、運転管理、警備を委託している。<br>・中部ポンプ場<br>・大里川ポンプ場<br>以下のポンプ場施設の修繕、清掃、運転管理について負担金を支払っている。<br>・吉見ポンプ場 | 施設の機能を保持し、適切な運転を行い、良好な状態に保つ。 | 82,514 | A | ア | ポンプ場の管理内容は決まっており、適切に行っている。 | A | ア | 適切に維持管理されている。 | A | ア | 委託内容の見直しにより、コスト削減の努力をしていく。 | A | 設備の老朽化が進んでいく中で長寿命化計画の策定等により、計画的な改修を行う必要がある。 | ア | |
| 6315 | 公共下水道整備事業 | 下水道課 | 公共下水道施設 | 設計積算・交付申請及び、工事発注を行い適正な工事施工管理を行う。 | 公共下水道の整備により、生活環境の改善、海や川の保全に役立つ。 | 162,874 | A | ア | 河川の水質保全や公衆衛生上の問題など、下水道の役割や重要性が市民に広く浸透していることで、市民の下水道整備に対する理解が高まっている。 | A | イ | 事業認可取得毎に計画区域・人口の見直しを行っており、現実に合った計画に基づいて整備を行っている。 | A | イ | — | A | — | ア | |
| 6316 | 公共下水道計画事業 | 下水道課 | 公共下水道施設 | 約5年に一度、下水道計画・事業計画変更協議を行い、告示及び公報等で公表を行う。<br>平成26年度に信達牧野地区等、平成29年度に新家地区の事業計画を策定した。 | 下水道計画・事業計画変更を行い、公共下水道の整備を進める。 | 8,458 | A | ア | 事業認可取得毎に計画区域・人口の見直しを行っており、現実に合った計画を行っている。 | A | ア | 本事業で計画・認可策定した事業は、整備事業に移行していく。 | A | イ | 計画及び認可等の策定業務のため見直しは出来ない。 | A | — | ア | |
| 6317 | 公共下水道管理事業 | 下水道課 | 公共下水道施設 | 3年に一度、下水道台帳を整備し、各種開発協議、施工承認申請の協議及び竣工検査等を行う。 | 下水道台帳を整備することになり、整備状況を把握する。 | 7,245 | A | ア | 適切な台帳整備・管理することで、下水道の埋設状況等が確認出来る。 | A | ア | 適切に処理を行っている。 | A | イ | — | A | — | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 7101 | 教育委員会運営事業 | 教育総務課 | 教育委員、教育委員会 | 教育委員会定例会を月1回、臨時会を必要に応じ開催し、教育行政の基本方針の決定、教育予算、教育施策等の審議を行っている。教育委員会の事務局として、教育委員の連絡調整を行っている。<br>また、教育振興育英奨学基金を設置し、金融機関へ預入し保管・管理している。 | 多様化する教育関係の諸問題や施策に対して、教育委員および事務局で協議、意見交換を行い、方針を決定することで、教育委員会や幼小中学校の教育問題の解決を図る。<br>また、教育振興育英奨学基金を育英資金として泉南市教育振興のため活用する。 | 11,263 | A | ア | 他の自治体でも同様に教育委員会定例会、臨時会は実施しており、合っている。 | A | ア | 教育行政の施策・方針を決定しているので、成果は得られている。 | A | イ | 主なコストは報酬及び旅費等である。人件費については事務効率化を図っており改善の余地はない。 | A | 法令に規定された委員会、事業であるので、今後も継続して実施する必要がある。 | ア | |
| 7102 | 学校プール授業事業 | 教育総務課 | 学校プール,児童・生徒 | 学校プール授業時に児童生徒が安全で快適に学習できるよう良好な教育環境を提供するため、清掃、水質管理を委託し、修繕、薬剤・物品の購入などの施設の維持管理を行っている。 | 安全快適に学校プール授業が実施できる良好な教育環境を保持する。 | 8,614 | A | ア | 学校プール授業で使用するプールなので、維持管理、整備することで、良好な教育環境を提供することができる。 | B | ア | 学校プール授業は円滑に実施されているが、夏季の気温上昇に伴い、熱中症の危険性が高まっている。 | B | ア | 民間のプール施設の活用が可能となれば、老朽化する施設の維持管理コストを削減できる。 | D | 施設の老朽化等による維持管理経費等の増加が見込まれるとともに、夏季の気温上昇に伴う熱中症等の危険性が年々高まっている。<br>より良い教育環境を提供するため、民間等のプール施設の活用を含めた実施方法を検討する必要がある。 | イ | e |
| 7103 | 小学校管理事業 | 教育総務課 | 小学校施設,児童 | 円滑な学校運営のため、学校予算の管理、配分、執行を行っている。<br>また、安全安心で良好な教育環境を提供するため、学校施設の保守点検、警備等の委託、修繕などの維持管理を行う。 | 学校施設を適正に維持管理することで、学校運営の支障解消及び良好な教育環境の提供を図る。 | 92,778 | A | イ | 小学校の規模、経過年数により比較はできないが抜本的な対策を必要としている。 | B | イ | 根本的な解決には至っていないと思われるが、学校運営の支障解消にはなっている。 | A | イ | ニーズの変化により、コストが増加傾向にあるので、これ以上の削減効果は期待できない。 | A | — | ア | |
| 7104 | 小学校施設保全整備事業 | 教育総務課 | 小学校施設,児童 | 学校施設の機能確保、保持のために必要な保全及び教育環境改善に向けた工事などを行う。 | 学校施設を保全、改善することで、学校運営の支障解消及び良好な教育環境の提供を図る。 | 585,449 | A | イ | 小学校の規模、経過年数により比較はできないが抜本的な対策を必要としている。 | B | イ | 根本的な解決には至っていないと思われるが、学校運営の支障解消にはなっている。 | A | イ | 改修必要箇所及び緊急性の把握に努め、引き続き計画的な保全・改修工事の実施に努める。 | A | — | ア | |
| 7105 | 中学校管理事業 | 教育総務課 | 中学校施設,生徒 | 円滑な学校運営のため、学校予算の管理、配分、執行を行っている。<br>また、安全安心で良好な教育環境を提供するため、学校施設の保守点検、警備等の委託、修繕などの維持管理を行う。 | 学校施設を適正に維持管理することで、学校運営の支障解消及び良好な教育環境の提供を図る。 | 57,040 | A | イ | 中学校の規模、経過年数により比較はできないが抜本的な対策を必要としている。 | A | イ | 根本的な解決には至っていないと思われるが、学校運営の支障解消にはなっている。 | A | イ | ニーズの変化により、コストが増加傾向にあるので、これ以上の削減効果は期待できない。 | A | — | ア | |
| 7106 | 中学校施設保全整備事業 | 教育総務課 | 中学校施設,生徒 | 学校施設の機能確保、保持のために必要な保全及び教育環境改善に向けた工事などを行う。 | 学校施設を保全、改善することで、学校運営の支障解消及び良好な教育環境の提供を図る。 | 35,769 | A | イ | 中学校の規模、経過年数により比較はできないが抜本的な対策を必要としている。 | B | イ | 根本的な解決には至っていないと思われるが、学校運営の支障解消にはなっている。 | A | イ | 改修個所及び緊急性の把握に努め、引き続き計画的な修繕（工事）の実施に努める。 | A | — | ア | |
| 7107 | 中学校老朽化対策事業 | 教育総務課 | 中学校 | 老朽化している市立中学校の改築、改修等を計画的、効率的に行う。 | 多様化する教育内容に対応する、安全、安心な学校施設を整備する。 | 315,415 | A | ア | 多様化する教育ニーズに対応した、安全、安心な施設整備が求められている。 | A | ア | 各市立中学校の老朽度等に応じて実施しており、成果は得られている。 | A | イ | 最少の人員で実施しており事業費の削減は難しい。 | A | 教育問題審議会答申及び泉南市公共施設最適化推進計画との整合を図りつつ、将来の人口減少を見据えた計画的かつ効率的な事業の実施が必要。 | ア | |
| 7108 | 幼稚園管理事業 | 教育総務課 | 幼稚園施設,園児 | 円滑な幼稚園運営のため、幼稚園予算の管理、配分、執行を行っている。<br>また、安全安心で良好な保育教育環境を提供するため、幼稚園施設の保守点検、警備等の委託、修繕などの維持管理を行う。 | 幼稚園施設を適正に維持管理することで、幼稚園運営の支障解消及び良好な保育教育環境の提供を図る。 | 19,566 | A | ア | 小学校就学前の成長期の幼児について、良好な保育教育環境を提供することは公立幼稚園を設置している限り、必要であり、妥当である。 | A | イ | 幼稚園運営の支障解消になっている。 | A | イ | 平成23年度から2園化しているため、一定の効果は得られている。<br>また、 ニーズの変化により、コストが増加傾向にあるので、これ以上の削減効果は期待できない。 | A | — | ア | |
| 7109 | 幼稚園施設保全整備事業 | 教育総務課 | 幼稚園施設,園児 | 幼稚園施設の機能確保、保持のために必要な保全及び保育教育環境改善に向けた工事などを行う。<br>また、旧幼稚園施設の維持・保全を行う。 | 幼稚園施設を保全、改善することで、幼稚園運営の支障解消及び良好な幼児教育環境の提供を図る。 | 4,923 | A | ア | 良好な保育教育環境を提供することは、公立幼稚園を設置している限り必要であり、平成23年度から2園化し事業規模も妥当である。 | A | ア | 幼稚園運営の支障解消になっている。 | A | イ | 平成23年度から2園化しているため、一定の効果は得られている。 | A | — | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 7110 | 小学校給食提供事業 | 教育総務課 | 市内小学校児童及び教職員 | 栄養教諭の作成した献立原案を、各小学校の保護者代表及び給食担当の先生で構成される学校給食会献立委員会で、承認され献立ができる。副食は、「泉南市物資納品規格」に基づき材料購入を行い、学校給食センターにおいて、民間事業者が調理を行う。主食（牛乳・パン・ごはん）は業者から購入する。購入した主食と民間事業者が配送した副食は、民間事業者の配膳員が受領する。食器等の洗浄も民間事業者が行う。学校給食センターにおいては、安全・安心な学校給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）等に基づき、衛生管理の徹底を図っている。 | 学校給食は、学校教育活動の一環であり、児童の心身の健全な発達に資するものであることを踏まえ、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供する。 | 140,317 | A | ア | 栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供しており、合っている。 | A | ア | 現施設で可能な限りの安全・安心な学校給食が提供できている。 | B | ア | 現在、調理・配送・洗浄・配膳室の運営など、施設管理等以外は、すべて民間委託をおこなっている。しかし、既存施設の大規模な改修等費用と、児童数減少を考慮すれば、民間施設での調理等委託も検討する必要がある。 | B | 現状のまま事業は継続するが、それと平行して、老朽化している施設・設備等について、根本的な対応方法を早急に検討する必要がある。 | イ | b |
| 7111 | 中学校給食提供事業 | 教育総務課 | 市内中学校生徒及び教職員 | ・平成28年度から市立4中学校に全員喫食の学校給食を実施している。<br>・民間業者の調理場で調理した主食・副食をランチボックスと食缶を使用し、生徒へ提供している。<br>・食物アレルギーのある生徒等のうちAグループ（卵・乳）、Bグループ（えび・かに）、Cグループ（ごま・カシューナッツ）に食物アレルギーのある生徒等については、希望者に代替食を提供し、牛乳を飲用できない生徒等には、お茶を提供することとしている。 | 生徒とその保護者や教員等のニーズと学校施設等の状況を鑑み、より良い中学校給食の提供を行う。 | 90,025 | A | ア | 安全安心で栄養バランスの取れた学校給食を提供しており、合っている。 | A | イ | 令和元年9月に生徒1,414人に対し、アンケートを実施した結果、中学校給食全体として良い印象を持っている生徒は、「満足」、「だいたい満足」をあわせて44%となっており、昨年度実施分62%のうち「普通」45%を除いた「満足」、「やや満足」の合計17%と比べて、ある程度予想どおりの結果となっている。 | A | イ | コストを削減すると品質等の低下に繋がるため望ましくない。 | A | 現状のまま事業は継続するが、それと平行してさらに残渣を減らすための工夫への取組を進める必要がある。 | ア | |
| 7201 | 教職員人事管理事務事業 | 学務課 | 学校園、教職員、関係機関（大阪府教育委員会） | 校園長を通じて定期的な人事ヒアリングを実施する。あるいは教職員の状況について適宜報告をしてもらうなど連絡を密にしながら、適切な教職員の服務管理及び人事管理を実施している。<br>また、児童生徒数の在籍管理や推計など定期的に実施することで、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律にそった教職員の定数管理や欠員補充等適宜行っている。 | 大量の定年退職者が出てきている中、学校園を担う次世代の人材育成が急務と考えている。そのために、各校園の在籍年数等考慮し、人材を育てる効果的な人事異動や配置を校園長とヒアリングを重ねながら行っている。<br>また、年度途中の産休者や病休者が増加傾向にあるため、児童生徒の授業などに不利益を及ぼさないように人材の発掘、配置を進めている。 | 11,182 | A | ア | — | A | ア | 教育現場における指導等の充実。 | B | イ | 教職員の服務管理および人事管理のため、コストの削減はできない。 | A | 教育現場の状況により柔軟な対応が必要であり、人材育成の面からも適切な教職員の服務管理及び人事管理を実施する必要がある。 | ア | |
| 7202 | 学校園管理運営事業・学務課庶務事業 | 学務課 | 学校園 | 学校園への運営支援を行う。<br>学校園の支払い関係事務、教科書無償給与事務、教育実習生の受入、学校基本調査、学校教科用図書配付事務、産業医、保険事務、共同印刷、園児児童生徒数の把握、学校園の学級編成、幼稚園保育料・通園バス代の納入などを行う。 | 学校の運営が円滑に行えるよう教育環境を整える。 | 43,610 | A | ア | 各取組について、学校園の教育環境の充実を図るほか、市民のニーズにこたえるものになっている。 | A | ア | 多岐にわたる取組により、教育現場への支援が行われ、教育環境の充実につながっている。 | B | イ | — | A | 教育現場への支援が行われ、教育環境の充実につながっていることから、現状のまま事業を進めることが適当であるが、受益者負担については、今後の保育需要や運営経費の伸びを踏まえ、持続可能で安定した質の高い保育を提供し続けるため適正な確保が必要である。 | ア | |
| 7203 | 障害児介助員等配置事業 | 学務課 | 公立小・中学校に通学する障害等の理由で支援を必要とする児童・生徒 | 小・中学校生活を行う際に、個別な支援を必要とする児童・生徒を、保護者の申し立てや、教職員の観察等により、支援の必要度を検討し、その必要度に応じて職員を配置し小・中学校生活全般をサポートする。 | 支援を必要とする子どもが、安心して小・中学校生活をすごすことができる。必要な力を身につけ、就学することができる。 | 56,586 | A | ア | 担任や、障害児担当職員との共通理解をする時間や保護者連携等を行うことにより、子どもの発達にプラスの影響を及ぼしている。 | A | ア | 個別の支援計画にもとづき、短期間の指導計画を作成し、目的をもって子供に接することで成果があがり、保護者からも大きな期待が寄せられている | A | イ | 小、中学校においては、介助を必要とする子どもが増加傾向で、介助員数の確保が子どもの成長に必要不可欠な事であり、コスト削減は困難である。 | A | — | ア | |
| 7204 | 学校園保健事業 | 学務課 | 児童生徒園児，教職員 | 法律に基づき、実施しなければならない学校園保健関係の事業を実施する。また、実施するために必要な整備も併せて行う。<br>児童への健康診断、教職員への健康診断 | 児童生徒園児及び教職員等の健康の保持増進、安全確保、感染症の予防及び蔓延防止、公衆衛生の向上及び増進を図る。 | 27,186 | A | ア | 法律により義務付けられた事業等を、入札等、決められた手続きに則って行っている。 | A | ア | 健康保持、安全確保等の成果が得られている。 | B | ア | 時間を集中して実施することにより、受付業務等の人件費を削減できる可能性がある。 | A | 学校保健安全法で児童、生徒の健康診断を行うことと定められているため、事業を行うことは妥当である。また、児童、生徒の健康の保持増進を図るために有効である。 | ア | |
| 7205 | 就学事務・就学援助事業 | 学務課 | 泉南市に住所を有する、また居住している学齢児童生徒と保護者 | 学校教育法に基づき学籍、就学及び転入学事務に関することを適正かつ円滑に処理している。また泉南市立小中学校在籍児童で就学援助、特別支援教育就学奨励基準に該当する世帯に対し、必要な費用の一部を援助する。年度当初に申請書の提出、7月中に審査を行い結果を通知し、保護者口座へ年度2回（8月と3月）支給する。また、学校集金に未納がある方については学校長口座への支給となる。 | 保護者が就学義務を履行し、学齢児童生徒の就学保障を行う。また経済的な理由により就学困難な児童の保護者に対して学用品費等を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。 | 99,177 | A | イ | 援助の対象範囲、補助額等の見直しが必要と考えられる。 | B | イ | 他市町村教委と連携を図るなかで学籍を管理し、また援助を行うことで保護者の経済的負担が一定軽減されている。 | A | イ | — | B | 修学旅行・給食費の支給水準を引き上げる必要性が高い。地方交付税での財源措置もされていることもあり、実費支給にしてほしいとの市民の要望にも応える必要がある。 | イ | a,d |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | | | | |
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| 7206 | 私立幼稚園支援事業 | 学務課 | 泉南市に住民登録のある私立幼稚園在園児,泉南市に住民登録があり、新制度に移行した私立幼稚園在園児 | ①泉南市に住民登録のある私立幼稚園に通う園児の家庭の所得状況に応じて国庫補助限度額に準じ、当年度保護者が実際に支払った入園料・保育料に対して補助を行っている。<br>②泉南市に住民登録があり、新制度に移行した私立幼稚園に通う園児の家庭の所得状況に応じて利用者負担額を決定し、利用者負担額を差し引いた額の施設型給付費を園に支払っている。 | 市が事業主体となって、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的としている。 | 98,205 | A | ア | 対象範囲が拡充し、補助金基準額が増加する傾向にある。 | A | ア | 公・私立幼稚園の保護者負担の格差是正が行われている。 | A | イ | — | D | R1年10月から幼児教育無償化による保育料の保護者負担が不必要となったため本事業をR2年度から終了する。 | ウ | |
| 7301 | 教職員人権教育事業 | 人権教育課 | 教職員・保育士・保育教諭、泉南市人権教育研究協議会,大阪府人権教育研究協議会、泉南地区人権教育研究協議会 | ①平成20年3月に文部科学省から示された人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」、泉南市人権教育基本方針、同推進プラン、泉南市人権保育基本方針、同推進プランに基づき、市内教職員・保育士・保育教諭を対象に研修を実施する。<br>②泉南市人権教育研究協議会【市人研】に対して活動補助金を交付する。<br>（活動内容）全体会(総会、夏季研究集会、秋季研究集会、全体学習会)、運営委員会　等<br>③大阪府人権教育研究協議会【大人教】の活動に係る分担金を交付する。<br>（活動内容）全体会(夏季研究集会、秋季研究集会、人権・部落問題研究集会)、専門部会　等<br>④泉南地区人権教育研究協議会【泉南人研】の活動に係る分担金を交付する。<br>（活動内容）全体会(総会・研究集会・全体学習会)、専門部会　等 | ①教職員・保育士・保育教諭対象の人権教育研修を実施することで、人権感覚の育成と資質の向上を図る。<br>②教職員・保育士・保育教諭による人権教育の指導方法や効果的な教材の開発などの研究等を行うことにより、人権が尊重される社会づくりに向けた行動のできる幼児児童生徒の育成を図る。<br>③大阪府内及び泉南地区内の人権教育・保育のネットワークを活用して、教職員・保育士・保育教諭による、人権教育の指導方法や効果的な教材の開発などの研究等を行うことにより、人権が尊重される社会づくりに向けた行動のできる幼児児童生徒の育成を図る。 | 5,527 | A | ア | 法令等に基づき、領域等に偏りがないよう計画的に実施している。市内全ての公立学校園所の教職員・保育士・保育教諭が会員として人権教育保育の研究等を進めることで、全市的な人権保育教育の推進につながっている。 | A | イ | 教職員の入れ替わりにより新たな参加者も増えてきているが、依然として参加者の状況にやや偏りがある。 | A | イ | ほとんどが報償費であるため、講師謝金を下げるか、研修の回数を減らすしかコスト削減が図られない。これは事業の縮小となり成果を下げることにつながる。 | A | 全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するため、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、人権教育・啓発を継続して実施する必要がある。 | ア | |
| 7302 | 人権教育推進事業 | 人権教育課 | 児童生徒,教職員・保育士・保育教諭 | 各校園所において、児童生徒・保護者・保育士教職員・市民に対して人権教育保育推進のための学習活動（研修会）を行う。 | 社会問題としての人権問題（部落問題・男女平等・障害者・在日外国人・子どもの権利・その他さまざまな人権）を正しく認識するとともに、学んだ知識を基に必要なときに必要な態度や行動が取れる児童生徒や市民の育成を図る。 | 3,690 | A | ア | 近隣他市町等にくらべても適切な状況にある。 | A | ア | 成果は得られているが、いじめや人権侵害事象が解消されるよう課題を的確にとらえ、さらに研修等推進する必要がある。 | A | ア | 出版物の印刷製本費の高騰により、一部の出版物については自主印刷を行った。今後も自主編集などコスト削減が可能なものを探りたい。 | A | 全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発は重要であるから、継続して実施を行う。 | ア | |
| 7303 | 子どもの権利に関する条例推進事業 | 人権教育課 | 市民（泉南市に通勤、通学している人を含む） | 子どもの権利に関する条例を推進するために以下のような事業を行う。<br>①子どもの権利条約、泉南市子どもの権利に関する条例の趣旨を伝えるための広報活動<br>②子どもの権利条約、泉南市子どもの権利に関する条例の内容を理解するための研修会の実施<br>③子どもの権利に関する条例を推進するための計画策定と計画に基づく実施<br>④子どもの権利に関する条例の推進状況の検証 | ・子ども自身が自分が大切にされているという実感をもち、安心して泉南市で学んだり遊んだりすることができる。<br>・子どもを取り巻くおとなが、子どもの権利を理解尊重し、子どもをまちづくりのパートナーとして位置づける意識を持つ。<br>・行政および関係職員は子どもの権利を理解尊重し、子どもの最善の利益を考慮しながら事業展開を行う。 | 4,674 | A | ア | 子どもの相談や救済にかかわっている子どもオンブズパーソン制度を実施している市町村では、事業費規模は大きい。今後同様の制度を実施する場合は、事業費の検討が必要である。 | A | ア | 子ども会議は、活動に対する他者からの評価も高く、当該条例の「子どもの意見表明」の理念に基づく柱となる施策である。今後、条例に記載されている未実施の事業を、計画的に実施することでさらに効果が得られると考える。 | A | イ | 子ども会議、子どもの権利条例委員会、研修等、条例にもとづく事業を実施するのに必要な予算である。 | A | 子どもの権利条例委員会の意見をもとに、条例の実効性や全体の実施状況を検討し、未実施の施策については計画的に推進していきたい。 | ア | |
| 7401 | 施設維持管理事業 | 生涯学習課（青少年センター係） | 青少年センター利用者 | 設備の不良箇所を確認し、必要に応じ修繕を行う。また、施設の維持のため、適正管理を行う。<br>【修繕】ガラス補修等施設の修繕<br>【機器維持管理】浄化槽・地下タンク・消防設備・電子複写機・昇降機<br>【施設維持管理】機械警備・植木せん定・草刈り | 利用者に安全かつ快適に、安心して施設を利用してもらう。 | 8,676 | A | ア | 施設の規模、設立年数などの違いがあるため、他団体との比較は難しいが、見積り徴収など規定どおりに行っており、適当だと思われる。 | A | ア | 緊急性を要する修繕（ガラス破損等）については、即時対応できており、また、施設維持のランニングコストを抑えるための修繕等も行った。 | A | イ | 可能な委託事業については、すでに同じ目的を持つ他部署と連携し実施しており、見直しの余地はない。 | A | — | ア | |
| 7402 | 運営委員会事業 | 生涯学習課（青少年センター係） | 青少年センター運営委員 | 運営委員会とは、青少年センターの管理及び運営及び運営に関する基本的な事項について協議し、泉南市教育委員会に助言する機関であり、前年度事業の報告及び当年度の事業計画の提案を行い、助言をいただいた。<br><br>委員の構成は、泉南市子どもの権利条例委員会代表、泉南市人権問題連絡会代表、朗読ボランティア根っこの会代表（青少年センター講習講座講師）、泉南市青少年指導員協議会代表、民生委員児童委員協議会代表、小学校長会代表、中学校長会代表、泉南市職員（総合政策部参与、健康福祉部長、教育部長、教育部次長兼人権教育課長、教育部指導課長、教育部生涯学習課長）<br><br>年2回開催（令和元年7月1日、第2回は新型コロナウィルス感染拡大防止のため書面承認）<br>（1）平成30年度事業実績報告、（2）令和元年度事業計画（案）、（3）青少年センター貸館についての内規（案）提案、（4）夏休みの子どもの居場所事業について、（5）その他 | 利用者にとって、より良い環境と活動を創作する。 | 1,187 | A | ア | 他部署の委員会と比較しても適当である。<br>全事業を総括して、その意見を市民ニーズに反映されるように講座の組み立てを行っている。 | A | ア | 委員から有益な情報・意見が出されており、またその意見を取り入れた事業の組み立てを行っており一定の効果が得られている。 | A | イ | 今後、新たな青少年センターの在り方を協議する必要性から、これ以上のメンバー、回数の削減は困難である。 | A | 青少年センターのあり方に沿った、効果的な館運営が行えるよう、運営委員会を構成する委員の選定、必要な運営委員会の開催数を位置づける。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 7403 | 青少年学習活動推進事業 | 生涯学習課（青少年センター係） | 市内の小・中学生 | 事業参加者等へアンケートを実施し、青少年を中心とする市民ニーズに即した多様な体験活動やスポーツ活動等の学習機会の提供及び市内全域から市民が集う受け皿となる世代間交流活動の提供を行っている。また、小中学生の学習方法や課題を見い出し、青少年活動のリーダーやボランティアを養成する等の自主的な活動の促進を支援し、健全な子どもの育成を図っている。<br>また、大阪こども・青少年施設等連絡会へ参画し、大阪府下の青少年に関わる施設と連携し、情報収集や意見交換、スキルの習得などを行い、青少年センターで実施する体験活動や学習活動の展開へとつなげていく。 | 社会を担う力を身につけ、互いを知り合うことによる交流を促進し、生活や学習での悩みや課題への支援等を行い、健全な育成を図る。 | 8,248 | A | ア | 市民ニーズに応えられるよう事業の組み立てを行っており、体験活動の必要性は高い。 | A | ア | 「人権と生きる力」「豊かな人間性」を育む学習活動や体験活動を提供できていると考える。 | A | ア | ボランティアへの協力要請等、若干はコストを下げることが可能だが、専門性のある内容等については、現状を維持する必要がある。 | A | より市民ニーズにあった事業展開を心がけるとともに、子どもの参加参画、専門性のある人材活用を意識した運営を行っていく。また、青少年センター移転を受けて、青少年センターの施設や事業内容の周知のため、様々な場所でPRをしていく必要がある。 | ア | |
| 7404 | 子ども元気広場推進事業 | 生涯学習課（青少年センター係） | 市内の小・中学生,就学前児童 | 放課後や週末、長期休業中に、子どもに適切な遊び及び生活の場を提供するため、青少年センター及び市民交流センター（月曜日から土曜日）などにおいて、安全で安心できる子どもの居場所の提供を行っている。 | 社会を担う力を身につけ、互いを知り合うことによる内外交流を促進し、安全で安心な子どもの居場所の提供及び子どもの健全な育成を行う。 | 16,072 | A | ア | 市民ニーズに応えられるよう事業の組み立てを行っており、居場所機能としての必要性は高い。 | A | ア | 利用児童が自らしたい活動ができるよう、子どもたちの声を元に、共に取組を進めるなどのプログラムを行えた。青少年センター移転後の認知度も高まっており、一定の成果が得られている。 | A | イ | 子どもの居場所事業としての児童館ニーズが高まっており、削減は難しい。 | B | 様々な意識調査等に鑑みて、市民の子どもの居場所についての需要は高く、今後事業を拡大していく必要がある。事業の拡大に当たり、人的環境・物的環境の整備が必要となるため、不要な予算やコストを投入することなく事業ができるよう模索する必要がある。 | イ | b |
| 7405 | 子どもの居場所づくり事業 | 生涯学習課（青少年センター係） | 市内の小・中学生 | 市内の全小学校区で、主に夏休み中の子どもたちの居場所を確保し、その居場所の中で多様な経験・体験ができるように様々な取組を行う。 | 社会を担う力を身につけ、互いを知り合うことによる内外交流を促進し、安全で安心な子どもの居場所の提供及び子どもの健全な育成を行う。 | 5,910 | A | ア | 講座アンケート等により様々な経験・体験を希望する声があがっており、市民ニーズに対応した内容の充実を図っている。 | A | ア | 市内の全小学校区において実施することができ、期待以上の成果が得られている。 | A | イ | 交付金の活用や市民ボランティアとの協働など、これ以上の削減は難しい。 | A | 夏休み等の長期休業中の多様な経験・体験ができる居場所として、一人でもより安全に参加できるようにするため、各小学校区ではなく、各小学校での実施へと変更して進めていきたい。 | ア | |
| 7501 | 幼児教育事業 | 指導課 | 園児,保護者 | ①泉南市在住の3歳児・4歳児・5歳児の幼児に対して、幼児の健やかな成長のために教育内容に基づいた計画的な環境を与え幼児教育・保育を行う。・教育基本法、学校教育法、その他の法令並びに幼稚園教育要領の示すところに従い、実態に即した教育課程を編成し、教育課程に基づいた幼児教育・保育を行う。その際次のことを重視する。<br>〇幼児期にふさわしい生活が展開されること<br>〇遊びを通してねらいが達成されること<br>〇幼児一人一人の特性に応じること<br><br>②幼児教育の意図、内容を子どもの姿を通じて、保護者に伝えたり相談に応じたりする。<br>〇保育参観、保育参加、個人懇談会、学級懇談会、家庭訪問、電話連絡、相談事業、クラスだより等配布<br>③4歳児5歳児は希望するすべての幼児を受け入れているが、3歳児は定数（40人×2園）を超える場合は、抽選を行っている。 | 〇生涯にわたる人格形成の基礎を培う（幼児）<br>①健康、安全な生活のために必要な習慣を養い、身体的機能の調和的発展を図る。<br>②人との関わる力や信頼感を深め、自主、自律及び共同の精神並びに規範意識の芽生えを養う。<br>③社会生活、生命、自然に対する理解と態度、および思考力の芽生えを養う。<br>④絵本、童話等に親しみ言葉の使い方を知り、自分の思いを伝え相手の話を理解する。<br>⑤音楽、身体による表現、造形等に親しみ、豊かな感性と表現力の芽生えを培う。<br>〇安心して子育てを行い、子どもとの生活を楽しむ（保護者） | 297,048 | A | ア | 園児一人ひとりを大切にし、その子どもに合った教育活動を展開するためには必要な事業である。保護者（市民）のニーズに合っている。 | A | ア | 新しい教育要領で示された、これからの予測不可能な時代を生き抜く子どもに必要な、非認知的能力（意欲的に遊ぶ、主体的に生活する態度、人と関わる力等）が幼稚園生活の中で身についてきている。 | A | イ | 様々な課題に対応し、幼児一人一人の特性に応じて望ましい発達を保障するためには、担任を含め様々な職種の教職員の配置が必要である。子どもの安全で安心できる園生活を支えるために削減することは難しい。 | A | 公立幼稚園の保育内容や子育て支援には一定の評価を得ていることが、保護者アンケートから伺える。しかし、出生数の減少もあり、公立幼稚園の園児は減少傾向にある。10月からの保育の無償化に伴い、保護者のニーズも変化することが予想される。来年度については、現状を維持しつつ、保護者のニーズの把握し、公立幼稚園が果たす役割について検討が必要である。 | ア | |
| 7502 | 幼稚園運営事業 | 指導課 | 公立幼稚園職員,公立幼稚園在園児および保護者 | ①園内研修、園内人権研修の実施。初任者研修の実施。<br>②担当者別の連絡会議（預かり保育担当者会議、人権保育担当者会議、子育て支援担当者会議等）の実施、他機関との連携会議の実施。<br>③市内、市外のおける研修会の参加。<br>④3歳児保育、預かり保育、バス通園事業の実施。 | ①幼稚園教諭としての資質を向上させる。（現在の様々な状況に対応する能力、一人一人を大切にする保育を構成する力、保育技術の向上、保護者対応など）<br>②園児に、保育を実施することで、学校教育法第22条に規定する目的「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長する」を達成する。 | 4,627 | A | イ | 中学校給食が開始され、小・中・子ども園など、給食の保障がスタンダードになっている。現在、幼稚園は、週3～4回弁当持参である。家庭における食の保障の課題は増大しており、給食へのニーズが高まっている。 | A | ア | 保護者アンケートの結果より、楽しんで幼稚園に通っている子どもの割合が高く、幼稚園の教育内容への理解や協力もあり、期待通りの成果が上がっている。 | A | イ | 指導要録、教育課程・教育計画等の作成において、データ化が進んでいるが、IT機器等の環境整備が追い付いていない。保育に関する事務処理の効率化を図るためにも、IT環境の整備が求められる。 | B | 平成23年度の再構築後、全市的に広がった保育所・幼稚園・子ども園・小学校との連携、昨年度より幼児教育アドバイザーを活用した園内研修、PDCAに基づき充実している教育内容など、公教育の役割は果たせている。今後、これらを継続するとともに、さらに社会状況の変化からくる保護者のニーズを把握した事業展開が必要となる。 | イ | a |
| 7503 | 指導課庶務事業 | 指導課 | 指導課員,学校園 | 指導課における諸事業の事務処理及び申請・契約等の調整を行う。 | 学校を側面から支援し適切に事務を執行することで、学校教育が円滑に推進できる。 | 1,965 | A | ア | 学校教育の充実は保護者（市民）ニーズに合っていると考えられる。 | A | ア | 指導課が担う学校支援のための諸事業が円滑に推進できている。 | A | イ | — | A | 事業内容の成果と課題を検証し、効率的な事業の遂行に努める。 | イ | b,e |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 7504 | 教育推進事業 | 指導課 | 幼・小・中学校の児童生徒,幼・小・中学校の教職員 | 市内学校園の授業や合同で行う行事等が円滑に行われるよう支援する。<br>就学支援委員会・・・障害児の就学に際して適切な助言を行う。<br>教職員研修・・・専門的な講師を招き、教職員対象の研修を実施。<br>中学校吹奏楽部等活動支援・・・文化ホール、体育館など会場の確保。<br>小学校連合音楽会、連合記録会等の支援・・・送迎及び会場の確保。<br>英語（外国語）授業支援・・・外国語指導助手を小中学校に派遣し英語（外国語）授業の活性化を図る。 | 学校教育を活性化し子どもたちの自己実現をめざす。<br>・障害児の適正な就学<br>・教職員の資質向上<br>・小・中学校の特別活動の充実<br>・中学生の英語力の向上 | 69,358 | A | ア | 保護者、市民ニーズに合っており、他団体と比較しても無理のない事業と考える。 | A | ア | 一定の成果があり、対外的にも評価を得ている。 | A | ア | 難しい面も多いが、子どもの数の減少に伴うコスト削減等について検討に努める。 | A | 幼児教育・義務教育の充実を図るうえで重要な事業である。<br>ニーズや要望は増大傾向にあるが、事業内容の検証を行い、精選を図る必要がある。 | ア | |
| 7505 | 安全推進事業 | 指導課 | 幼・小・中学校の児童生徒 | ○安全パトロール員及び青色防犯パトロール員（いずれも地域ボランティア）による児童・生徒の登下校の見守り活動への支援<br>・小学校区安全パトロール員証の交付<br>・小学校区青色防犯パトロール活動への補助金の交付と連絡会の実施<br>・「泉南市子ども安全大会」の開催 | 児童・生徒の登下校及び放課後の安全を確保する。 | 2,430 | A | ア | 小学校区すべてで、展開していることで市内全域の防犯にも貢献している。府内でも有数の活動実績があり、成果も見られる。 | A | ア | 不審者や登下校中の児童生徒の事故等の減少または抑止につながっている。 | A | イ | — | B | 全国で子どもたちが被害者となる事案はその後も後を絶たず、地域住民による見守りの重要性はますます高まっている。課題である後継者の問題を改善しつつ、継続して見守りを続けることが必要と考える。 | イ | c,e |
| 7506 | 学校支援地域本部事業 | 指導課 | 幼・小・中学校の児童生徒,幼・小・中学校の教職員 | 学校支援ボランティアによる取組み。<br>文部科学省の「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」（補助事業）を活用し、「学校支援地域本部」事業を各地域の課題やニーズに応じて実施することにより、教育コミュニティづくりの一層の推進を図る。<br>・地域住民による学校支援活動への協力。<br>・学校支援ボランティア（無償）による学習支援、環境整備、登下校の見守り等の取組み。 | 学校を核とした地域の教育コミュニティを確立する。また、そのために学校の教育活動を支援するため、地域に学校の応援団を作る。 | 3,645 | A | イ | 地域フェスタなどの開催により、学校と地域・市民の連携が図られるようになってきている。 | A | ア | 各校の支援につながっている。 | A | イ | — | A | — | イ | c,e |
| 7507 | 学力向上対策事業 | 指導課 | 小・中学校の児童生徒,小・中学校の教職員 | 小・中学校における学力向上に向けた授業研究及び教職員研修の支援。<br>・小・中学校の教職員の授業力及び資質向上のための校内研修を支援。<br>・児童・生徒の興味・関心を高め、理解力を向上させるための授業研究の推進。 | 学力調査の結果を踏まえ、学校の取組みを検証して、授業や教育課程の改善に活かすことにより学力の向上めざす。また、小中学校が連携して子ども達の自己実現を支える。 | 6,984 | A | ア | 現状では適切であると判断しており、他団体と比較しても問題はないと考えている。 | A | ア | 中期的には授業改善などの成果が見られるが、全国調査等の結果においては、目標とする結果は得られていない。 | A | イ | — | A | 保護者・市民が安心して子育てができるまちづくりに貢献できるよう、引き続き学力向上及び生きる力の育成に努める。<br>学力調査結果を日々の教育活動に生かすよう、研究をさらに進める。 | イ | e |
| 7508 | 学校水泳授業支援事業 | 指導課 | 小、中学校の児童生徒 | 本事業は、泉南市立小学校の体育科及び同市立幼稚園の保育における水泳指導について業務委託することにより、プール施設、指導業務及び、移動手段を確保し、当該学校園における円滑な水泳指導に資する。 | 水泳運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、クロールや平泳ぎ等の技術を身に付けることができる。<br>自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができる。 | 4,524 | A | ア | 市民のニーズや事業規模は、合っていると判断している。 | A | ア | 子どもたちの実施後のアンケートからもわかるように、95%以上がわかりやすく、楽しい学習であったと評価している。 | A | イ | 現時点では、安全確保のための監視員や専門指導員の配置数は、十分である。この状態を維持していきたい。 | A | 指定管理者の人材を活用し、子どもたちが専門的な指導を受けられる学習環境は、このまま継続していきたい。 | ア | |
| 7509 | 教育支援センター事業 | 指導課 | 幼・小・中学校の児童生徒,幼・小・中学校の教職員 | 幼稚園及び小中学校の園児、児童・生徒の学校園での生活における問題行動、発達障害、不登校、虐待等の課題に対応するための支援を行う。<br>教育相談員、SC、SSW、教育支援センター指導員などが、園児、児童・生徒、保護者、教職員に対しカウンセリングや相談（電話、家庭訪問、学校訪問、教育相談室、教育支援センター等）、発達検査などを行ったり、関係機関によるケース会議を実施。 | ・園児、児童・生徒の問題行動や不登校の解消と生きる力の育成を図る。<br>・発達障害についての理解と適切な支援に向けた教職員の資質及び指導力の向上をめざす。 | 14,542 | A | ア | 市民ニーズはますます高まっており、他団体と比較しても適切であると考えている。 | A | ア | 多様なニーズに概ね対応できている。 | A | イ | — | B | 関係機関との連携により多くの子どもや家庭の支援につながっているが、課題はより複雑化・多様化しており、その都度新たな対応を求められている。 | ア | |
| 7510 | 教育研究事業 | 指導課 | 大阪府等各教育研究協議会,泉南市教育研究協議会 | 府内市町村教育委員会や公立学校等と連携・連絡調整を行うことで、教職員の研究活動を円滑にし、その成果の普及に努めるために、教育研究団体に負担金を交付する。<br>市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校の保育士・教職員で構成する教育研究団体に補助金を交付する。 | 教職員・保育士が研究活動を積極的に参加、推進することによって、教科や領域における指導力を向上させる。<br>また、その結果として、幼児・児童・生徒の「生きる力」を育成するとともに、様々な課題の解消につなげる。 | 3,273 | A | ア | 教育現場における教員が指導力を向上させることによって、保護者や子どもたちに必要な学校づくりにつながる。 | A | ア | 経験の少ない教職員の育成に成果が現れている。 | A | イ | — | A | 今後も各年度ごとに必要性を把握し、効果検証に努める。 | ア | |
| 7601 | 学校建物および設備使用許可申請事務事業 | 生涯学習課 | 市民 | 市民の健康増進、体力づくりの場の提供として、学校教育に支障のない範囲で市内全小中学校施設（体育館、教室、グラウンド）の開放を行っている。 | 自主的なスポーツ活動等を促進し、市民の健康増進、体力向上のため、学校施設の効率的な利用を図る。 | 3,393 | A | ア | 市民、団体の交流の場、スポーツ活動の場として、多くの利用があることから、学校施設開放に対するニーズに応えている。 | A | ア | 市民、団体の交流の場、スポーツ活動の場として施設を十分に活用されている。 | B | イ | 申請に対する承認事務であるため、コストは最小限に抑えられている。 | B | 減免団体を明確化するとともにより適切に受益者負担を求めることができるか検討する。 | イ | b |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 7602 | 後援名義使用許可申請事務事業 | 生涯学習課 | 後援を希望する団体 | 団体からの申請により、市民の文化、スポーツ振興に寄与する事業に対し、後援名義の使用を承認する。 | スポーツ、文化事業に対し、側面からの支援によって、団体の自発的活動の活性化が図られ、人材の育成、発掘を促す。 | 463 | A | ア | 団体に対し、市民の文化、スポーツの向上に寄与するものに限り後援名義を承認しており、市民の参加につながっている。 | A | ア | 側面的支援により、団体の活動の活性化が図られ、事業内容の発展、人材の育成につながっている。 | A | イ | 申請に対する承認事務であるため、コストは最小限に抑えられている。 | A | 事業報告書を受け、一層の参加者の増加、団体の活動の活性化を図るため、市としても事業に対する評価、助言等を行うことも必要である。 | ア | |
| 7603 | こども110番の家事業 | 生涯学習課 | 市内幼稚園、小学校、中学校の園児・児童・生徒 | 子どもの登下校における安全確保を目的とし、小学校を通じて、校区の保護者、個人、事業者に対し協力を求め、「こども110番」の旗の配布を行っている。 | 「こども110番」の旗の掲示により、犯罪の抑制及び、家庭、地域が連携し、子どもを犯罪から守る。 | 463 | A | ア | 子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多い中、子どもの安全を守ることは市の責務である。 | A | イ | 継続して協力いただいている方が一定数いるが、新規の配布数、協力者が頭打ちになっている。 | A | イ | 市民、事業所の協力により運営されており、最小のコストで実施されている。 | A | 近年の子どもが犯罪に巻きまれる事件が多発する中、市内各個人、事業者に更なる協力を依頼する。 | ア | |
| 7604 | 社会教育委員会運営事業 | 生涯学習課 | 社会教育委員 | 社会教育法の規定に基づき、任意に設置されたものであり、社会教育行政について、幅広い意見を反映するために教育委員会の諮問機関として設置している。<br>委員の任期は2年で、現員数は11名。会議は年2回（7月、2月）開催。<br>主な職務は社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に対する意見陳述、社会教育に関する研究調査、社会教育団体等に対する助言と指導、社会教育に関する各種研修会（全国、近畿地区社会教育委員研修会など）への参加も行っている。 | 会議、研修会への参加者が増えることにより、活発な意見交や提案、研修会での識見が広められ、社会教育委員全体の資質の向上、及び委員会活動の活性化を促す。 | 3,292 | A | ア | 会議、研修会への出席、参加も積極的に行われている。 | A | ア | 社会教育関係団体間の情報交換や意見調整など、地域や現代の社会教育に対する課題の解決に対し、取り組んでいる。 | A | イ | 研修会参加人数等の見直しを行って、コスト削減に取り組んでいる。 | A | 社会教育委員として社会教育の諸計画の立案や教育委員会への提言等、積極的に職責を果たしている。 | ア | |
| 7605 | 社会教育推進事業 | 生涯学習課 | 市民,社会教育関係団体 | 社会教育関係団体が開催する事業運営にあたり、スムーズに進行できるよう、指導、助言などを行う。<br>団体名：泉南市文化協会・泉南市婦人団体協議会 | 活動の活性化を促し、組織の強化、会員の拡大を図る。 | 6,042 | A | ア | 特定の分野、世代に偏ることなく、幅広い世代を対象に行う必要がある。 | B | イ | イベントや講座の周知は図られているものの、市民の参加、参加団体は頭打ちの状態となっており、会員数にも大きな変化はない。 | A | ア | 詳細な事業内容、運営方法の見直し、統廃合によりコストの削減が図られる可能性もある。 | A | 会員が減少傾向にあり、組織の強化、活動の活性化のためにも、情報の共有と連携強化が必要。 | ア | |
| 7606 | 人権教育事業 | 生涯学習課 | 市民 | 人権啓発のため市民に対し、人権教育講座をおこなう。また、識字教室を運営し、非識字者に対する学習の場づくりを行う。講座は識字教室研修会および職員研修を兼ね、市民・学級生・行政職員が人権について共同学習の場をもつことにより、さらにつながりを深める。<br>●人権教育講座　5講座<br>●識字教室　火曜日9:15～10:45 | 人権問題への気付きを促し、人権問題への関心を持ってもらう、また、非識字者の減少をめざすとともに、識字教育の充実を図る。 | 2,007 | A | ア | 対象範囲は市民であり適正である。講座内容については、社会環境に合うよう、新たな人権課題を取り入れることもしており、講座参加者に対してのアンケート結果は良かったという意見が多い。講師費用等も適正価格である。 | B | イ | 講座に関しては人権問題を市民の一人ひとりが自分にかかわる問題として人権を考えるよい機会となり、一定の成果が得られている。識字教室生に関しては目的通り非識字者が減少している。 | A | イ | 最小の経費で最大の効果をあげるように努めている。 | B | 人権教育講座は他の人権に関わる講座担当との部署と情報共有、テーマ等精査により、それぞれの役割を位置付ける。識字教室に関しては、目的を維持しつつ、時代にあわせた教室の内容を検討していく。 | イ | b |
| 7607 | 生涯学習推進事業 | 生涯学習課 | 市民 | ABC委員会等が主催するイベントや講座、発表会の開催について、参加団体との連絡調整や助言、指導など側面的支援を行っている。 | ABC委員会等の主催するイベントや伝承文化団体が開催する教室などを通じ団体活動の活性化を促すとともに、市民、団体の生涯学習の発表の場と地域郷土芸能に触れる場などを提供し、会員の拡大と参加者の満足度を高め、よりよい事業内容を目指す。 | 3,203 | A | ア | コンサートや、盆踊り、踊り教室など、積極的に開催し、周知に努めているが、特定の分野、世代に偏ることなく、幅広い世代を対象に行う必要がある。 | B | イ | 地域の文化、魅力の再発見につながっているが、イベントや講座の周知は図られているものの、市民の参加、参加団体は頭打ちの状態となっている。 | A | イ | 可能なものはすでにコスト削減を行っており、これ以上の削減は困難である。 | B | 参加者、参加団体が横ばいの中、よりニーズの高い分野を検討し、そこに集中した事業を行うほか、特定の世代に偏らないようにも配慮しないければならない。 | イ | b |
| 7608 | 成人記念祭開催事業 | 生涯学習課 | 新成人 | 市広報及び新成人に対しハガキで通知している。成人記念祭を、新成人の実行委員が中心になり、開催・運営を行っている。<br>一部式典（国歌斉唱・式辞・花束贈呈・祝福激励・祝辞・来賓紹介・祝電披露・新成人の主張）二部アトラクション（吉本芸人によるステージ） | 新成人に対し祝福、激励を行い併せて「権利と義務」について考える機会を与える。 | 2,283 | B | イ | 対象範囲、新成人のニーズに合っている。 | A | イ | 約7割の参加者（出席率）を得ている。また、啓発も行えている。 | A | イ | 可能なものはすでにコスト削減を行っており、困難である。 | B | 今年度実施した開催日時の変更により参加率の向上など一定の効果があった。今後も今年度と同様の開催日時とし、効果を確認していく。 | イ | b |
| 7609 | 青少年指導員運営事業 | 生涯学習課 | 青少年,青少年指導員 | 青少年の健全育成・非行防止の為、青色パトロール・夜間パトロール・祭礼パトロール・各小学校でのあいさつ運動、研修等、年間をとおしてさまざまな活動をしている。<br>任期　2年　各小学校区より選任。<br>活動内容<br>毎月1日～5日　青色回転灯広報パトロール<br>5月～8月　夜店パトロール<br>毎月8日　各10小学校　朝のあいさつ運動<br>毎月第2土曜日　夜間パトロール<br>祭礼パトロール　他 | 青少年を対象とし、行政・警察・地域・各学校等との連携を密にとり、青少年の健全育成及び非行防止を推進する。 | 5,663 | A | ア | 現在の状況として、ニーズがあっていることや、成果もあげてきており、適切である。 | A | ア | 啓発活動をすることにより、地域からも見守りの必要な場所の情報を得られ、また警察との連携により非行防止活動につながっている。 | A | イ | 事業費自体が指導員への報酬がほとんどであり、指導員の活動量からみても妥当であると考える。 | A | 青少年を取り巻く環境は厳しく、更なる関係機関との連携が必要となる。 | ア | |
| 7610 | 青少年教育団体支援運営事業 | 生涯学習課 | 青少年吹奏楽団,少年少女合唱団 | 泉南市青少年吹奏楽団及び少年少女合唱団に対し、練習場所の確保及びコンサート等の運営の補助・備品の管理等を行っている。<br>練習日<br>吹奏楽団　毎週土・日曜日<br>合唱団　毎週土曜日 | 演奏会をはじめとする各行事への参加や青少年活動への助成を通して青少年の健全な成長と泉南市の文化の高揚と発展に努める。 | 3,816 | A | ア | 演奏会への来客数が増加しており、中には満員で入れないコンサートもあり市民ニーズは非常に高いものになってきている。 | A | ア | 定期演奏会・市の行事に参加することで市民の市政への関心や理解を深めるうえでも効果的な広報活動につながっている。 | A | イ | 可能なものはすでにコスト削減を行っており困難である。 | B | 団員が少なく、発表の機会が少ない。 | イ | b |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 7611 | 青少年問題協議会運営事業 | 生涯学習課 | 青少年 | 青少年を取り巻く問題を考えるため各種団体の長等を委員とし協議会を開催し、青少年の指導、育成、保護及び矯正についての総合的施策の調査審議を行う。 | 青少年健全育成の為、地域や関係機関が連携して非行を未然に防止することにつなげていく。 | 77 | A | ア | 協議会での課題を共有し諸活動につなげていくうえで合っている。 | A | ア | 色々な視点での意見交換を行うことで、現状や課題が見え、対策を講じている。 | A | イ | 可能なものはすでにコスト削減を行っており、困難である。 | A | 幅広く意見の集約するため関係機関との連携強化につとめる。 | ア | |
| 7612 | 泉南市こども夢事業 | 生涯学習課 | 市内2中学校の中学2年生 | 元サッカー日本代表、Jリーグ選手をはじめ様々なアスリート等を、特別授業講師「夢先生」として迎え、実体験等に基づく授業を通して、フェアプレー精神や協力すること、夢を持つことの大切さ、失敗を乗り越えて夢や目標に向けて努力しようとする意識や態度を育む。<br>令和元年度は、泉南中学校及び一丘中学校の2年生系8クラスの生徒を対象に実施。 | 夢を持つことの大切さ、失敗を乗り越えて夢や目標に向けて努力しようとする意識や態度を育む。 | 1,781 | A | ア | 次代を担う青少年を対象にすることで、健全育成を図る。 | A | ア | 事前アンケートや事後アンケート、夢シートから夢を持つことへの意識向上が見られ、教員からもこのような機会を増やしてほしい等の感想があった。 | A | イ | — | B | 事業方法や内容を改善し、参加者増を実現する。 | イ | b |
| 7613 | 留守家庭児童会運営事業 | 生涯学習課 | 小学1年生～6年生の児童,小学1年生～6年生入会受付 | 保護者が、就労等により、放課後留守家庭になる児童に対して、市内9校10箇所で留守家庭児童会を開設し、適切な遊び、生活の場を提供する。年間を通して、入会受け付けを行なっている。 | 放課後に留守家庭となる児童に対し、適切な遊び、生活の場となる安全・安心な居場所を提供する。 | 124,141 | A | イ | 概ね入会希望者には入会していただいているが、入所を一時待機となっている児童もいる。 | B | イ | 留守家庭児童会の良さが認識されたことと、働く世帯が増えてきており、保育時間を延長したことでより利用しやすくなっている。一方で、入所を一時待機となっている児童もいる。 | A | ア | 民間委託又は指定管理者制度の導入 | B | 適切な会計処理に努めるとともに、市民ニーズ、児童福祉法及び条例に基づき事業を進める。 | イ | b |
| 7614 | 青少年の森管理運営事業 | 生涯学習課 | 市民 | 年間をとおしてキャンプ及びその他レクリエーションを行う場として貸付けを行っている。<br>利用開始　5日前までに生涯学習課にて受付し許可書を発行している。 | 青少年が自然に親しみ、たくましい身体及び精神力を養い、規律ある生活体験、集団活動の中で、団体、愛情、組織の必要性を体得する。 | 3,906 | A | イ | 青少年教育に対する運営のため対象範囲や社会環境に適している。 | B | ア | さまざまな団体、グループが利用している。 | A | イ | 限られた財源の中で、運営しておりNPO法人協力のもと、低コストを心がけておりこれ以上の削減は運営が厳しいものとなる。 | B | 利用者増に向けたPRを積極的に行うとともに、事業の連携やりんくう公園キャンプ場の開設後に廃止を含め検討する。 | イ | b |
| 7615 | 文化財保存活用事業 | 生涯学習課 | 市民 | 文化財保護法に規定される文化財の保存等を目的とした調査を実施し、その成果を市民等を対象にした教育普及プログラムなどで活用することで、市民に文化財等の活用を促す。 | 文化財の保存及び活用の担い手創造をめざす。 | 9,090 | B | イ | 市民のニーズに合わせて個別の事業を実施している。 | B | イ | リピーターが多いことから利用者の満足度は高いが、新規利用者の獲得ができていないため。 | A | ア | 近隣町村と事業の広域化を図り、事務事業を統合することでることで、人件費の削減が可能。 | B | 市民ニーズに合わせた事業の枠組みと、担い手育成と重点的に実施するため、「文化財保存活用地域計画」の策定が望ましい。 | イ | a |
| 7616 | 史跡海会寺跡広場施設維持管理事業 | 生涯学習課 | 史跡海会寺跡広場,利用者 | 国史跡であり、史跡公園として整備されている海会寺跡を、歴史的環境に触れる場として、安全で快適な施設として、清掃やスズメバチ駆除などの日常的な管理を行う。<br>設置後20年以上経過していることから、経年劣化による不具合や、型式失効（メーカー推奨交換時期）をむかえた設備は、補助金等の財源確保に努めつつ修繕を行っている。 | 当該設備を安全かつ快適な環境に保つことで、設備の長寿命化をめざし、市民に歴史的環境に触れる場と機会を長期的に提供できる環境を整える。 | 8,263 | A | ア | 歴史に触れあう場、憩いの広場を提供する事業として市民のニーズに適合するものと考えられる。 | A | ア | 利用者の安全が確保されている。 | B | ア | 市民協働で、施設の維持管理作業と、施設でのイベントとリンクさせることで維持管理と利用促進を両立（コスト削減）させる取組を試行中。 | B | 施設の老朽化と、植栽の繁茂など、年々増加が見込まれるコストに効率的に対応する方策の検討が必要。 | イ | b |
| 7617 | 埋蔵文化財センター施設維持管理事業 | 生涯学習課 | 埋蔵文化財センター | 埋蔵文化財センターの施設維持管理として、浄化槽維持管理、清掃、電気工作物保安、警備、エレベーター保守、ごみ収集、消防点検、受水槽清掃の各業務を外部委託し、定期的な点検等を行っている。<br>設置後20年以上経過していることから、経年劣化による不具合や、型式失効（メーカー推奨交換時期）をむかえた設備は、補助金等の財源確保に努めつつ修繕を行っている。 | 当該設備を安全かつ快適な環境に保つことで、設備の長寿命化をめざし、市民に歴史的環境に触れる場と機会を長期的に提供できる環境を整える。 | 13,170 | A | イ | 市民ニーズを重視し、市民に対して多面的（事業の共同実施やアウトリーチ、事業への参画など）な利用形態を用意している。 | B | イ | 文化財の普及啓発および、埋蔵文化財の調査・研究・整理・保管のための施設は有効に活用されているが、設置当初に比べて大幅な職員減によって余剰スペースが生じている。しかしながらこれらを活用するためには現在の職員数では困難である。 | A | ア | 埋蔵文化財にかかる事務の広域化により、人件費の削減と施設管理の財源確保が見込まれる。 | B | 将来的には経年劣化が進むと予測されることから、今後見込まれる修繕等にともなう財源の確保が必要である。 | イ | b |
| 7618 | 子どもの居場所づくり事業 | 生涯学習課 | 泉南市民 | 子どもの主体的に学ぶ力をはぐくむことが目的。多人数で相談しながら一つの空間で創造活動の場を提供した。（牛乳パック1,000個を使った造形遊び） | 市内在住の子どもの主体的に学ぶ力をはぐくむこと。 | 2,230 | B | イ | 現状では市民の一部にニーズがあるのみ。 | B | ア | 利用者の満足度は高い。 | B | ア | 高温多湿の夏季（開催スケジュールの予定が立てづらい時期）に実施するのであれば、直営型式が最適の実施方法であるが、プログラム内容を再検討することでコスト削減は可能。 | B | 実施内容を再度検討する。（人件費の削減） | イ | b |
| 7619 | スポーツ推進委員事業 | 生涯学習課 | 市民 | 市から委嘱されたスポーツ推進委員（20名）によって、親子スポーツ教室（親子でかけっこ、鉄棒、マット、グラウンドゴルフ、ボール運動など様々なスポーツを体験する教室）わくわくSports教室（誰でも気軽に楽しくスポーツを目的）などの事業を実施する。 | 参加者（特に子ども）にスポーツを身近に感じてもらい、スポーツを楽しんでもらう。 | 1,371 | A | ア | 子どもが気軽に参加しやすく、スポーツをするきっかけになりやすいものである。 | A | ア | 開催する事業は参加者（特に子ども）も多く、スポーツをするきっかけとなり、スポーツ人口向上に貢献している。 | B | イ | 可能なものはすでにコスト削減を行っており、困難である。 | A | 事業を行っていくことで子どもが気軽に参加しやすく、スポーツをするきっかけになり、市民の健康増進に寄与するものと考えられる。 | ア | |
| 7620 | 保健体育推進団体参画事業 | 生涯学習課 | 泉南市体育協会 | 毎年、大阪府総合体育大会（中央大会・地区大会）が開催され、様々な競技において市町村対抗で行われているが、この大会に出場する選手の派遣を泉南市体育協会に要請している。 | 各競技を通して、参加者のスポーツ活動交流の場となる。 | 1,065 | A | ア | 近隣他市町と比較して適切である。 | A | イ | 大会を通じて、市のスポーツ振興に貢献している。 | A | イ | 可能なものはすでにコスト削減を行っており、困難である。 | A | 大阪府主催の大会で、各競技共、市町対抗戦になっているので、現状を変えることはできない。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | | 事務事業の評価 | | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 7621 | 保健体育推進団体支援事業 | 生涯学習課 | 泉南市体育協会,泉南市スポーツ少年団 | 泉南市体育協会・泉南市スポーツ少年団に対して、活動事業費として、市の補助金を交付する。<br>体育協会活動内容<br>総会（年1回4月）、常任理事会・理事会（毎月開催）、指導者研修会（スポ少共催）（5月）府総体選手激励会兼市総体開会式（6月）、府総体泉南地区大会及び中央大会（6月～）泉南市総合体育大会（8月～）、りんくうマラソン大会（11月）大阪府市町村対抗駅伝大会（2月）、KXI泉州国際マラソン大会（2月）<br>スポーツ少年団活動内容<br>総会（年1回4月）・本部会議（毎月開催）、入団式（4月）、指導者研修会（体協共催）（5月）、サマーキャンプ（7月）、体力テスト会（9月）、駅伝大会（1月）、新年交流会（市体育協会と合同）（1月）、団員募集（2月）、泉南地区スポーツ少年団連絡協議会・指導者協議会合同会議（年5回）、泉南地区スポーツ少年団大会（各種目、4月～3月）、泉南地区スポーツ少年団指導者研修交流大会（11月）、泉南地区スポーツ少年団団員交流会（1月）他。<br>各団体へ砂川厚生福祉センターの貸し出しを行う。 | 泉南市体育協会又は各競技協会の育成・向上発展を助長し、市民又は会員の健康や体力づくりとなる。<br>泉南市スポーツ少年団又は各単位団の育成・向上発展を助長し、青少年の健全育成を行う。<br>砂川厚生福祉センターを利用することでアスリートの養成を図る。 | 1,766 | A | イ | 活動内容は厳選されており適切である。 | A | ア | スポーツ活動に精通した各団体に補助金を交付することで、スポーツの推進に貢献している。 | A | イ | 各スポーツ団体の活動を成果を下げずにコストを下げることは難しい。 | A | スポーツ活動に精通した各団体に補助金を交付することで、スポーツの推進に貢献している。 | ア | |
| 7622 | りんくうマラソン大会事業 | 生涯学習課 | 市民 | H30年度までは泉南市体育協会に対して、市が委託料を支払い、りんくうマラソン大会の準備・運営を委託していた。R元年度からは泉南市りんくうマラソン実行委員会を設立しりんくうマラソン大会の準備運営を行う。<br>種目<br>小学生の部男子（2km）・女子（2km） 中学生の部男子（3km）・女子（2km）<br>一般の部男子（8km）・女子（8km） 壮年の部男子（3km）・女子（2km）<br>学童の部低学年（1km）・高学年（1km） ファミリーの部（1km） シルバーの部（1km） | スポーツレクリエーション活動の場の機会を提供している。 | 2,655 | A | ア | 多数コース設定があり、ニーズに合っている。 | A | イ | 一定の参加者が確保されていて、スポーツに親しめる場となっている。 | B | イ | 可能なものはすでにコスト削減を行っており、困難である。 | B | R元年度実行委員会設立。官民連携の強みを活かしたマラソン大会の企画が課題となる。 | イ | b |
| 7623 | 市総合体育大会事業 | 生涯学習課 | 市民 | 泉南市体育協会に対して市総合体育大会の準備・運営を委託している。<br>開催時期9月～12月<br>大会競技数 16種目 | 多くの市民が、スポーツレクリエーション活動に参加する。 | 1,125 | A | イ | 競技内容は厳選されており、適切である。 | A | イ | 参加者数は多少減少しているが、今後、参加者数を増やす工夫が必要である。 | A | イ | 可能なものはすでにコスト削減を行っており、困難である。 | A | 市総合体育大会として、対外的に泉南市をアピールするという点からは計画通り事業を進める必要がある。 | ア | |
| 7624 | 関西ワールドマスターズゲームズ開催事業 | 生涯学習課 | 参加者,広く市民一般 | 2021年5月14日（金）～30日（日）に第10回記念大会としてアジアで初めて開催される生涯スポーツの祭典である「ワールドマスターズゲームズ関西2021」においてタルイサザンビーチを会場としてオープンウォーター競技を開催に向けた諸準備を行う。（泉南市における開催日は5月29日（土））） | 会議、会合、協議に参加、開催を行うことで確実に準備を行う。<br>大会、競技をPRし周知を図ることで大会の機運醸成を図り、参加者を募集する。 | 12,462 | A | ア | 泉南市において初めて世界大会に参画することを通じて、スポーツを楽しむ機運を醸成し、生涯スポーツ社会の実現に寄与するもので市民ニーズ、社会環境に合致している。 | B | ア | 泉南市実行委員会が発足され競技開催の準備が進められている。 | B | イ | 事業は組織委員会の計画に基づいて行われるものであり、今後、人件費、事業費の重点的かつ集中的に投資を行わなければならない。 | B | 本事業はスポーツだけでなく、観光、国際交流など庁内横断的な事業を含んでおり、既存の組織で行うのではなく庁内における新組織の創設が必要である。 | イ | a,b |
| 7625 | 市民体育館等指定管理事業 | 生涯学習課 | 市民体育館・双子川テニスコート・泉南市民球場 | 泉南市立市民体育館等の管理運営に関する基本協定書に基づき、体育施設（市民体育館・双子川テニスコート・泉南市民球場）を指定管理者に運営させる。 | 既存施設の機能を最大限に活用し、施設の充実をはかる。 | 46,737 | A | ア | 指定管理制度を利用して民間（泉南市体育協会）が管理運営することでコストを削減している。 | A | ア | 利用希望者が多く、成果は得られている。 | A | イ | 予約システム等のIT化は一定導入している。 | B | R元年度からのネーミングライツ収入の利用方法が課題である。 | イ | b |
| 7626 | 防災拠点管理運営事業 | 生涯学習課 | 大阪府南部広域防災拠点 | ①災害時の大阪府の防災拠点としての施設であり、市がスポーツ施設として利用する部分の保守管理・点検等の警備業務を行う。<br>②通常はスポーツ施設（りんくう体育館・公園広場・運動広場）として、一般利用者に利用してもらい、有効活用している。 | ①緊急時の防災施設として、万全に対応できる。<br>②通常時において、市民の体力の増進、健康維持を行う。 | 11,845 | A | ア | 体育館・公園広場・運動広場の利用料は適度であると思われる。 | A | ア | トラブルも無く、防災拠点として管理運営されており、また、スポーツ施設としても、利用希望者が多く、成果は得られている。 | A | イ | 防災拠点として、あるいはスポーツ施設として、利用促進のPR活動（広報等）を行う。 | A | 府の防災施設であるが、スポーツ施設としての有効利用という点で、利用者の体力の増進・健康維持向上に貢献している。 | ア | |
| 7627 | なみはやグラウンド管理運営事業 | 生涯学習課 | なみはやグラウンド | 当グラウンドは大阪府の下水道施設内にある施設であるが、地域還元という趣旨で、スポーツ施設として、利用者に利用してもらい、有効活用している。 | グラウンドを適切に管理することによって、良好な状態を保つことで、利用者に開放し、施設利用者のスポーツの場を提供する。 | 11,697 | A | ア | 良好な条件のグラウンドを無料で開放しているので、利用者には好評である。 | A | ア | 利用希望者が多く、成果は得られている。 | A | イ | 可能なものはすでにコスト削減を行っており、困難である。 | C | 令和2年度に泉南市りんくう公園が供用開始することから、一帯を市のスポーツ拠点エリアとして位置付け、管理の主体変更を検討するべき。 | イ | b |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 7628 | スポーツ施設管理運営事業 | 生涯学習課 | 柔道場・樽井小学校旧講堂・青少年運動広場 | 柔道場及び樽井小旧講堂、青少年運動広場（鳴滝グラウンド）の施設の維持管理業務、修繕業務などの管理運営をおこなっている。柔道場、樽井小旧講堂の利用受付は市民体育館で行い、鳴滝グラウンドについては、地元区長の受付管理のもと、それぞれの施設において、利用者にスポーツの場を提供している。 | 3施設を開放し、施設利用者のスポーツの場を提供する。 | 372 | A | イ | グラウンド施設を利用者に供している。 | C | イ | できる範囲での施設の修繕は行っている。 | A | イ | 可能なものはすでにコスト削減を行っており、困難である。 | B | 現在、台風被害により閉鎖している施設の取り扱いについて検討が必要。 | イ | b |
| 7701 | 公民館運営事業 | 文化振興課 | 市民 | ○公民館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について調査・審議することを目的とするため公民館運営審議会を設置。<br>○中央公民館としての樽井公民館と信達公民館、新家公民館、西信達公民館の管理・運営を実施。<br>○生涯学習の講座や市民・団体のサークル活動の拠点として利用している。<br>○休館日：火曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日<br>○利用時間：午前9時から午後10時、月曜日は正午まで。<br>○施設使用料：有料<br>○夜間業務は、泉南市シルバー人材センターに委託。 | 円滑な事務手続きによって、対象である市民の利便性と公民館利用の促進を図る。 | 36,568 | A | ア | 市民ニーズは多様化、高度化しており、限られた予算のなかで創造と工夫を凝らして対応している。 | A | ア | 多様な学習機会の提供、自発的な学習機会の援助、地域活動の拠点として機能を備え、その成果が十分に得られていると考える。 | A | イ | 各公民館は経年劣化が進んでおり、維持管理に要する費用は今後も増大する可能性が高いため、コストの削減は難しい。社会教育施設として運営するためには現状の手法以外は難しい。 | A | 多種多様な、高度化する市民のニーズに合った事業を企画するとともに、関係各課と連携した効果的な公民館運営を実施していく必要がある。 | ア | |
| 7702 | 文化・芸術活動推進事業 | 文化振興課 | 市民 | 公民館等において、発表の場の提供、施設利用料金の減免、広報活動を行うことによって、市民による自発的な文化、芸術活動や発表を支援する。 | 泉南市の文化・芸術活動の発展を目指す。 | 1,745 | A | ア | 限られた予算の範囲内での、適切な支出と考える。 | A | ア | 自発的な学習機会の提供、援助を通して、その効果が十分に行われていると考える。 | A | イ | 人件費のみの最小の経費で実施しており、削減は難しい。 | A | 今後、益々活発化するであろう生涯学習社会において、市民の文化・芸術活動の場、発表の場の確保することは、大いに必要とされるところである。 | ア | |
| 7703 | 講座開催事業 | 文化振興課 | 講座を受ける市民 | 現状に必要な講座、市民のニーズなどを分析し、様々な公民館講座を企画し、社会教育を推進する。<br>（実施した講座類）<br>●シニアいきいき講座（6回）①ストレッチ体操～ゆっくりと体をのばしましょう～②さわやかな風を呼び込む～夏の寄せ植え③窓辺に涼しさを～ハーバリウムを作ろう！④レクリエーション～楽しく体を動かしましょう～⑤ラフターヨガを体験！～笑って笑って、心も体も健康に！～⑥相続と遺言の留意点<br>●防災講座3種類（①気象防災②家庭防災③災害ボランティア）<br>●演奏会2種類（①アイリッシュハープとフルート②ホイッスル）<br>●お掃除講座　●落語寄席 | 【対象】全市民を対象にして、受講希望者は全員受講できる体制を目指す。（年齢制限廃止など）<br>【狙い】社会に必要な知識・教養・情報を、個人負担を最小にして学べる機会を提供する。<br>提供する知識教養等は、市民からのニーズだけでなく、市民が気付いていない必要性の高いものも精査して提供する。そして、その後の自主的学習意欲を高め、社会教育・生涯学習の発展に寄与する。<br>また、公民館での学びを通して、人とのつながりを発展させ、地域コミュニティを育成する。 | 7,399 | A | ア | 講座の参加者からアンケートで意見、感想を聞き、その結果を以後の事業に反映させている。そのことによって市民から高いニーズを得ていると考えている。 | A | ア | 多様な講師による、幅広い年齢層の市民を対象とした講座を多数実施することにより、より高度な社会教育の成果を上げている。 | A | イ | 講座の経費については、報償費のほか最小の経費で実施しており、削減は難しい。職員による講師など、経費が掛からない方法も実施した。 | A | 参加者の人数のみに捉われることなく、市民のニーズ、必要性にあった、よりきめ細やかな事業を展開するとともに、効率性の観点からもコストを意識した事業運営を行っていくように努める。 | イ | b,c |
| 7704 | 図書館運営事業 | 文化振興課 | 市民（市内在学、在勤者を含む）,18歳以下の子ども | 図書館法に基づき、各種図書館サービスを提供する。<br>主な事業内容は、図書・視聴覚資料・雑誌・新聞・地域資料・郷土資料・行政資料、多言語資料等の幅広い図書館資料の収集と、求められる資料や情報の提供、予約・リクエストサービス、調査相談（レファレンス・サービス）、読書相談、自動車図書館の運営、学校・市民ボランティア等の団体支援、子育て世代へのサービス、高齢者・障害者サービス、各種行事や講座等の開催、各種ブックリストの発行等。子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成30年3月に「第2次泉南市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の環境整備を図る。令和元年度は水ナス事業として「中学生の読書力アップ推進事業」、「シニアブック便」を実施し、中学生や高齢者施設への本の配達を行う。また6月からは、岸和田市以南の泉州5市3町で広域貸出を開始し、域内の各図書館での貸出が可能とした。 | 図書館資料や情報の収集と提供、調査相談、障害者・高齢者に対するサービスなどを通じて、市民の生涯学習活動や教養文化の向上を図る。<br>子どもが自主的な読書活動を行える環境を整備することで、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、豊かな想像力を身につけるようにすることで、子どもの健やかな成長に寄与すること目指す。 | 53,961 | A | イ | 市民ニーズや学校等の団体のニーズは、多様化・高度化しており、限られた予算の中で創意工夫を凝らして対応している。 | A | ア | 市民や学校等団体の求めている資料や情報を迅速・的確に提供している。 | A | イ | 本事業は、最小の人員、経費で行っている。 | A | 広域貸出の開始や団体貸出で貸出冊数が一時的に増加しているものの、減少傾向にあることが課題。限られた予算の中で、団体サービスの拡充や自動車図書館の効果的な運用を図ることなど、市民の身近な施設で図書館サービスを享受できるようにすること、また、第2次子ども読書活動推進計画に基づいた事業の拡充を図るため、関係機関や団体と連携した効果的な図書館運営が必要。 | ア | |

| 基本的事項 | | | 事務事業の現状把握 | | | 令和元年度総事業費（人件費含）（千円） | 事務事業の評価 | | | | | | | | | 総合評価 | | 改革、改善計画 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 事務事業名 | 担当課名 | 事務事業の目的・事業内容 | | | | 目的妥当性（必要性） | | | 有効性 | | | 効率性 | | | 評価 | 個別評価の結果を踏まえて課題等を整理 | 今後の方向性 | 今後の展開方針 |
| | | | 対象 | 事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか） | 意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか） | | 評価 | 対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 期待どおりの成果が得られていますか。<br>評価 | 理由・説明等 | 評価 | 成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。<br>評価 | 理由・説明等 | | | | |
| 7705 | 文化ホール指定管理事業 | 文化振興課 | 文化ホール | 指定管理者である 国際ライフパートナー株式会社に、文化ホールの運営に係る事業の指定管理を委任し、効率的・効果的に運営できるよう管理監督する。<br>指定管理者の事業内容は、泉南市立文化ホール等指定管理に関する基本協定書に基づく、文化ホール運営事業（自主事業・貸館事業）、当該施設の維持管理等を行う。 | 指定管理者が、独自のノウハウを活かした効果的・効率的な文化ホールの運営に係る事業ができるよう管理監督し、市民の多様なニーズに応えられるよう、当該施設の適正な維持管理を行う。 | 31,002 | A | ア | 指定管理制度導入にあたっては十分検討を行った。<br>業務内容については協定書を交わし、指定管理料については、適正な手続きを行い金額を決定している。 | A | ア | 指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活かした効果的・効率的な運営により、文化ホールのサービスの質、利便性が共に向上している。 | A | イ | 指定管理料については、市民が安全安心に利用できるよう適切な維持管理費用が必要なため、成果を維持して費用を削減するには限界がある。 | A | 計画通り事業を進めることが適当であるが、施設の老朽化が顕著で、計画的に修繕を実施していく必要がある。 | ア | |
| 7706 | 文化ホール協議会事業 | 文化振興課 | 文化ホール協議会委員 | 指定管理者が行う文化ホールの運営に関し、泉南市教育委員会の諮問に応じるとともに、ホールの行う各種事業につき、教育委員会に対して意見を述べる文化ホール協議会の運営を行う。<br>本協議会は、学校教育及び社会教育の関係者並びに公募による市民の中から、教育委員会が委員を任命し、年1回開催している。 | いろいろな立場の委員から多様かつ有益な意見を提案していただくことで、文化ホールのサービスの向上に寄与する。 | 843 | A | ア | 6名の委員がそれぞれの立場から、有益な提案をし、指定管理者は意見の聴取ができている。 | A | ア | 指定管理者による情報公開、意見交換等により、委員から有益な意見が出されており、また、指定管理者はできる範囲内でその都度改善を行っている。 | A | イ | 現在、年1回の開催で、委員数についても、条例では12名以下の規定のところ、現在6名の委員で運営しており、最小の予算規模で運営している。より幅広い立場からの意見聴取ができるように、新任委員を増やし市民委員の公募も行った。 | A | 現在、年1回の開催。委員数についても、条例では12名以下の規定のところ、現在6名の委員で運営しており、最小の予算規模で運営している。より幅広い立場からの意見聴取ができるように、新任委員を増やし市民委員の公募も行った。 | ア | |
| 7707 | 子どもの居場所づくり事業 | 文化振興課 | 市内の小・中学生 | 市内の全小学校区で、主に夏休み中の子どもたちの居場所を確保し、その居場所の中で多様な経験・体験ができるように様々な取組を行う。約200冊の本を表紙が見えるよう面展台に並べ、自由に子どもたちが手に取って読んだり、スタッフに読んでもらったりすることで、図書を使った子どもの居場所を提供。また、スタッフに地域の高齢者の方々にボランティアとして参加していただき、小・中学生と世代を超えた交流の場となる。 | 子どもの健全育成のため、誰もが自由に立ち寄ることができる本を介した居場所の提供を行う。 | 1,815 | A | ア | 参加者の声に耳を傾け、地域や他の部署とも調整を図りながら、進めていく。 | A | ア | 全小学校区での実施で、期待通りの成果が得られている。 | A | イ | 人件費については、子どもの安全を保障するためにコストのカットはできない。 | A | 夏休みに多様な経験ができる居場所として、一人でもより安全に参加できるよう、青少年センターなどと連携し問題点の検証を行う。図書館資料を通じた子どもたちの居場所づくりを進めていきたい。 | ア | |

総合評価

評価
- A ：現状のまま事業を進めることが適当
- B ：課題が少しあり事業の一部見直しが必要（事業の進め方に改善が必要）
- C ：課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要（事業規模、内容、実施主体の見直しが必要）
- D ：事業の統合、休止・廃止の検討が必要

| | |
|---|---|
| A | 303 |
| B | 75 |
| C | 4 |
| D | 5 |
| | 387 |

改革、改善案

今後の方向性
- ア ：現状のまま継続
- イ ：見直しのうえで継続
  - a ：重点化
  - b ：手段を改善
  - c ：効率化する
  - d ：簡素化する
  - e ：統合する（複数選択可）
- ウ 終了
- エ 休止
- オ 廃止

| | | | |
|---|---|---|---|
| ア | 285 | | |
| イ | 92 | a | 22 |
| | | b | 64 |
| | | c | 10 |
| | | d | 2 |
| | | e | 10 |
| ウ | 8 | | |
| エ | 0 | | |
| オ | 2 | | |
| | 387 | | |